

第1次海南市総合計画

～元気 ふれあい 安心のまち 海南～



海南市

第1次海南市総合計画

～元気 ふれあい 安心のまち 海南～

海南市



R100
この概要版は古紙配合率100%
再生紙を使用しています。

**PRINTED WITH
SOY INK**
この冊子は、大豆油インキを使用しています。

第1次海南市総合計画

～ 元 気 ふ れ あ い 安 心 の ま ち 海 南 ～

第1次海南市総合計画





～「元気 ふれあい 安心のまち 海南」を目指して～



我が国における社会経済情勢は、大きな変革期を迎えており、本市においても少子高齢化の進展、地球規模での環境問題、高度情報通信社会の到来への対応が迫られる一方、地方分権の推進により各自治体における自己責任、自己決定が強く求められています。また、多様化、高度化する市民ニーズを的確に捉えるとともに、中長期的な視野にたった計画的かつ安定的な行政運営が必要不可欠となっております。

このような状況の中で、平成17年4月1日、新設合併により誕生した本市は、合併により強化された行財政基盤やスケールメリットを最大限に活かして、市民にとって暮らしやすく、魅力のある地域づくりをどのように進めていくかが重要となってきます。

この度策定いたしました「第1次海南市総合計画」は、海南市・下津町合併協議会において作成された新市まちづくり計画を包含するとともに、さらに新たな市民ニーズを踏まえ発展させたものであり、本市における最上位計画として位置付けられるものであります。

策定に当たっては、市民の意向を反映できるよう、市民アンケート、各種団体・グループヒアリング、パブリックコメント等を実施したうえで、総合計画審議会でのご意見を反映した計画づくりを進めてまいりました。

今後は、本計画を着実に推進するために、全力を傾注してまいり所存ですが、本市の将来像である「元気 ふれあい 安心のまち 海南」を実現するためには、誰もが同じ目線に立って、お互いに思いやり、まちに誇りと愛着をもっていただくことが大切であると思っております。また、今後のまちづくりにおいては、市民と行政が将来像や目標を共有し、互いに協働して取り組むことが重要であり、この計画の実現に向け、市民の皆様と手を携えながら、よりきめ細やかな施策を展開してまいりたいと考えております。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、熱心なご審議を賜りました総合計画審議会委員の皆様、そして貴重なご意見やご提案をいただきました市議会や市民の皆様に対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

平成19年3月
海南市長 神出 政巳



目次

KAINAN CITY

基本構想

序論 はじめに

1 策定の趣旨	2
2 計画の名称	2
3 計画の構成	2
4 計画の期間	3

1 章 社会潮流の把握

1 人口減少社会の到来と少子高齢化の進展	4
2 価値観・ライフスタイルの多様化	4
3 暮らしの安全・安心の確保	5
4 循環型社会への転換	5
5 高度情報化社会の進展	6
6 産業・雇用構造の変化	6
7 広域交流の活発化	6
8 地方分権の進展	7
9 グローバル化の進展	7

2 章 海南市の特性と主要課題

1 少子高齢社会への対応	8
2 人口減少への対応	8
3 産業構造の変化への対応とまちの活力の維持	9
4 中心市街地の活性化	10
5 魅力と地域特性を活かしたまちづくり	10
6 快適で便利なまちづくり	11
7 自然環境の保全と循環型社会の構築	12
8 市民の安全を守るまちづくり	12
9 効率的・効果的な行政運営への転換	12
10 市民のまちづくりへの参加促進	13

3 章 将来人口の見通し

1 推計人口	14
2 目標人口	15

4 章 海南市の将来像

..... 16

5 章 土地利用

..... 18

6 章 計画の体系

1 政策目標	20
2 施策目標	24
3 行政運営の方針	30
4 政策・施策体系	32

**基本計画の構成**

1 基本計画の構成	34
2 基本計画の計画期間	34
3 基本計画に記載される主な内容	35

政策目標1 都市基盤が整い、快適で住みやすいまち**施策目標①-1 交通体系が整備され、日常生活が便利である**

基本施策 ①-1-1 広域幹線道路網の整備	38
基本施策 ①-1-2 生活道路の整備・改良	40
基本施策 ①-1-3 公共交通機関の充実	42

施策目標①-2 生活基盤が充実し、快適に暮らしている

基本施策 ①-2-1 快適な住環境の整備充実	44
基本施策 ①-2-2 安全な水の安定供給体制の確立	46
基本施策 ①-2-3 下水処理の充実	48
基本施策 ①-2-4 河川等の整備	50

施策目標①-3 計画的な土地利用が図られている

基本施策 ①-3-1 有効な土地利用の推進	52
基本施策 ①-3-2 市街地の整備	54

政策目標2 産業が盛んで、活気があるまち

施策目標②-1 農林水産業の振興が図られている

基本施策 ②-1-1 農林業の振興	58
基本施策 ②-1-2 水産業の振興	62

施策目標②-2 商工業が盛んで、まちに活気がある

基本施策 ②-2-1 地場産業の振興	64
基本施策 ②-2-2 商工業の振興	66
基本施策 ②-2-3 港湾の整備	68

施策目標②-3 地域資源が有効に活用され、活気に満ち賑わいがある

基本施策 ②-3-1 観光の振興	70
基本施策 ②-3-2 第一次産業と観光の融合	72

施策目標②-4 身近に働ける場がある

基本施策 ②-4-1 企業誘致・新産業創出の推進	74
基本施策 ②-4-2 雇用・労働環境の改善	76

政策目標3 人と自然が調和し、環境を大切にしているまち

施策目標③-1 自然に親しみ、自然を守り育てている

基本施策 ③-1-1 良好な自然環境の保全	80
基本施策 ③-1-2 市民の環境美化活動の推進	82

施策目標③-2 環境にやさしい暮らしをしている

基本施策 ③-2-1 循環型社会の構築	84
基本施策 ③-2-2 環境衛生対策の推進	88

政策目標4 心やさしい人が育ち、ふれあいがあるまち

施策目標④-1 子どもが確かな学力を身に付け、心豊かに元気に育っている

基本施策 ④-1-1 幼児教育の充実	90
基本施策 ④-1-2 義務教育の充実	92
基本施策 ④-1-3 高等学校教育の充実	94
基本施策 ④-1-4 青少年の健全育成	96

施策目標④-2 市民それぞれが尊重され、生きがいをもって暮らしている

基本施策 ④-2-1 生涯学習の振興	98
基本施策 ④-2-2 市民文化の高揚	102
基本施策 ④-2-3 高齢者の生きがいづくり	104
基本施策 ④-2-4 人権尊重の推進	106
基本施策 ④-2-5 男女共同参画の推進	108
基本施策 ④-2-6 スポーツ・レクリエーション活動の推進	110

施策目標④-3 主体的なコミュニティ活動や交流が行われている

基本施策④-3-1 地域コミュニティの育成……………112

基本施策④-3-2 市民の活動・交流の促進……………114

政策目標5 誰もが安心していきいきと暮らしているまち**施策目標⑤-1 保健・医療が充実し、健康が守られている**

基本施策⑤-1-1 医療体制の充実……………118

基本施策⑤-1-2 健康づくりの推進……………120

施策目標⑤-2 福祉が充実し、誰もが安心して暮らしている

基本施策⑤-2-1 障害者福祉の充実……………122

基本施策⑤-2-2 高齢者福祉の充実……………124

基本施策⑤-2-3 地域福祉社会の形成……………126

基本施策⑤-2-4 社会保障制度の充実……………128

施策目標⑤-3 安心して子育てをしている

基本施策⑤-3-1 子育てを支える環境づくり……………132

基本施策⑤-3-2 健やかに生み育てる環境づくり……………134

基本施策⑤-3-3 仕事と子育てを両立させる社会づくり……………136

政策目標6 誰もが安全に不安なく生活しているまち**施策目標⑥-1 自然災害から人・地域を守る備えができている**

基本施策⑥-1-1 防災体制の充実……………140

基本施策⑥-1-2 地域防災活動の充実……………142

基本施策⑥-1-3 災害に強いまちの基盤整備……………144

施策目標⑥-2 安全な暮らしが確保されている

基本施策⑥-2-1 防犯対策の充実……………146

基本施策⑥-2-2 交通安全対策の充実……………148

基本施策⑥-2-3 消防力の強化……………150

基本施策⑥-2-4 消費生活の安定と向上……………152

行政運営の方針 市民とともに歩む効率的な行財政運営に取り組みます**施策目標⑦-1 市民にわかりやすい開かれた行政運営が行われている**

基本施策⑦-1-1 協働のまちづくりの推進……………156

基本施策⑦-1-2 開かれた市政・情報の共有……………158

施策目標⑦-2 効率的な行財政運営が行われている

基本施策⑦-2-1 効率的な行政運営……………160

基本施策⑦-2-2 健全な財政運営……………164

海南市の6つの重点プラン	168
重点プラン① 防災対策の推進	169
重点プラン② 生活道路の整備	170
重点プラン③ 子育て支援の推進	171
重点プラン④ 若者定住の推進	172
重点プラン⑤ 高齢社会への対応	173
重点プラン⑥ 健康づくりの推進	174

KAINAN CITY

資料編

① 第1次海南市総合計画体系	176
② 成果指標一覧	184
③ 策定経過	192
④ 審議会条例	194
⑤ 審議会委員名簿	195
⑥ 基本構想諮問・答申	196
⑦ 基本計画諮問・答申	198
⑧ 用語解説	200

基本構想



KAINAN CITY

第1次海南市総合計画



序 論

はじめに

1 策定の趣旨

我が国の社会情勢は、少子高齢化や高度情報化の進展、国・地方を通じた極めて厳しい財政状況、地球環境問題の顕在化、そして地方分権の進展などにより、大きく変動し、新たな変革の時代を迎えています。

こうした状況の下、平成17年4月1日、海南市、下津町の1市1町は、全国的な市町村合併の流れの中で、新設合併し、新たな「海南市」が誕生しました。

今後本市としては、合併により強化された行財政基盤やスケールメリットを最大限に活かして、市民にとって暮らしやすく、魅力のある地域づくりをどのように進めていくかが重要となってきます。また、ますます高度化、多様化する市民ニーズに即応し、豊かさやゆとりを実感できる地域社会を築き上げていくことが求められています。

このため、今後においては、中長期的な視野に立った計画的かつ安定的な行政運営や、市民の意向を的確に把握した効率的な行政運営を推進する必要があります。さらに、まちづくりなどの市民活動や行政運営に対する市民意識の高まりを背景に、市民と行政がともに協働してまちづくりを進める必要があります。

このような社会情勢の大きな変化に的確に対応し、新しいまちづくりを総合的かつ計画的に進めていくため、合併時に策定した新市まちづくり計画を基本としつつ、将来、どのような市民生活や地域社会の状態を目指すのかを市民にわかりやすく示した、本市の最上位計画である総合計画を策定します。

2 計画の名称

この計画の名称は「第1次海南市総合計画」とします。

3 計画の構成

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

●基本構想

本市の進むべき方向と将来像を明確にしたうえで、目指すべきまちの状態を示すものです。

●基本計画

基本構想を実現するための具体的な取り組み（施策）やその展開方針を体系的に定めるものです。前期5年、後期5年に分けて策定します。

●実施計画

基本構想、基本計画で体系化した施策に対して、具体的に実施する事業を示すもので、毎年度の予算編成の指針となるものです。

4 計画の期間

●基本構想

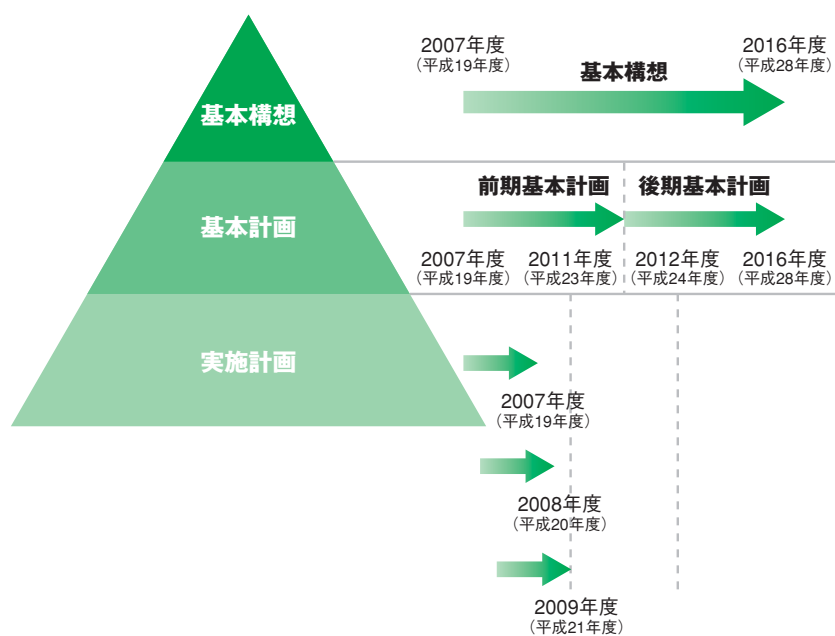
2007年度(平成19年度)から2016年度(平成28年度)までの10年間を構想期間とします。

●基本計画

2007年度(平成19年度)から2011年度(平成23年度)までの5年間を前期計画、2012年度(平成24年度)から2016年度(平成28年度)までの5年間を後期計画の計画期間とします。

●実施計画

計画期間を3年間とし、事業・施策の進捗状況や成果の達成状況を踏まえ、毎年度のローリングによって計画の実効性の確保に努めます。



計画の構成と期間



1 章

社会潮流の把握

1 人口減少社会の到来と少子高齢化の進展

平成17年に厚生労働省が発表した人口動態*の見通しでは、我が国の人口が戦後初めて減少に転じました。また、平成17年の日本の合計特殊出生率*は1.25となり、全国的に少子化の傾向に歯止めがかからない状況となっています。さらに、平成19年度からは、「団塊の世代*」と呼ばれる世代の一斉退職が予定され、その5年後からは高齢者人口の急増も想定されます。

このような人口減少や少子高齢化により、経済・社会の主たる担い手である生産年齢人口は減少し、地域の活力低下や社会保障費の増加などが懸念されています。そのため、国では、今までの人口増加を前提とした社会システムを見直し、社会保障制度の改革や子育て支援施策の充実などを進めています。

また、多くの地方自治体では、これらの社会構造の変化がもたらす税収の減少や社会保障費の増大、多様化する行政需要への対応などにより、財政状況が逼迫してきています。これらに迅速かつ柔軟に対応していくためには、歳出抑制や組織のスリム化などの行財政運営の見直しを進めていくことが求められています。

地域社会においては、少子化に歯止めをかけるために、そこに暮らす市民一人ひとりが高い意識をもって協力し合い、地域全体で子どもを安全に安心して育てられる環境づくりを進めていくことが必要です。さらに、高齢者の生きがいづくりや働く場の創出、健康づくりや介護予防などによって、高齢者が自立し、生きがいをもち、心豊かに暮らせる社会を創出していくことが求められています。

2 価値観・ライフスタイルの多様化

心の豊かさやゆとりある生活を重視する傾向へと人々の価値観が変化する中で、高齢者と子どもの同居率が年々減少し、単独世帯が急増しています。家庭内においては、女性の社会進出に合わせて、家事等の分担の考えにも変化がみられ、若い世代ほど女性が仕事を持つことに対する理解が進み、男性にも家庭を重視する意識が見られるようになっていきます。また、地域社会と個人の関係では、伝統的な地域社会の関係に対する閉塞感が高まるとともに、都市型の生活スタイルの広がりにより、個人と地域の関わりは希薄化しています。一方で、個人の社会貢献に対する意識は高く、自由時間の増加を背景に、個人の自発的参加による地域の枠を越えた新しいタイプの社会貢献活動が広がりを見せています。このため、世代や性別を問わず、市民一人ひとりが個性と能力を発揮し、それぞれの責任と価値観に基づいた生き方が自由に選択できる社会が求められています。

3 暮らしの安全・安心の確保

阪神・淡路大震災を契機に、地震や台風など自然災害に対する安全性への要請が飛躍的に高まっています。また、交通事故や身近な地域での犯罪、特に子どもを狙った犯罪や高齢者に対する詐欺事件也多発し、さらには、環境ホルモン*やアスベスト*等による健康被害、食品の安全性に対する不安、インターネットの普及などによる消費者被害など、市民の暮らしを脅かす新しい問題も発生しています。

このため、市民一人ひとりの安全への意識の確立はもとより、地域の安全は地域全体で守る、という原点に立ち返り、安全と安心が確保された地域づくりへの取り組みを市民と行政がともに進めることが求められています。

4 循環型社会への転換

経済社会の発展に伴い、地球の温暖化、オゾン層の破壊*、酸性雨*など地球規模の環境問題が深刻化してきています。このため、持続可能な循環型社会の構築に向け、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の企業行動やライフスタイルなど、わが国の経済社会のあり方を見直し、資源、エネルギーの有効利用や環境保全の観点から、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくることが求められています。

このため、循環型社会の構築や自然環境の保全に対する認識の高まりを受け、市民、事業者、行政などあらゆる主体がそれぞれに責任をもち、連携しながら、環境に対する影響を最小限に止める方策を講じるなど、地域のかげがえのない環境を保全し、次世代に引き継ぐことが求められています。



5 高度情報化社会の進展

インターネットや携帯電話の普及に代表される高度情報通信技術が飛躍的な発展を遂げ、人々の生活の中に着実に定着しているとともに、衛星放送や地上波放送のデジタル化*など、情報化の進展が社会に与えるインパクトはますます大きくなっています。また、情報化は企業の活動のあり方を変えるだけでなく、人と人のつながりのあり方など、市民生活の面でも変化をもたらしており、今後は、情報通信基盤の整備とともに、これを活用した利便性の高い行政サービスの提供が求められています。このような情報化の進展は、産業経済や地域社会に新たな可能性をもたらしますが、その一方で、情報通信基盤の整備水準のほか情報通信機器を利用する方法と技術の程度が、新たな格差を生むことも懸念されています。また、最近ではコンピュータウィルスや不正アクセス、詐欺などのサイバー犯罪*の脅威が急速に増加しているだけでなく、顧客情報の大量流出が問題になるなど、高度情報化社会におけるセキュリティの確保や個人情報の保護が重要な課題となっています。

6 産業・雇用構造の変化

わが国の産業構造は、第1次、第2次産業のウェイトの低下、サービス業などの第3次産業の進展により、大きく変化してきています。第1次産業や第2次産業の空洞化は、これまで良好に保たれてきた生産・製造基盤（農地や山林、工場用地など）の荒廃や遊休化、さらには地域内での雇用の受け皿の喪失などの問題を含んでおり、豊かな市民生活に貢献できる地域産業のあり方について、見直す必要があります。

また、労働集約型から知識集約型への産業構造の転換を背景に、専門知識や高度な技能が勤労者により一層求められています。さらに、終身雇用制、年功序列型の雇用形態や労働形態の見直しが進み、短時間労働や在宅勤務など、働き方の多様化も進むものと考えられ、今後は、市民の多様な働き方を支えるまちづくりが求められています。

一方、近年では、若年者の就職難などを背景に、定職のない「フリーター*」や、通学も就職もせず職業訓練も受けない、いわゆる「ニート*」の増加が深刻化しています。このような状況に歯止めをかけるため、若者の就労意欲の向上や雇用環境の改善を図っていくことが重要です。

7 広域交流の活発化

交通体系や情報通信網の整備、自由時間の増大に伴い、経済活動や生活活動が広域化し、圏域や県境を越えた人・物・情報の交流が活発化するとともに、地域間の連携・交流を促進しようという取り組みが盛んになっています。

こうしたなか、活力と賑わいのある都市と、豊かな自然に恵まれた農山漁村などが相互に連携・

補完しあうことで、圏域としての自立を図るとともに、複数の圏域が連携することにより、サービスの高度化や暮らしの選択肢の拡大などを図ることが求められています。

8 地方分権の進展

2000年（平成12年）4月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」が施行され、国から地方への事務権限の移譲によって、市民に最も身近な基礎自治体としての市町村の重要性はますます高まっています。

地方分権に対応できる地方自治体の規模拡大と行財政基盤の強化を目的に、市町村合併が推進されるとともに、地方自治体の自立性を高め、国、地方を通じた財政の効率化を図ることを狙いに、「三位一体改革*」が推進されています。

そのような中で、地方自治体では、財政状況の悪化や新たな行政課題への対応の必要性等から行財政改革に取り組んでおり、地方分権時代に対応できる組織機構や事務事業の見直しと改善、効率的な行政体制の整備等が進められています。

また、多様な市民サービスに対して、行政能力が問われるとともに、市民にも自助努力が求められており、併せて市民と行政が協働してまちづくりに取り組むことが求められています。

9 グローバル化*の進展

インターネットをはじめとする情報通信の発達により、国境を越えた人・物・情報の交流は急速に拡大しています。

経済面においては、地球規模で国際競争が激化する大競争時代を迎え、市民生活においても、海外渡航者や在日外国人の増加に加え、インターネットなどの普及によって、直接海外の文化やビジネスに接する機会が増えています。こうした海外とのつながりが強まるにつれ、地域社会においても、世界的な視野で物事を考え、行動する市民の増加が見込まれています。



2 章

海南市の特性と主要課題

1 少子高齢社会への対応

本市は、全国や和歌山県全体と比較しても少子化・高齢化が進展しており、平成28年には年少人口比率（15歳未満）は11.4%、高齢人口比率（65歳以上）は33.7%になるものと想定されています。特に近年は、市内における年間の出生者数は400人を割るなど、一層少子化に拍車がかかる状況にあります。

少子高齢化社会の到来は、社会経済にさまざまな形で深刻な影響を与えることが懸念されます。高齢化の進行では、介護を要する人の増加や、医療、年金などの負担の増加による社会全体の保障システムへの影響などが考えられます。また、少子化の進行では、労働人口の減少や、子ども同士の交流機会の減少などにより子どもの社会性が育まれにくくなることなどが考えられます。

このような状況の中、活力ある地域社会を維持していくためには、今後は高齢者に配慮したまちづくりや生きがいつくり、就業活動支援や地域社会で活躍できる場づくりが重要になるとともに、保健、医療、福祉が連携したサービスの一層の充実や、介護保険等の社会保障制度の効果的で適切な運用など福祉サービスの充実を図り、高齢者が健康で自立して暮らし続けることができる体制づくりが必要となります。

また、少子化への対応としては、女性が働きながら子育てができる環境づくりや教育の充実など、子どもを安心して生み育てられる環境を一層充実させるとともに、家庭や学校だけでなく地域社会全体で、子どもが健やかに成長できるまちづくりを進めることが必要となります。特に「子育て支援の推進」については、新市まちづくり計画において重点施策にも位置付けられており、今後の積極的な取り組みが必要になります。

2 人口減少への対応

本市の人口は平成17年現在、57,748人（国勢調査速報値）であり、昭和45年をピークに一貫して減少を続けています。直近の平成12年から平成17年までの本市の人口増減率は、マイナス4.3%と、県全体と比較しても減少率が高い状況にあり、特に人口動態では若者の転出による社会的な人口減少が大きな課題となっています。

このように、人口減少、特に若年層の減少が進めば、労働人口の減少、地域社会の活力低下や、高齢者の生活を支える若年層への負担拡大、さらには税収の減少など、さまざまな課題が顕在化してくるものと予想されます。

若者定着を進めるためには、企業誘致や雇用増進などによる就労機会の確保、住環境の整備、都市機能や子育て支援策の充実を図るとともに、豊かな自然環境など本市固有の地域資源を活かした地域の魅力向上や、楽しめる場の創出など、若い世代が豊かに、楽しく暮らせる環境整備が必要となってきます。さらに、人口減少に歯止めをかけるためには、子どもや高齢者、障害者等にやさしいまちづくりなど、住んでよかった、住み続けたいと思える魅力的なまちづくりも必要となります。

3 産業構造の変化への対応とまちの活力の維持

本市の就業人口は、近年減少傾向にあり、今後、団塊の世代が定年退職を迎えることで、さらなる減少が想定されます。また、産業別構成比をみると、全国的な動向と同様、第1次、第2次産業の割合が低下し、第3次産業の割合が年々高くなってきていますが、一方で、全国と比べ、依然第1次産業の割合が比較的高くなっています。これは、果樹栽培などの農業、沿岸部では漁業など、第1次産業が盛んであることが要因となっています。

また、本市の産業は、産業構造の変化などにより、総じて大変厳しい状況にあります。漆器や日用家庭用品、木工家具、繊維などの地場産業は、デフレの影響や諸外国の製品との激しい価格競争などにより、また農業については、みかん栽培などの果樹栽培において、需要の低下と価格の低迷により、水産業については、漁獲量の減少や輸入水産物の影響による漁価の低迷等により、経営は年々厳しいものとなっています。また、これらの産業においては就業者の高齢化や後継者不足も課題となっています。このような中で、それぞれの産業が活力の向上を図っていくためには、地域産業の特色を生かしながら、時代のニーズに対応した付加価値の高い産業の形成を目指す必要があります。

中心市街地の商店街においても、郊外型大型店舗の出店の影響などにより、活力の低下が深刻化しており、魅力ある商店街づくりを目指す必要があります。

これらのことから、今後まちの活力の維持のために、各種産業の振興や新産業の創出による市民の就労の場の確保などを進めていくとともに、市民の多様な働き方を支えるまちづくりを進めていくことが求められています。



4 中心市街地の活性化

本市の中心部であるJR海南駅前の商店街は、古くから周辺市町をも商圈とした商業の中心地として発展してきました。しかし近年は、モータリゼーション*の進展、高速道路をはじめとする幹線道路網の整備、郊外部での商業施設の増加、大阪都市圏の影響力の増大など社会情勢の変化に伴い、かつての賑わいが失われ、また、人口減少も顕著になり、中心市街地の活力が大きく低下してきています。

また、JR下津駅前やJR加茂郷駅前の商店街も、JR海南駅前の商店街と同様、社会情勢の変化に伴い、購買力が流出し、往時の賑わいは失われつつあります。

一方、JR海南駅周辺の既成市街地は、地場産業のまちとして古くから栄え、職住が一体化したまちとして発展してきました。このような経緯から住宅と工場・作業所が混在し、道路形態も複雑で幅員も狭く、木造住宅が密集し、都市整備が立ち遅れた地域となっています。このように、自動車交通の利便性が低く、防災上の問題や居住環境の整備が遅れていることから、本市の他の地域に比べ著しく人口が減少し、市街地としての活力が失われつつあります。

中心市街地は、地域住民等の生活と交流の場であると同時に、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点として、また市の個性を代表する「まちの顔」としても重要な場所です。今後これらの地区においては、商業の活性化を図るための専門的で個性ある店舗づくりの促進など魅力ある商店街づくりや、定住人口の増加を図るための住宅の供給、生活道路の整備、防災機能の充実などによる居住環境の向上、また都市福利施設*の整備などにより、都市機能の増進や経済活力の向上を一体的に推進するとともに、それぞれの地域に応じたまちづくりを進める必要があります。

5 魅力と地域特性を活かしたまちづくり

本市は、中央に藤白山脈、南に長峰山脈が走り、西に紀伊水道を臨む豊かな自然環境の中にあり、さらには黒潮の影響を受けて四季を通し温暖な気候に恵まれていることから、南部ではみかん栽培などの農業が盛んです。また、漆器や日用家庭用品などの産地としても知られています。さらに、経済の活性化に欠くことができない資源として、特定重要港湾和歌山下津港など、多様な魅力と特性をもち、市民が誇れる魅力的な資源を数多く抱えています。特に、万葉の昔から和歌にも詠まれ、名勝の地でもある海南は、今も往時の面影を残す熊野古道が南北に通じ、藤白峠からの素晴らしい眺めや、数多くの文化財など魅力ある見どころを訪れるハイカー達が多くいます。

このような自然・文化・歴史的な魅力を多く有する一方で、和歌山市に隣接し、JR紀勢線や阪和自動車道など京阪神や関西国際空港への良好なアクセスが確保されており、和歌山県下有数の立地特性を併せもっています。

こういった地域の個性や強みを活かした賑わいと魅力あるまちづくりが求められています。特に本市の地勢や自然環境、交通の利便性、また数多くの歴史的遺産等を一体的に捉え、保全・活用していくことで、交流人口や定住人口の増加を促し、市民が誇りと愛着をもつことができるまちづくりを進める必要があります。

6 快適で便利なまちづくり

市民の利便性の確保に重要な役割を担う道路整備などについては、十分な状況とはいえず、生活道路や公共交通機関の充実など、身近な生活基盤の整備が求められています。特に、海岸沿いを南北に縦断する国道42号は、生活道路、産業道路として利用されている一方、自動車の大型化や普及により、交通の渋滞をまねき、交通事故発生につながるなど、より増大する交通量に対応した渋滞解消対策が大きな課題となっています。

今後は、国道42号の渋滞解消や国道370号、424号その他主要県道などの幹線道路整備をはじめ、身近な生活道路の利便性や安全性を高めるとともに、併せて公共交通機関の充実を図りながら、市域内外のアクセス性を高めていくことが重要となります。新市まちづくり計画においても重点施策として「生活道路の整備」が位置付けられており、これからの本市における重要課題といえます。

また、快適で暮らしやすい環境の整備も課題であり、そのためには、本市が持つ豊かな自然景観と都市的な利便性を兼ね備えたまちの魅力を活かしながら、都市機能の充実をはじめ、上水道などの生活基盤の整備や、優良住宅地、公園の整備などによる快適なまちづくりが求められています。



7 自然環境の保全と循環型社会の構築

本市の大きな魅力ともいえる海や山などの自然環境は、農産物や水産物といった豊かな恵みが得られ、市民の生活に潤いを与え、本市の魅力的な資源となっています。

このような自然環境は、かけがえのない地域資源であることを市民一人ひとりが認識し、大切に後世へ引き継いでいくことが重要となります。

また、経済活動の拡大に伴う資源エネルギーの消費の増大などによる、地球温暖化*や酸性雨など、地球規模での環境問題が深刻になっており、限りある資源をどう使い、地球規模の環境をどのように守っていくのかということが大きな課題となっています。

そのためには、市民の日常生活や企業活動、行政活動において、ごみの削減と再資源化、CO₂の削減など、循環型社会の構築に向けた取り組みを進めていくことが求められています。

8 市民の安全を守るまちづくり

地震や台風、水害などの自然災害、さらに凶悪犯罪の脅威に対する市民意識の高まりとともに、まちの安全を求める声が高くなっています。

特に、近い将来の発生が予測されている東南海・南海地震では、市街地の大半が津波により浸水すると想定されており、地震津波対策が大きな課題となっています。このような事態に備えるため、避難所の整備や住宅の耐震化、自主防災組織の育成などを推進するとともに、あらゆる災害に備えた防災体制の強化に取り組まなければなりません。

新市まちづくり計画においても「防災対策の推進」は重点施策に位置付けられており、これからの本市の重要課題といえます。

また、市民の安全を守るため、多様化・凶悪化している犯罪等に対する防犯体制づくりや意識啓発を進める必要があります。

9 効率的・効果的な行政運営への転換

近年、地方分権が進展する中、住民に身近なサービスの提供は、地方自治体自らの判断と責任において決定し実施していくことが求められており、基礎的自治体の役割はますます大きくなってきています。

今後の地方財政は、少子高齢化を背景に、扶助費の大幅な増大なども予想され、非常に厳しい状況にあるといえます。さらに、情報化の進展などに伴う社会経済システムの変化や地域社会の変化により、行政に対するニーズも高度化・多様化してきています。

こうした現状に対応するため、平成17年4月、市町村合併により新たに誕生した本市においては、行財政の効率化や、行政サービスの高度化・多様化などの合併による効果を十分発揮しつつ、健全

な行財政運営を行っていくことが求められています。今後は、市民に対する説明責任を明確に果たし、「限られた財源・資源」で「最大限の効果・成果」を生み出す行政体として、経営的な観点を持ちながら、行政運営を行うことが重要となります。

10 市民のまちづくりへの参加促進

価値観やライフスタイルの多様化を背景に社会が成熟化するにつれて、市民の社会への貢献意識や参加意識も高まりつつあり、市民がまちづくりに参画するための取り組みとして、アンケートによる市民意向の聴取や市民がまちづくりに参加しやすい仕組みづくり、情報の提供などを求める声が多く、市民のまちづくりや行政運営に対する関心の高まりが感じられます。

今後は、市民の満足度が高く、効率的、効果的な行政運営を行っていくうえでも、市民の意向を十分に把握するとともに、市民自らが行う活動などとも連携、協働して、市政の運営を行っていくことが求められています。さらに、市民の市政への参加意識やコミュニティ活動への参加意欲の向上を促進し、地域の課題に市民自らが主体的に関わっていく地域のあり方が重要となります。





3 章

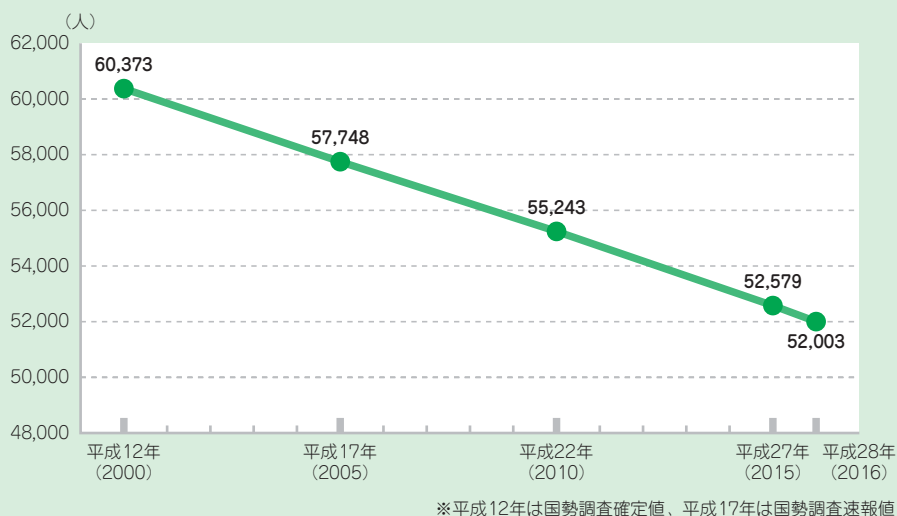
将来人口の見通し

1 推計人口

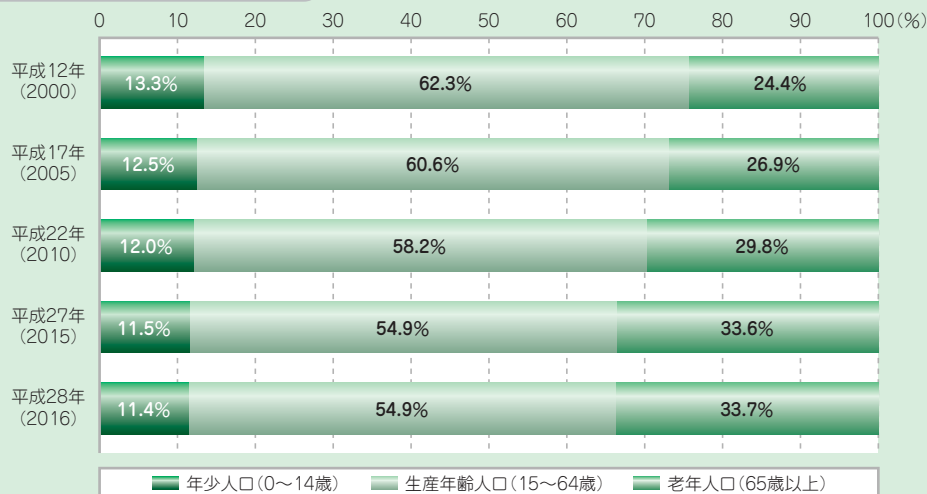
本推計では、国立社会保障・人口問題研究所が平成16年8月に発行した「日本の市区町村別将来推計人口（平成15年12月推計）」における合併前の旧海南市及び旧下津町の推計値を基本とし、平成17年10月に実施された国勢調査の速報値を勘案して、現状に即した推計値として算出しています。

その結果、総合計画の目標年次である平成28年度では、総人口が52,003人と推計されました。年齢3区分別推計人口の割合は、年少人口（0～14歳）が11.4%、生産年齢人口（15～64歳）が54.9%、老年人口（65歳以上）が33.7%の見通しとなっています。

推計総人口



年齢3区分別推計人口の割合

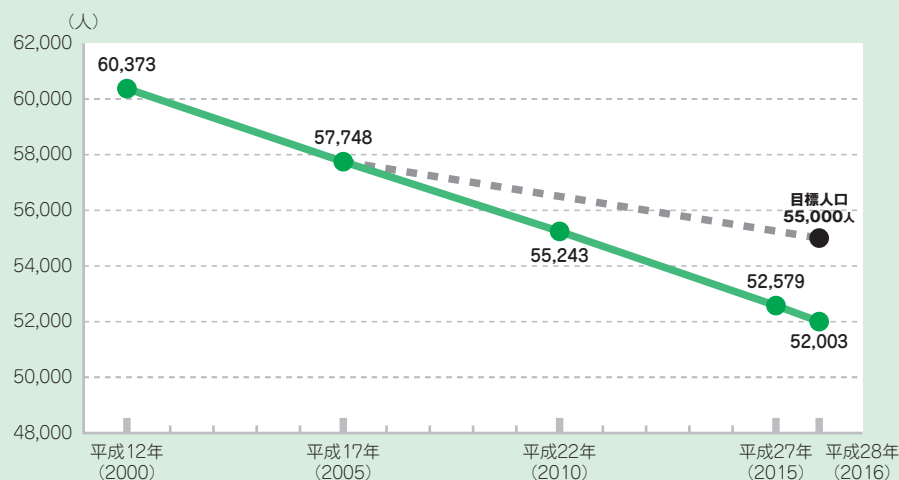


2 目標人口

人口推計の結果を踏まえ、多様な子育て支援や福祉サービスの充実などの少子高齢化対策、また生活基盤や広域交通網などの都市基盤の整備、さらには若者の定住促進につながる企業誘致や快適な住環境の創出、人口減少が顕著である中心市街地の居住環境の整備など、快適で安心して暮らせる環境づくりを推進することで、人口の定着に努めます。

これらの施策を総合的かつ一体的に展開しつつ、人口の減少に歯止めをかけることによって達成される目標として、平成28年における海南市の目標人口を55,000人と設定します。

推計総人口と目標人口





4 章

海南市の将来像

本市は、合併により市域が広がり、地域の自然や歴史・文化、産業といった地域資源がより一層充実し、これらを培ってきた人や地域のつながりも大きく広がりました。

今後は、これら新市が有する特性や可能性を最大限に活かし、より一層、個性・魅力ある都市へと発展させ、活力あるまちの実現を図る必要があります。

また一方、急速に進む少子・高齢化社会等、社会環境の変化や社会経済の成熟化とともに、人々の価値観・意識も移り変わってきており、量だけでなく質を重視した新たな豊かさが実感できるような市民生活の実現や、まちづくりの主役である市民自身が自立し、いきいきと活動することのできるまちづくりが必要となってきます。

そこで、これからのまちづくりでは、地域の特性を活かすことにより、まちに活気があふれ、人と人、人と自然がふれあい、世代間、産業間、地域間の連携や交流が生まれ、誰もが安心して住み続けられるまちを目指すこととし、この計画における海南市の将来像を次のとおりとします。

将 来 像

元気 ふれあい 安心のまち 海南







5 章

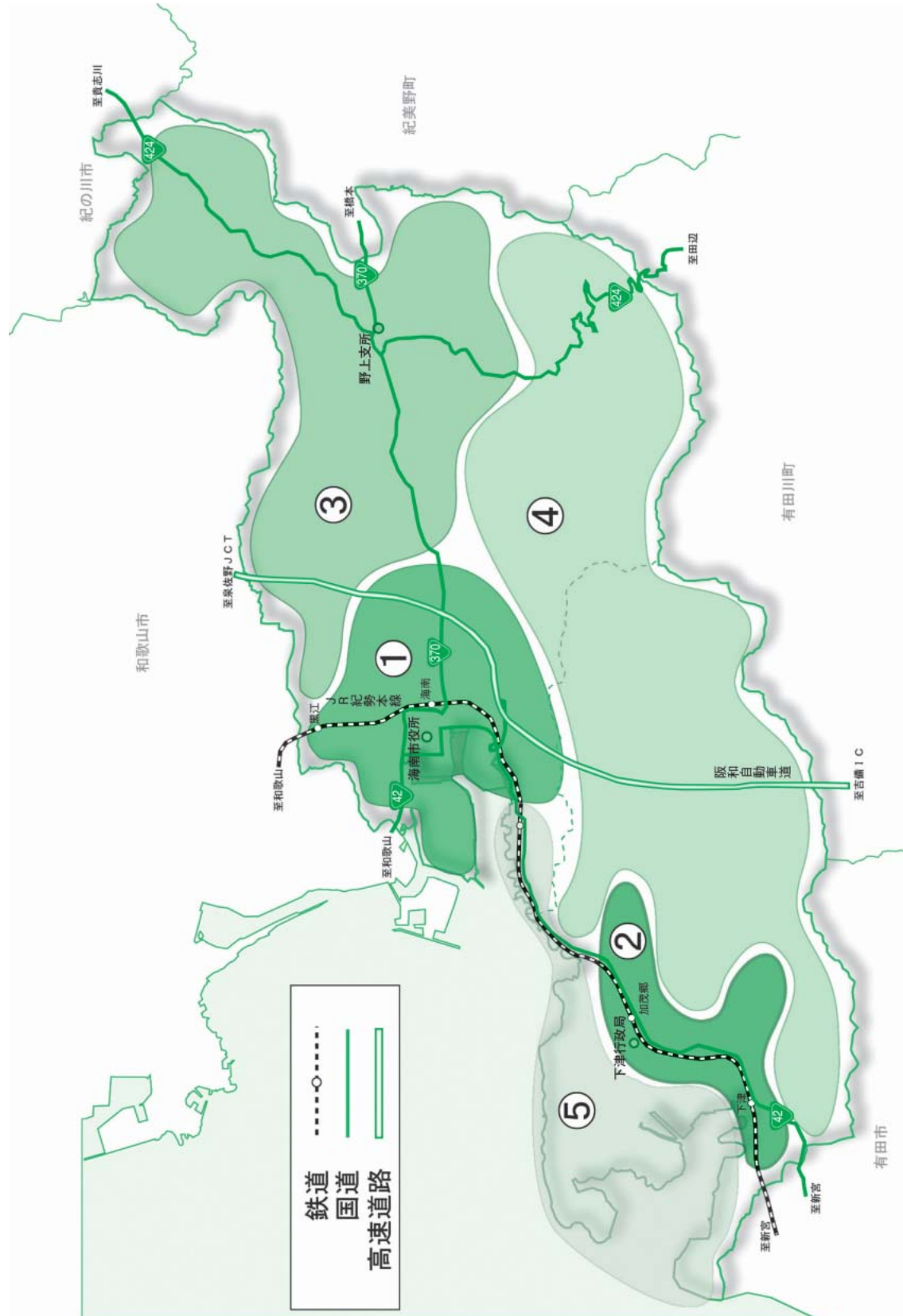
土地利用

土地は、市民生活、生産活動など諸活動の基盤となるものであり、土地利用にあたっては、地域の特性を活かすとともに、地域を取り巻く社会情勢を考慮しながら、適正で合理的な利用を図る必要があります。

このため、本市の区域を次の5つの地域に大別し、それぞれの地域ごとに適切な整備の推進を図ります。また、今後策定する都市計画マスタープラン*において、地域の特性に応じた具体的な土地利用のあり方を定め、地域に即したきめ細かなまちづくりを進めていきます。

- ①JR海南駅を中心とする地域については、中心市街地を含む市の拠点であることから、商業・サービス業の集積や、区画整理事業による都市型住宅地の整備などにより、都市生活拠点としての整備を推進し、にぎわいのある都市空間の形成を図ります。また、臨海地域は、工業地としての利用の高度化を図ります。
- ②JR加茂郷駅及び下津駅を中心とする地域については、既成市街地の改善と秩序ある宅地化等を進め、周辺の農業生産基盤と住環境との調和のとれた都市的な生活空間の創出を図ります。
- ③市北東部については、緑豊かな自然環境や田園景観の保全を図りながら、農業生産と調和のとれた計画的で秩序ある住環境の整備を進めます。また、交通の利便性を高め、地場産業業務用地等としての利用を促進します。
- ④市南東部については、果樹栽培等の農業振興を図るための農業生産基盤の整備を進めるとともに、森林や自然環境の保全・活用に努めます。また、この地域には歴史的資源が数多く存在しており、これらの資源と一体性のある周辺景観の保全を図ります。
- ⑤市南西部の沿岸地域については、港湾施設の活用や、自然海岸の保全、海洋性スポーツレクリエーションの拠点として多目的な利用を図ります。また、漁港の生産基盤の整備などを進めるとともに、住環境の整備を促進し、快適な生活空間の創出を図ります。

土地利用のイメージ





6 章

計画の体系

1 政策目標

本市の将来像「元気 ふれあい 安心のまち 海南」の実現に向け、次の6つの政策目標を掲げて、まちづくりを推進します。

- ① 都市基盤が整い、快適で住みやすいまち
- ② 産業が盛んで、活気があるまち
- ③ 人と自然が調和し、環境を大切にしているまち
- ④ 心やさしい人が育ち、ふれあいがあるまち
- ⑤ 誰もが安心していきいきと暮らしているまち
- ⑥ 誰もが安全に不安なく生活しているまち



都市基盤が整い、快適で住みやすいまち

地域の一体性を確保するための道路網など交通体系の整備を進め、都市基盤が整い、市民の日常生活が便利なまちを目指します。また、市民の暮らしを支える住環境や上水道などの生活基盤の整備充実を進めるとともに、市街地整備など利用目的に応じた計画的な土地利用を図ること、誰もが住み続けたいと思いながら、快適に暮らせるまちを目指します。

施策目標

- ①-1 交通体系が整備され、日常生活が便利である
- ①-2 生活基盤が充実し、快適に暮らしている
- ①-3 計画的な土地利用が図られている



産業が盛んで、活気があるまち

農林水産業や商工業など地域産業の振興を図り、地域全体の経済力が高まり、活気に満ちたまちを目指します。また、地域内の雇用が拡大し、市民が身近に働く場と機会を享受でき、誰もが働きやすい就労環境が整っているまちを目指します。さらに、特有の地域資源を活かした観光振興を図り、交流人口の増加などにより、活気に満ち賑わいのあるまちを目指します。

施策目標

- ②-1 農林水産業の振興が図られている
- ②-2 商工業が盛んで、まちに活気がある
- ②-3 地域資源が有効に活用され、活気に満ち賑わいがある
- ②-4 身近に働ける場がある

3 人と自然が調和し、環境を大切にしているまち

本市が有する豊かな自然環境が保全され、市民が豊かな自然の恵みを享受し、自然に親しみ、自然を守り育てているまちを目指します。また、市民、企業、行政がともに環境への負荷の少ない社会の実現に向けた取り組みを推進し、誰もが環境に対する高い意識を持った、環境にやさしい暮らしをしているまちを目指します。

施策目標

- ③-1 自然に親しみ、自然を守り育てている
- ③-2 環境にやさしい暮らしをしている

4 心やさしい人が育ち、ふれあいがあるまち

子どもたちが、確かな学力を身に付け、豊かな人間性や健やかな体を育める教育環境を整えるとともに、学校・家庭・地域社会が連携し、次代を担う子どもたちが心豊かに元気に育っているまちを目指します。また、市民各層の学習意欲に応える学びの場や機会を創出するとともに、スポーツやレクリエーション、歴史・文化・芸術活動などによる交流を育み、お互いを尊重しあう社会を形成しつつ、生きがいをもって暮らせるまちを目指します。さらに、地域コミュニティへの支援などにより、多様な分野において自立した市民活動や交流活動が活発に行われているまちを目指します。

施策目標

- ④-1 子どもが確かな学力を身に付け、心豊かに元気に育っている
- ④-2 市民それぞれが尊重され、生きがいをもって暮らしている
- ④-3 主体的なコミュニティ活動や交流が行われている

5 誰もが安心していきいきと暮らしているまち

高齢化の進展に合わせ、保健・医療・福祉の充実を図り、必要な人に必要な援助や医療等が提供することができ、市民による助け合い、支え合いの活動が育まれ、誰もが心身を健やかに保ちながら安心して暮らせるまちを目指します。また、保育環境等の整備充実を図ることで、安心して子育てができ、住み続けられるまちを目指します。

施策目標

- ⑤-1 保健・医療が充実し、健康が守られている
- ⑤-2 福祉が充実し、誰もが安心して暮らしている
- ⑤-3 安心して子育てをしている

6 誰もが安全に不安なく生活しているまち

市民の主体的な活動を含めた防災対策の推進、消防力の充実を図りつつ、災害時や緊急時における初動体制や危機管理体制を強化することで、自然災害などから人や地域を守る仕組みや備えができているまちを目指します。また、地域ぐるみの防犯や交通安全を推進し、安全に生活できるまちを目指します。

施策目標

- ⑥-1 自然災害から人・地域を守る備えができている
- ⑥-2 安全な暮らしが確保されている

2 施策目標

施策目標は、各政策目標を実現するため、施策によって具体的に目指す目標像を示したものです。



都市基盤が整い、快適で住みやすいまち

施策目標 ①-1 交通体系が整備され、日常生活が便利である

国道42号や370号の交通渋滞が解消されるとともに、本市の発展を支える基盤となる国道や県道などの幹線道路網が整備され、都市間交流や産業・経済活動の活性化につながる道路ネットワークが充実しているまちを目指します。また、身近な生活道路の改修、拡幅等の整備を進めるとともに、公共交通機関の充実を促進し、日常生活の利便性が向上しているまちを目指します。

施策目標 ①-2 生活基盤が充実し、快適に暮らしている

民間による良好な住宅開発や、快適な住環境の整備が進み、市民が住みよいと感じられるまちを目指します。また、上水道施設の整備、河川や排水路の改修、地域の特性に応じた下水処理が進み、衛生的で快適な生活環境が確保されたまちを目指します。

施策目標 ①-3 計画的な土地利用が図られている

それぞれの地域の特性を活かした、計画的な土地利用や土地区画整理などによって、快適かつ利便性の高い都市環境が形成されているまちを目指します。また、公園や緑地が適切に配置され、市民の憩える場が整っているまちを目指します。

政策目標
2

産業が盛んで、活気があるまち

施策目標 ②-1 農林水産業の振興が図られている

果樹栽培、園芸作物を中心とした高品質作物の安定生産や、新たな水産業経営の確立に向けた取り組みを進めるとともに、農業生産基盤や水産業の経営基盤の強化を図ることで、農林水産業経営が収益性の高い、魅力ある産業となっているまちを目指します。また、農林水産業の担い手が育ち、活躍しているまちを目指します。

施策目標 ②-2 商工業が盛んで、まちに活気がある

伝統産業である漆器をはじめ日用家庭用品、木工家具、繊維製品などの地場産業や、中心商店街などの地域商業、また石油、鉄鋼、電力などの基幹産業に活力があり、地域経済の発展した活気のあるまちを目指します。また、特定重要港湾和歌山下津港を中心に港湾機能の充実したまちを目指します。

施策目標 ②-3 地域資源が有効に活用され、活気に満ち賑わいがある

豊かな自然資源、熊野古道や文化財などの歴史的・文化的資源、みかんや漆器などの特産物、また海釣り公園などのレクリエーション施設を有効活用することで、地域資源の魅力を活した観光振興が図られ、多くの人が訪れる活気に満ちた賑わいのあるまちを目指します。

施策目標 ②-4 身近に働ける場がある

若者の流出、少子高齢化、女性の社会進出、働き方の多様化など、社会の変化に対応するため、企業誘致や地域産業の振興、また新たな産業の創出により、若者や高齢者、障害者など誰もが就労の機会を得られ、働きやすい環境を享受しているまちを目指します。

政策目標 3

人と自然が調和し、環境を大切にしているまち

施策目標 ③-1 自然に親しみ、自然を守り育てている

恵まれた自然環境を地域全体で守り育てつつ、身近な場所での緑化を進めるなど、自然環境と共生した潤いがあり、その魅力を享受しているまちを目指します。また、市民が環境保全や環境美化に対する高い意識をもち、市民と行政が一体となって環境保全に取り組み、海南市全体が豊かな自然環境と調和した美しい景観を形成しているまちを目指します。

施策目標 ③-2 環境にやさしい暮らしをしている

地球温暖化や環境汚染など地球規模の環境問題への高まりに対応するため、できるだけごみを出さないという意識づくりや、ごみ減量化、再資源化などの循環型システムの構築が進んでいるまちを目指します。また、市民、企業、行政が一体となって環境への負荷が少ないライフスタイルを実践しているまちを目指します。





心やさしい人が育ち、ふれあいがあるまち

施策目標 ④-1 子どもが確かな学力を身に付け、心豊かに元気に育っている

次代を担う子どもたちが自ら学び、自ら考える力を身に付け、豊かな感性や個性を育む学校教育を推進し、安全で健やかに楽しい学校生活を営むための活力ある教育環境が整っているまちを目指します。また、学校と地域の連携を深め、地域全体で子どもの成長を支えているまちを目指します。

施策目標 ④-2 市民それぞれが尊重され、生きがいをもって暮らしている

自主的な学習活動を支援する場や、多様な学習機会の充実を図りつつ、それぞれの体力や技術などに応じてスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができ、誰もが生涯にわたって、生きがいをもって暮らしているまちを目指します。また、ゆとりと潤いを実感できる芸術・文化活動を支援するとともに、郷土の歴史を物語る文化財などを保存・活用しつつ、地域文化を大切にしているまちを目指します。さらに、お互いの人権を尊重しつつ、市民一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できるまちを目指します。

施策目標 ④-3 主体的なコミュニティ活動や交流が行われている

身近な課題を地域コミュニティの力で解決していくための仕組みづくりを推進することで、まちづくりの担い手が育成され、主体的なコミュニティ活動が活発に行われているまちを目指します。また、文化施設・スポーツ施設を交流拠点とした様々な催しや、多様な分野において自立した市民活動、さらに、地域間、世代間での交流活動が活発に行われているまちを目指します。

政策目標 5

誰もが安心していきいきと暮しているまち

施策目標 ⑤-1 保健・医療が充実し、健康が守られている

地域の医療体制が充実し、高度医療や救急医療などにも対応できるよう広域的な連携が図られ、誰もが適切な医療を受けられるまちを目指します。また、市民の主体的な健康づくりや予防対策、健康管理を支援することで、生涯にわたり自立し、健康で豊かな人生をおくることができるまちを目指します。

施策目標 ⑤-2 福祉が充実し、誰もが安心して暮らしている

介護予防や生きがい対策などの高齢者福祉、障害児（者）福祉など、各種福祉サービスを充実することで、利用者の主体的な選択に対応しつつ、援助を必要とする市民に対して、必要なサービスを公平に提供できるまちを目指します。また、生活支援サービス*や地域での見守り活動など、行政・社会福祉協議会・NPO*・ボランティアなどの連携により、生活自立のためのサポート体制を整えることで、高齢者や障害児（者）に限らず、誰もが生涯にわたり住み慣れた地域で安心して生活できるまちを目指します。

施策目標 ⑤-3 安心して子育てをしている

地域全体で子どもを見守り、育てる意識を高めつつ、多様化する保育ニーズに対応するためのきめ細かな保育事業などを展開することで、望ましい保育環境を創出し、子どもを安心して生み、健やかに育てられるまちを目指します。

政策目標
6

誰もが安全に不安なく生活しているまち

施策目標 ⑥-1 自然災害から人・地域を守る備えができています

東南海・南海地震や台風、集中豪雨による水害など不測の事態に対応できる都市基盤の整備や、市民・企業・行政等が連携した迅速かつ的確な初動体制・危機管理体制の強化など総合的な防災施策が推進され、市民の生命・身体・財産への被害を最小限に防げるまちを目指します。

施策目標 ⑥-2 安全な暮らしが確保されている

市民・警察・行政等の関係機関との密接な連携強化ができており、地域ぐるみの取り組みにより、犯罪や交通事故などから市民が守られているまちを目指します。また、消防体制や救急体制などの消防力が強化され、市民が安全に生活できるまちを目指します。



3 行政運営の方針

7 市民とともに歩む効率的な行財政運営に取り組みます

市民が主体的にまちづくりに参画することができる機会や情報を提供するとともに、市民と行政のそれぞれの役割を自覚したうえで、相互に補完し、協力しあう協働によるまちづくりを目指します。また、市民の意見や提言等の把握に努めつつ、市民と行政との双方向の仕組みを整えることで、市民に開かれた市政運営を目指します。さらに、厳しい財政状況の中、わかりやすい行政評価制度*の導入や行政サービス体制の見直しなどにより、計画的な行財政改革を推進し、効率的な行財政運営を目指します。

施策目標

- ⑦-1 市民にわかりやすい開かれた行政運営が行われている
- ⑦-2 効率的な行財政運営が行われている



行政運営の
方針

市民とともに歩む効率的な行財政運営に取り組みます

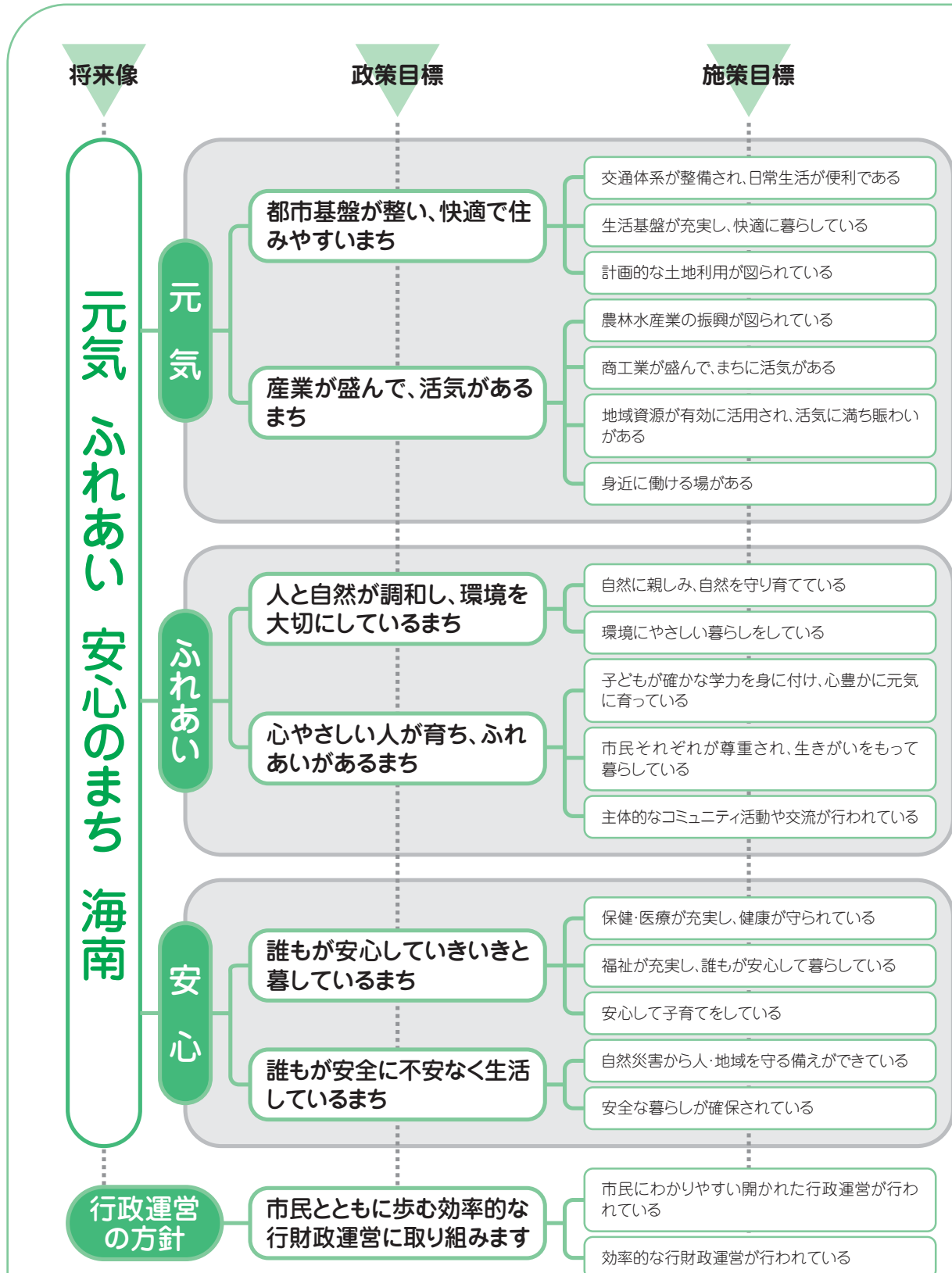
施策目標 ⑦-1 市民にわかりやすい開かれた行政運営が行われている

責任をもって主体的にまちづくりに参画する市民と行政が、お互いの理解を深め、それぞれの長所を活かしながら力を出しあうことで、協働によるまちづくりを目指します。また、市民が情報を得やすい仕組みを整えるとともに、市民との双方向の情報交流や市政への市民参加を推進するための積極的な情報公開・情報提供を行うことで、透明性の高い市民にわかりやすいまちを目指します。

施策目標 ⑦-2 効率的な行財政運営が行われている

わかりやすい行政評価制度の構築により、コスト意識・マネジメント*意識をもった行財政運営を行うとともに、多様化する市民のニーズやライフスタイルに対応するため、サービス提供のあり方やサービス体制を見直し、市民に便利で効率的な行政運営が行われているまちを目指します。また、自主財源の安定的確保と財源の効果的な運用による健全な財政運営が行われているまちを目指します。さらに、職員の適正配置や人材の育成により、職員の能力が最大限に発揮される行政運営を目指します。

4 政策・施策体系



基本計画



KAINAN CITY

第1次海南市総合計画



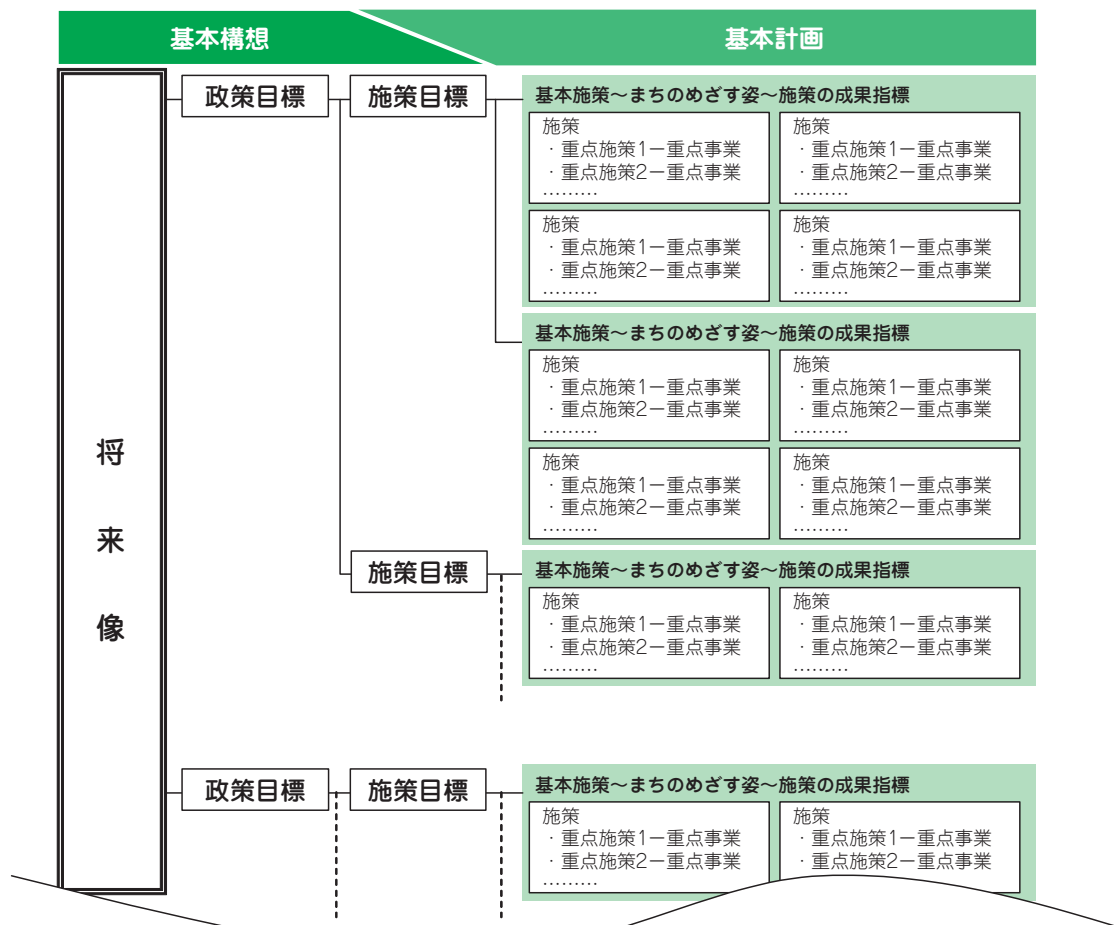
1 基本計画の構成

基本計画は、基本構想に掲げる将来像「元気 ふれあい 安心のまち 海南」に基づく6つの「政策目標」と「行政運営の方針」、更にそれらを細分化した「施策目標」を具現化するために必要な基本の方策を体系的に定めています。

基本計画では、「基本施策」を掲げ、それぞれ「めざすまちの姿」、「施策の成果指標」、「重点施策」、「重点事業」などを記載し、施策の方向性や具体的な施策の取り組み内容を詳細に示しています。また、優先的かつ重点的な取り組みを行う施策として、「重点プラン」を設定しています。

2 基本計画の計画期間

この基本計画の計画期間は、2007年度（平成19年度）から2011年度（平成23年度）までの5年とします。



3 基本計画に記載される主な内容

■基本施策

「基本施策」は、「施策目標」を実現していくために、本市が実施する施策の方針です。

「基本施策」ごとに、「現状と課題」を踏まえ、今後の施策展開の方向性を「基本方針」として定めます。そしてその方針に基づいて、実施する「施策」と目指すべき「成果指標」を明示します。

■めざすまちの姿

「基本施策」を実施することにより、実現したい将来の本市の姿をより具体的に「めざすまちの姿」として表現しています。

「めざすまちの姿」は行政側からみたサービスの提供状況ではなく、「市民がどのような生活をしているか」、「社会がどのような状態になっているか」といった市民と行政がともに努力して目指す本市の姿を表現しており、これを市民と行政が共有することが新しい地域社会づくりの出発点になります。

■施策の成果指標

「施策の成果指標」は、「めざすまちの姿」をより具体的な市民や社会の状態として客観的に把握できるよう、その状態を数値で表現したものです。

「施策の成果指標」が明らかになることにより、何をどれくらいまで実現すればよいのかという明確で具体的な目標を持つことができます。

また、この指標をもとに、総合計画に記載されている政策・施策の進捗を管理し、成果や妥当性を定期的に評価することによって、施策の方針や取り組みの見直しを図ります。

■重点施策・重点事業

「重点施策」及び「重点事業」は、「基本方針」に基づいて、「めざすまちの姿」を達成するために、今後5年間で重点的に実施する施策と事業です。

■重点プラン

「重点プラン」は、個々の施策分野を超えた横断的かつ重点的な取り組みを進めることが必要な施策です。

今後5年間、行政資源の重点的な投資を行い、優先的かつ重点的に推進します。

政策目標



都市基盤が整い、快適で住みやすいまち

施策体系

施策目標

①-1 交通体系が整備され、日常生活が便利である

①-2 生活基盤が充実し、快適に暮らしている

①-3 計画的な土地利用が図られている

基本施策

- 1 広域幹線道路網の整備
- 2 生活道路の整備・改良
- 3 公共交通機関の充実

- 1 快適な住環境の整備充実
- 2 安全な水の安定供給体制の確立
- 3 下水処理の充実
- 4 河川等の整備

- 1 有効な土地利用の推進
- 2 市街地の整備

施策 目標

①-1 交通体系が整備され、日常生活が便利である

基本施策

基本施策 ①-1-1 広域幹線道路網の整備

基本施策 ①-1-2 生活道路の整備・改良

基本施策 ①-1-3 公共交通機関の充実

基本施策 ①-1-1 広域幹線道路網の整備

◆現状と課題

- 日常生活圏の拡大とともに地域間の連携が一層進む中、人と物の動きを支える広域的な幹線道路の重要性がますます高まっています。本市の広域的な幹線道路は、湾岸沿いを南北に縦断する国道42号、市域を東西に横断する370号、東部地域を南北に縦断する国道424号の国道3路線、県道岩出海南線などの主要県道3路線と一般県道14路線があり、それぞれ整備が進められています。
- 国道42号は、慢性的な交通渋滞が大きな課題となっていることから、市民生活の利便性を高めるため、交通渋滞の解消を早期に図る整備を国や県に働きかけていくことが求められています。国道370号は、部分的に狭隘な箇所が残っていることから、バイパスによる新しい道路整備への取り組みが進められており、今後の早期完成が求められています。また、国道424号は、未整備区間が多く、特に木津、沖野々地区周辺は狭隘で民家が密集し、住民生活にも支障をきたしているため、木津バイパスの早期事業化が求められています。
- 県道については、地域の均衡ある発展を推進するため、交通量の増大や生活圏の広域化に応じて、道路拡幅等の整備が進められていますが、今後も、未整備な県道の早期整備を促進する必要があります。
- 近畿自動車道紀勢線については、海南ICより紀南方面へは、現在2車線のため、祝休日の渋滞が課題となっています。現在、海南吉備間の4車線化や近畿自動車道紀勢線の紀南延長事業が進められており、早期完成が望まれています。

◆基本方針

- 広域アクセスとなる高速道路や主要な幹線道路の慢性的な渋滞の解消と交通の円滑化を図るため、国道のバイパス整備や県道の改良・整備を促進します。

◆施策と成果指標

基本施策 ①-1-1 広域幹線道路網の整備			
めざすまちの姿	● 国道や県道などの交通渋滞が解消され、周辺市町や高速道路ICへの交通が円滑になり、市民の広域活動が活発化し、利便性が向上している。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目 標 (平成23年度)
	● 国道や県道の渋滞が解消されたと感じている市民の割合 (%)	26.7% (平成18年度)	35.0%
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
① 国道の整備促進	● 国道の渋滞解消を図るため、国道42号の海南有田間のバイパス整備、国道370号の阪井バイパスの整備推進、国道424号の木津バイパスの早期事業採択について、関係機関への働きかけを強化するとともに事業の円滑化を推進します。	● 国道42号、国道370号(阪井バイパス)、国道424号の整備事業	
② 県道の整備促進	● 渋滞の緩和と交通の安全を確保するため、県道秋月海南線、岩出海南線、海南金屋線、興加茂郷停車場線、海南吉備線、和歌山野上線などの拡幅、改修等の整備を促進します。	● 県道の整備事業	
③ 高規格道路の整備促進	● 近畿自動車道紀勢線の紀南方面への延伸及び海南吉備間の4車線化事業を促進します。	● 近畿自動車道紀勢線海南吉備間4車線化の促進	



政策目標1 都市基盤が整い、快適で住みやすいまち

基本施策 ①-1-2 生活道路の整備・改良

◆現状と課題

- 市民の日常生活を支える生活道路は、道路改良事業や土地区画整理事業*の進捗などにより整備が進んできましたが、まだまだ幅員の狭い道路や改良整備が必要な道路が多くあります。新市まちづくり計画においても重点施策として「生活道路の整備」が位置付けられており、これからの重要課題といえます。
- 都市計画道路については、市街地において整備を進めていますが、国の支援状況が変化する中で、整備の有効性や優先性等を検証するなど、都市計画道路の見直しを行い、整備効果の高い都市計画道路を重点的に整備する必要があります。
- 市道については、非常に狭隘な路線が多く、市民の生活道路として、都市計画道路などの幹線道路と組み合わせた利便性の高い道路網の整備や拡幅改良などが求められています。そのため、道路拡幅や改良を中心に更なる整備を進めていくとともに、円滑で安全な通行の確保のため、道路の適切な維持管理が必要となっています。
- 高齢化社会の進展に伴い、誰もが安心して快適な歩行ができるよう、歩道の整備改修など、道路のバリアフリー*も含めたきめ細やかな、多岐にわたる道路整備が求められています。今後は、道路の快適性や安全性の向上など、道路環境の改善に努める必要があります。

◆基本方針

- 生活道路の整備や計画的な維持修繕、改良等を進め、道路の利便性や安全性、快適性の向上を図ります。

◆施策と成果指標

基本施策 ①-1-2 生活道路の整備・改良			
めざすまちの姿	●身近な道路が整備され、円滑に通行することができる。 ●駅や市役所などの市の中心地への所要時間が短縮され、市民生活の利便性が向上している。 ●安全性や快適性、景観に配慮した道路環境が整っていることによって、市民が道路を安心して通行している。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目 標 (平成23年度)
	●身近な道路が整備されたと感じている市民の割合(%)	43.1% (平成18年度)	50.0%
	●都市計画道路の整備進捗率(%)	34.0% (平成18年度)	43.4%
	●市が管理する歩道のバリアフリー化(歩道の段差解消)の割合(%)	21.1% (平成17年度)	34.5%
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①都市計画道路の整備	●都市計画マスタープランの策定等を通じて、都市計画道路の整備の有効性、優先性等を検証し、より整備効果の高い都市計画道路を重点的に整備します。 ●整備を進めている大野中重根線の整備を推進します。	●大野中重根線整備事業	
②市道の整備充実	●良好な市街地形成及び生活環境の向上を図るため、生活道路である一般市道の整備を進めます。 ●国道370号の渋滞緩和を目的として整備される阪井バイパスの整備に伴う関連道路の整備を進めます。 ●都市計画区域*内における土地利用を促進するため、市道認定基準の見直しなど市道の条件整備に取り組みます。	●市道新設事業	
③道路等の維持修繕・改良舗装の充実	●生活道路の安全性を確保し、円滑な通行を図るため、市民の生活と密接な関係にある市道の維持修繕や未改良区間の改良、舗装などを推進します。 ●市道以外の多くの市民が利用する道路の適切な維持補修に努めます。	●道路改良舗装事業 ●道路等維持補修事業 ●認定外道路維持補修事業*	
④快適な道路環境づくり	●道路緑化や歩道の美装化、バリアフリー化などを進め、誰もが快適に安心して歩ける歩道の整備を推進します。	●歩道整備(バリアフリー化)	

政策目標1 都市基盤が整い、快適で住みやすいまち

基本施策 ①-1-3 公共交通機関の充実

◆現状と課題

- 高齢化社会への対応や障害者の社会参画の促進に応じて、誰もが日常生活において、安全で利用しやすい移動手段を確保することが求められています。また、環境負荷の低減も求められており、公共交通機関の果たす役割の重要性は増えています。
- JRによる大阪方面への通勤・通学に際し、特急電車以外を利用する場合は、和歌山駅での乗り換えが必要となるため、JR阪和線の運行電車を海南駅まで乗り入れることが求められています。人口減少傾向に歯止めがかからない本市においては、鉄道の利便性の向上は、若い世代の定着、定住を促進する上でも、市民の通勤や通学などを支える移動手段として重要であることから、今後も関係機関との連携を図りながら、取り組んでいく必要があります。なお、JR阪和線の運行電車を海南駅まで乗り入れるためには、利用客数の増加を図ることが大きな課題となっています。
- 市内のバス路線は、民間バス会社により運行され、路線バスが運行されていない地域には、りんかんコミュニティバス*や廃止路線代替バスが運行されていますが、近年の交通手段の多様化から、バス利用者は、年々減少傾向にあります。
今後は、身近な交通手段としての必要性や、費用対効果の面も考慮の上、バス路線の充実を図る必要があります。

◆基本方針

- 和歌山市や大阪方面への鉄道の利便性を高めるとともに、バス路線の充実を促進し、市民の利便性の向上に努めます。

◆施策と成果指標

基本施策 ①-1-3 公共交通機関の充実			
めざすまちの姿	●大阪方面への通勤、通学が便利になっている。 ●市民が公共交通機関により移動できる環境が整い、生活の利便性が向上している。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目 標 (平成23年度)
	●通勤、通学が便利だと感じている市民の割合(%)	33.4% (平成18年度)	40.0%
	●公共交通機関を利用している市民の割合(%)	33.8% (平成18年度)	40.0%
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①鉄道機能の向上	●JR運行体制の充実に向け、鉄道事業者や関係機関への働きかけの強化を図ります。 ●JR阪和線運行電車の海南駅への乗り入れに向け、乗降客の増加に努めるとともに、鉄道事業者への要望を行います。	●JR運行体制充実の促進	
②バス運行体制の充実	●路線バスの運行されていない地域の交通手段を確保するため、運行補助を行うとともに、生活交通路線を維持するため、市内運行バスの運行に対する補助を行います。 ●高齢者や身体障害者などの交通の利便性向上を図るため、低床バス*の導入を支援します。	●バス運行対策事業	



施策 目標

①-2 生活基盤が充実し、快適に暮らしている

基本施策

基本施策 ①-2-① 快適な住環境の整備充実

基本施策 ①-2-② 安全な水の安定供給体制の確立

基本施策 ①-2-③ 下水処理の充実

基本施策 ①-2-④ 河川等の整備

基本施策 ①-2-① 快適な住環境の整備充実

◆現状と課題

- 良質な住宅と住環境の確保は、健康で豊かな市民生活を営むための最も基礎的な要素です。
本市の市営住宅は、5割以上が老朽化した木造・簡易耐火住宅であり、建替えや改修が求められています。市営住宅の建替えや改修に際しては、若者や高齢者等のそれぞれのニーズに対応した市営住宅等の整備を計画的に進める必要があります。
また、老朽化した市営住宅の入居者の安全確保を早急に行う観点から他の良質な市営住宅等への住み替えや、借上げ公営住宅等の民間の活力を利用した住宅供給を促進していく必要があります。
- 市の中心部の既成市街地では、木造住宅が密集し、居住環境の整備が遅れていることから、若者の流失による人口減少が顕著となっています。そのため、このような地域では市民それぞれのニーズに合った良好な住宅建設や宅地の提供を促進することによって、快適な居住環境を創出し、定住人口の増加を図る必要があります。
- 現在、本市では、良好な住宅地としての住環境の基盤整備や宅地の利用増進を図るため、海南駅東土地区画整理事業、重根土地区画整理事業を進めていますが、今後も土地区画整理事業を計画的に推進していく必要があります。

◆基本方針

- 市営住宅等の充実や民間による住宅・宅地の供給などにより、定住を促進する総合的かつ効果的な住宅政策を推進します。

◆施策と成果指標

基本施策 ①-2-① 快適な住環境の整備充実			
めざすまちの姿	● 市民が健康で文化的な生活を営むことのできる市営住宅が供給されている。 ● 住宅の建設が促進され、定住人口が増加し、市民が良質な住宅や快適な住環境を享受している。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目標(平成23年度)
	● 借上型市営住宅数(戸)	0戸 (平成18年度)	25戸
	● 土地区画整理事業地区内の新築住宅数(戸)	70戸 (平成17年度)	270戸
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
① 公営住宅の充実	● 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する総合的かつ計画的な推進を図るため、海南市住宅マスタープランを策定します。 ● 老朽化が進んだ市営住宅の計画的な建替えや改修、耐震改修を進めるとともに、世帯構成の変化や障害者・高齢者向け住宅などの住宅需要の質的な変化に対応した整備を推進します。また、弱者に配慮した市営住宅の整備を進めます。 ● 民間の建設した住宅の借上げなど様々な民間活力の活用方策を検討しつつ公営住宅の整備を進めます。	● 借上型市営住宅の推進	
② 宅地・住宅の供給促進	● 良好な住宅や宅地の供給を促進するため、海南駅東土地区画整理事業や重根土地区画整理事業を計画的に推進します。 ● 民間活力を導入した良質な賃貸住宅の供給を促進するため、特定優良賃貸住宅制度*や高齢者向け優良賃貸住宅制度*等の活用を促進します。 ● 定住を促進するため、民間による住宅の供給や住宅建設を促進します。 ● 都市計画区域内における住宅建設を促進するための条件整備に取り組みます。	● 海南駅東土地区画整理事業 ● 重根土地区画整理事業	

基本施策 ①-2-2 安全な水の安定供給体制の確立

◆現状と課題

- 水は、市民の健康で文化的な日常生活や社会経済活動を支える上で重要な役割を果たしていることに加え、最近では環境問題や安心して口にすることができる飲み水に対する関心の高まりから、水道水には「安全性」や「美味しさ」が求められています。
- 本市の中山間部においては、水道未普及地域が存在することから、現在その解消を目指し事業を進めていますが、残る未普及地区についても水道を整備していくことが課題となっています。
- 海南上水道では、安定した給水をするため、紀の川の取水施設から室山浄水場までの導水管更生工事を始めとする施設整備が必要となっています。また、室山浄水場は建設後50年近くを経過し、老朽化が進んでおり、今後は高度な処理機能を備えた施設に整備することも含め、その対応を検討していく必要があります。
- 下津上水道は、県の管理施設である取水、導水施設の老朽化対策と市への移管が課題であり、また下津浄水場と加茂浄水場の統合、更新についても検討していく必要があります。
- 配水管については、年々更新はしているものの、石綿管が未だ残存する中、老朽化する配水管の計画的な更新が課題となっています。また、災害時にも対応できる水道施設の整備も求められています。
- 簡易水道は、施設の老朽化が進み、水圧低下や出水不良が生じるなどの問題があり、将来的には4簡易水道の統合や上水道事業による給水も考える必要があります。

◆基本方針

- 市民に安全な水を安定的に供給するため、水道事業総合計画を策定するとともに、水道未普及地域の解消、水道施設の計画的な整備や維持管理に努めます。

◆施策と成果指標

基本施策 ①-2-2 安全な水の安定供給体制の確立			
めざすまちの姿	●安全な水道水が確保され、市民に対して水の安定的な供給がなされている。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目標(平成23年度)
	●水道水の水質基準値	基準値が確保されている (平成18年度)	→
	●水道の普及率(%)	95.0% (平成17年度)	96.2%
	●水道の有収率(%)	77.8% (平成17年度)	78.5%
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①安全で安定した水の供給	●安全で安心な水道水の安定供給を図るため、水道事業総合計画を策定します。 ●常に安全でおいしい水を供給するため、浄水場のろ過池の整備を進め、ろ過機能の安定化を図ります。 ●共同井戸の水質の保全等を図るため、共同井戸の新設、改良及び管理運営に対し、その費用の一部を補助します。	●水道事業総合計画の策定 ●室山浄水場ろ過池整備事業	
②水道未普及地域の解消	●中山間地などの水道未普及地域の解消を図るため、配水施設や配水管の整備を進めます。	●水道未普及地域解消事業	
③水道施設の維持・管理	●計画的に水道施設の整備を進め、老朽化した配水管の布設替えを進めることで、有収率の向上と効率的な管路網の整備に努めます。 ●災害時にライフライン*が確保できるよう、配水池などの水道施設の耐震化を進め、災害に強い施設づくりを進めます。 ●下津町丸田地区の土砂採取跡地への送水施設などの整備を進めます。 ●簡易水道における老朽施設の整備を図ります。 ●老朽化した浄水場の整備等について検討します。	●石綿セメント管更新事業 ●室山配水池耐震化事業	

基本施策 ①-2-③ 下水処理の充実

◆現状と課題

- 近年、家庭からの生活雑排水の適正な処理が大きな課題となり、社会的にもその対策の必要性和緊急性が重要視されていることから、適切な下水処理を早急に進める必要があります。
- 公共下水道の整備については、長い期間と多額の建設費を要し、市の財政運営に与える負担が大きいことや、市民にも受益者負担がかかることから、本市では未着手の状態となっていますが、地域の特性に応じ、農業集落排水、コミュニティプラント*などの手法を選択し、下水処理行政を推進する必要があります。

浄化槽については、高い処理能力を持ち、その処理水の放流による河川等の水量確保にも繋がることから、短期間で水環境への保全効果を期待することができます。

このため、本市では、浄化槽設置整備事業を実施し、設置費の一部補助を年間約250件程度行い、浄化槽の設置を積極的に推進していますが、未だ設置件数は十分ではないことから、今後も更なる浄化槽の普及に努める必要があります。
- 汚濁物質の主な発生源が一般家庭であることから、その対策には、行政の積極的な取り組みとともに、住民の自覚と自らの行動、そして行政への協力も必要となってきます。今後は、生活排水対策の重要性を市民に啓発することが重要となってきます。

◆基本方針

- 衛生的で快適な生活環境と公共水域の水質保全を図るため、適切な下水処理の推進に努めます。

◆施策と成果指標

基本施策 ①-2-③ 下水処理の充実			
めざすまちの姿	適切な下水の処理が行われることにより、河川などの水質が改善し、市内の環境衛生の向上や市民の生活環境が保全されている。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目 標 (平成23年度)
	● 汚水処理率 (%)	12.7% (平成17年度)	21.4%
	● 河川のBOD (生物化学的酸素要求量) * (mg/l)	環境基準値以下 (平成17年度)	→
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
① 下水対策	- 生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置やコミュニティプラント事業、農業集落排水事業など、地域の特性に応じた下水処理行政の円滑な推進を図ります。 - 浄化槽設置の必要性和補助制度を周知し、浄化槽の普及を促進します。 - 適切な浄化槽の維持管理が図られるよう指導・啓発に努めます。 - 生活排水対策の重要性を周知し、市民一人一人の生活排水対策を促進します。	● 浄化槽設置整備事業	



基本施策 ①-2-4 河川等の整備

◆現状と課題

- 本市には、一級河川の貴志川、二級河川の日方川、亀の川、大坪川、加茂川、市坪川、大窪川、宮川、小島川、小原川などが流れています。また、東部に山間地、西部の海岸に近い地域には低地帯を有していることから、大雨、洪水時には浸水等の被害が生じています。そのため、流下能力の不足している日方川、加茂川、宮川などの河川整備が進められています。
今後も、河川等については、常に安全性についての点検、確認に努め、総合的な治水対策の推進を図るため、計画的な河川整備を進めるとともに、河川に接続した排水路の改良、整備を進める必要があります。
- 低地帯においては豪雨時や異常潮位の際の浸水被害が依然として発生しています。このため、河川、排水路の流末に排水ポンプ場の新設、あるいは既設排水ポンプの機能強化を行い、効果的な内水排除を実施することにより、浸水被害の低減を図っていく必要があります。
- 本市の都市下水路事業については、以前から浸水対策を重点として取り組んできましたが、今後も宅地化が進む低地地区や、事業完了から長期間経過し状況が変化している地区などについては、国の採択基準や事業の実施手法を含め、整備・再整備について検討する必要があります。

◆基本方針

- 豪雨などの災害時における河川の氾濫や浸水を防ぐため、河川等の浸水対策の充実に努めます。
- 排水ポンプ場の整備や都市下水路事業を推進し、排水機能の向上を図ります。

◆施策と成果指標

基本施策 ①-2-4 河川等の整備			
めざすまちの姿	●河川等の整備が行われ、市民が浸水被害の不安がなく、安心して生活できる環境を享受している。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目標(平成23年度)
	●河川、排水路、排水ポンプ場などの整備が進み、浸水被害の不安が解消されたと感じている市民の割合(%)	33.1% (平成18年度)	50.0%
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①河川・排水路の整備	●異常降雨時に浸水被害を及ぼしている河川、排水路等を整備、改修することにより、その被害の低減を図ります。 ●生活排水対策による水質の浄化、生態系や景観に配慮した工法の実施などを進め、潤いのある水辺環境の創出に努めます。	●河川・排水路整備事業	
②浸水対策の充実	●浸水被害が発生する低地帯について、内水排除を行い、被害の低減を図るための排水ポンプ場の整備を進めます。 ●都市下水路の整備などにより、市街地での排水機能を高め、浸水被害の抑制を図ります。	●浸水対策事業 ●山崎都市下水路事業 ●藤白都市下水路事業	



施策目標

①-3 計画的な土地利用が図られている

基本施策

基本施策 ①-3-1 有効な土地利用の推進

基本施策 ①-3-2 市街地の整備

基本施策 ①-3-1 有効な土地利用の推進

◆現状と課題

- 旧海南市では、平成16年5月市街化区域*及び市街化調整区域*の区域区分を廃止し、旧市街化調整区域においても柔軟な土地利用が可能になりました。旧下津町では、都市計画法に基づく都市計画区域が設定され、また農業振興地域*の整備に関する法律による農業振興地域の設定と農用地区域*の指定がされています。
今後は、有効的な土地利用を推進するため、都市計画マスタープランを策定し、市の一体的な土地利用の方針や、地域の特性に応じた具体的な土地利用のあり方を定めていく必要があります。
- 地籍調査事業については、旧下津町地域では既に完了していますが、旧海南市地域では平成13年度から事業を実施しており、市全体としては平成18年度末で要調査面積101.18km²の42.6%が完了しています。地籍調査事業は、長期間を要する事業ですが、土地の流動化や高度利用、また行政をはじめとするまちづくりの基礎となるものであり、今後とも計画的にその実施を図っていく必要があります。
- 本市には、森林公園「雨の森」や県立自然公園「亀池」、「わんぱく公園」、「燦燦公園」、自転車歩行者専用道路沿いのポケットパーク*、また各地域には児童公園などがありますが、市街地や地区周辺における公園、緑地などについては、まだ十分な状況とはいえません。公園、緑地などは、市民が身近にふれあい、くつろげる場であるとともに、災害時における避難場所や救助活動場所として活用されるなど多様な機能を備えた空間であり、全市的な視点で整備することが求められています。

◆基本方針

- 地域の特性に応じた具体的な土地利用のあり方を定め、市の活力向上や市民生活の利便性向上に資する計画的かつ効果的な土地利用を進めます。
- 土地の適正な保全と合理的な利活用を図るため、計画的に地籍調査事業を進めます。
- 市民の憩いの場として、また災害時の避難場所など防災面での機能を担えるよう、公園、緑地などの計画的な整備や維持管理を行います。

◆施策と成果指標

基本施策 ①-3-① 有効な土地利用の推進			
めざすまちの姿	● 土地利用の長期的な方向性が定められ、計画的な整備が進められている。 ● 土地の権利関係が明らかになり、市民の大切な土地財産が保護されているとともに、土地の有効かつ円滑な活用が図られている。 ● 市民が憩いの場として公園や緑地などを利用し、良好な生活環境を享受している。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目標(平成23年度)
	● 地籍調査進捗率(%)	42.6% (平成18年度)	54.0%
	● 公園や子どもの遊び場に関する市民の満足度(%)	15.0% (平成18年度)	25.0%
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①土地の有効活用	● 有効的な土地利用を推進するため、都市計画マスタープランを策定し、全市的な土地利用方針を定め、地域の特性を活かした計画的かつ効果的な土地利用を図ります。 ● 健全な都市環境と豊かな自然環境との調和・保全を図るため、適切な土地利用規制の実施に努めます。	● 都市計画マスタープランの策定	
②地籍調査の推進	● 土地の適正な保全と合理的な利活用を図るため、計画的に地籍調査事業を進めます。また、事業の大幅な進捗を図るため、民間委託の積極的な活用にも努めます。	● 地籍調査事業	
③公園・緑地の整備・充実	● 市民、事業者、行政のそれぞれの役割を明確にしながら、公園や緑地の整備を推進します。 ● 土地区画整理事業などによる計画的な街区公園*の整備や、市民の憩いの場として、また防災対策面における避難場所や救助活動の拠点として、近隣公園*や地区公園*、緑地の整備を進めます。 ● わんぱく公園や雨の森などについては、レクリエーションニーズに対応した整備を進めます。 ● 市民の交流やふれあいの場として、ポケットパーク、緑地などの整備を進めます。	● 公園・緑地整備事業	

基本施策 ①-3-2 市街地の整備

◆現状と課題

- 中心市街地は、商工業、居住等の都市機能が集積し、長い歴史の中で文化や伝統を育み、各種の機能を培ってきた「街の顔」とも言うべき場所です。しかし、近年モータリゼーションの進展への対応の遅れ、商業を取り巻く環境の変化、中心部の人口減少と高齢化などを背景に、中心市街地の衰退、空洞化が深刻化しています。

こうしたことから、中心市街地の空洞化の進行を防ぎ、その活性化を図ることが重要な課題となっており、今後は、中心市街地における都市機能の集積促進、街なか居住、商店街の活性化などの取り組みを一体的に推進する必要があります。

また、海南市土地開発公社所有の大規模土地についても、中心市街地の活性化や定住人口の増加を図るうえで、その有効な利活用に努める必要があります。

- 中心市街地に立地する既成市街地は、道路形態も複雑で幅員も狭く、木造住宅が密集し、都市整備が立ち遅れた地域も見受けられます。このような地域では、自動車交通の利便性が低く、防災上の問題や居住環境の整備が遅れていることから、本市の他の地域に比べ著しく人口が減少し、市街地としての活力が失われつつあります。今後、これらの地域では、居住環境の改善など総合的な市街地の整備を進めていくことが求められています。

- 本市では、公共施設の整備と改善、宅地の利用増進を図るため、海南駅東土地区画整理事業及び重根土地区画整理事業が進められています。海南駅東土地区画整理事業については、活力ある市街地の形成や交通結節点機能*の充実を図るため、また、重根土地区画整理事業については、近郊住宅地としての都市基盤の充実を図るため、今後も引き続き、計画的に推進していく必要があります。

◆基本方針

- 都市機能の集積促進や街なか居住、商店街の活性化、土地区画整理事業などを一体的に推進することにより、中心市街地の活性化を図るとともに、既成市街地の整備を推進します。
- 土地区画整理事業による近郊住宅地の整備に努めます。

◆施策と成果指標

基本施策 ①-3-2 市街地の整備			
めざすまちの姿	● 中心市街地における都市機能及び経済力が向上し、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点となり、魅力ある市街地が形成されている。 ● 既成市街地の居住環境が向上している。 ● 居住環境の向上が図られた近郊住宅地が形成されている。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目標(平成23年度)
	● 中心市街地に魅力があると感じている市民の割合(%)	11.9% (平成18年度)	25.0%
	● 中心市街地内の人口(人)	18,141人 (平成17年度)	17,592人
	● 土地区画整理事業の進捗率(%)	28.8% (平成17年度)	56.5%
	● 中心市街地内の海南市土地開発公社保有地の利用率(%)	0% (平成18年度)	85.0%
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
① 中心市街地の活性化	● 中心市街地の活性化を図るため、中心市街地活性化基本計画*を策定し、商店街の活性化や居住環境の向上、都市福祉施設の整備などに取り組むことで、都市機能の集積や居住人口の増加に努めます。 ● 市の中心部に位置する海南市土地開発公社所有の大規模土地の有効活用を図ります。	● 中心市街地活性化基本計画の策定	
② 既成市街地の整備	● 既成市街地の土地の効率的かつ高度な利用の誘導に努めます。 ● 狭隘市道の解消を図るため、建築基準法上の後退用地*の適正な活用についての検討や交差点改良事業、待避所設置事業などを推進することにより、居住環境の向上に努めます。	● 交差点改良事業 ● 待避所設置事業	
③ 土地区画整理事業の推進	● JR海南駅周辺の都市機能を高め、活力ある市街地を形成するとともに、交通結節点機能の充実を図るため、海南駅東土地区画整理事業を計画的に推進します。 ● 国道や都市計画道路、公園などの公共施設の整備により、近郊住宅地としての都市基盤の充実を図るため、重根土地区画整理事業を計画的に推進します。	● 海南駅東土地区画整理事業 ● 重根土地区画整理事業	

政策目標 2



産業が盛んで、活気があるまち

施策体系

施策目標

②-1 農林水産業の振興が図られている

②-2 商工業が盛んで、まちに活気がある

②-3 地域資源が有効に活用され、活気に満ち賑わいがある

②-4 身近に働ける場がある

基本施策

- 1 農林業の振興
- 2 水産業の振興

- 1 地場産業の振興
- 2 商工業の振興
- 3 港湾の整備

- 1 観光の振興
- 2 第一次産業と観光の融合

- 1 企業誘致・新産業創出の推進
- 2 雇用・労働環境の改善

施策 目標

②-1 農林水産業の振興が図られている

基本施策

基本施策 ②-1-1 農林業の振興

基本施策 ②-1-2 水産業の振興

基本施策 ②-1-1 農林業の振興

◆現状と課題

- 近年の農業の状況としては、海外からの輸入農産物の増加などにより、国内農産物の需要が低下し、価格が低迷する傾向にあります。また、農業従事者の高齢化と後継者不足が深刻化してきていることから、認定農業者*などの経営感覚に優れた後継者の育成、支援を進めるとともに、非農家による援農組織等の立ち上げなど多様な担い手を育成することが求められています。
- 本市の農業は、みかんを中心とした柑橘専作農業が多いことから、高品質農産物の安定生産が必要不可欠となっています。このため、新品種、新技術の導入や農産物の産地化やブランド化、市場対応力の強化等が課題となっています。また、びわ、キウイフルーツなどを含めた果樹の複合経営や地域特産品の開発を進め、農業経営の安定を図る必要があります。
- 農道、水路、ため池等の農業用施設の整備に取り組んできましたが、今後も、農業生産性を向上させるための農業用施設の整備や、作業効率を高めるための農用地利用集積など生産活動における環境整備を進める必要があります。
- 本市は、市民に身近な生産者から安心できる食材を提供される環境に恵まれているため、産地消*の推進や食育*の普及に努めることも重要です。
- 近年の林業を取り巻く情勢は、安価な外材が輸入され国産木材の需用は激減し、林業により生計を立てることは非常に厳しい状況となっています。しかし、森林には、二酸化炭素の吸収や洪水の防止などの多面的で公益的な機能があることから、今後は森林の適正な保全に取り組むことが求められています。

◆基本方針

- 農業生産基盤の整備や生産技術の向上と農産物のブランド化を進め、経営の安定化を図り、認定農業者など担い手の確保・育成に努めます。また、地産地消を進めることにより、市民の地域農業への理解を促進するとともに、市内自給率の向上に努めます。
- 森林資源の持つ多面的で公益的な機能の維持増進を図るため、森林の適正な保全を推進します。

◆施策と成果指標

基本施策 ②-1-1 農林業の振興			
めざすまちの姿	● 市内の農産物がブランド化され、生産・販売環境の改善と生産基盤の整備により、農業の生産効率の向上及び経営の安定が図られ、農業所得が向上している。 ● 農業の後継者が育成され、担い手が増加している。 ● 市内の農産物が、市民に親しまれ、消費されている。 ● 森林が適正に保全されている。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目標(平成23年度)
	● 販売額が年間一千万円以上の農家数(戸)	70戸 (平成17年度)	77戸
	● 基幹的農業従事者数(人)	2,494人 (平成17年度)	2,450人
	● 認定農業者数(人)	208人 (平成17年度)	250人
	● 市内の農産物を意識して購入している市民の割合(%)	53.7% (平成18年度)	60.0%

政策目標2 産業が盛んで、活気があるまち

前ページ姿を実現するために必要な重点施策・事業

重点施策	施策概要	重点事業
①生産基盤の整備	● 農業経営基盤の強化や耕作放棄地の解消を目的として、農地利用の集積を図り、農地の効率的な活用を図ります。 ● 市が管理する農道や里道、水路、ため池など生産基盤となる農業用施設の整備を推進するとともに、その適切な管理に努めます。	● 農用地利用集積事業 ● 農業用施設の整備と適正な管理の推進事業
②生産技術の向上と産地のPR対策	● 消費者ニーズにあった高品質の果樹生産を行うため、農業協同組合をはじめとする関係団体との連携を図りながら、改植やマルチ栽培*等による新品種、新技術の導入を推進します。 ● 農産物の市場価値を高めるため、みかん、びわ、もも等の農産物のブランド化を図り、PR活動を推進します。 ● 地球温暖化等環境の変化に対応した栽培技術・品目の導入を関係機関と協力して進めることにより、環境にやさしい農業の展開を図ります。	● 高品質果樹生産対策事業 ● 農産物ブランド推進事業
③担い手の育成	● 地域農業の担い手として経営感覚に優れた認定農業者の育成支援に努めます。 ● 農業の活性化を目指して、Uターン*者、定年退職者や非農家も含めた多様な担い手の育成を図ります。	● 認定農業者の育成事業 ● 援農組織等の導入
④地産地消等の推進	● 生産者、販売者、消費者に対して、地産地消の促進に向けた意識啓発に努めます。 ● 食の安全や大切さとそれを支える農業について、学び体験する機会の提供に努めます。	● 地産地消の推進 ● 食農の推進



▲びわ



▲高津の桃



▲貯蔵みかん



政策目標2 産業が盛んで、活気があるまち

基本施策 ②-1-2 水産業の振興

◆現状と課題

- 水産業は、小型漁船による沿岸漁業が中心であり、漁場環境の悪化や水産資源の枯渇化などから漁獲量は年々減少しています。また、輸入水産物の増加などにより水産物価格も安定しておらず、漁業経営は、大変厳しい状況にあります。これに伴って、漁業従事者も更に減少傾向にあり、加えて高齢化も進んでいます。
- 水産業の基盤整備として、漁港内作業場の確保や堤防の設置など、塩津、戸坂漁港の整備を進めていますが、今後においては、これら漁港施設の整備に加え、魚礁の設置等による水産資源の増殖、漁業経営の近代化と後継者対策、栽培漁業の振興等を効果的に推進するなど、安定した漁業経営に向けた取り組みが必要となっています。
- 水産物においては、市民に身近な生産者から安心できる食材を提供する地産地消の推進に努めることも重要です。

◆基本方針

- 漁港整備を促進するとともに、漁業経営の安定・近代化に向けた取り組みや、担い手の育成を進めます。また、地産地消を進めることにより、漁業の活性化と市内自給率の向上を図ります。



◆施策と成果指標

基本施策 ②-1-2 水産業の振興			
めざすまちの姿	●水産業の生産基盤等が整備され、作業効率が良くなり水揚げが伸びている。 ●市内の水産物が、市民に親しまれ、消費されている。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目標(平成23年度)
	●水産物漁獲量(t)	700t (平成16年度)	770t
	●漁業経営体数(経営体)	139経営体 (平成15年度)	139経営体
	●漁獲金額が年間一千万円以上の経営体数(経営体)	16経営体 (平成15年度)	18経営体
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①漁港の整備	●塩津漁港においては、避難港としての整備を行うとともに、不足している物揚場・用地の確保を行います。 ●戸坂漁港においては、沖防波堤の整備により荒天時における港内静穏度の向上による安全な係留と陸揚等の作業の省力化を図ります。	●塩津・戸坂漁港の整備事業	
②安定的な経営の実現	●漁業経営の近代化や後継者対策を講じるため、振興協議会を通じた漁業振興を図ります。 ●資源管理型漁業による水産資源の確保を目指し、「とる漁業」から「つくり育てる漁業」への転換を推進します。	●漁業協同組合の連携による漁業振興事業	
③地産地消の推進	●生産者、販売者、消費者に対して、地産地消の促進に向けた意識啓発に努めます。	●地産地消の推進	



施策 目標

②-2 商工業が盛んで、まちに活気がある

基本施策

基本施策 ②-2-1 地場産業の振興

.....

基本施策 ②-2-2 商工業の振興

.....

基本施策 ②-2-3 港湾の整備

基本施策 ②-2-1 地場産業の振興

◆現状と課題

- 本市の地場産業には、日用家庭用品や漆器、家具、手袋、蚊取線香などがあります。日用家庭用品については、全国レベルの企業もあり、堅調な成長を続けていますが、その他の産業については、多くは小規模なものであり、売り上げの低迷などにより、厳しい経営状況が続いています。また、低価格商品中心の産業であるため、台頭するアジア諸国の製品との価格競争が激しく、更には後継者不足などの人材の問題も課題となっています。
- 地場産業は、中小経営が大半を占めているため、今後は社会経済の変化に即応した活発な商業活動ができるよう、地場産業団体や事業者が一体となって、経営体質の強化、経営の高度化などの経営基盤の強化を図る必要があります。
- 地場産業の活性化のためには、魅力ある商品の開発が求められていることから、海南インテリジェントパーク*を核とした産業の高度化、情報化をより促進し、人材育成や研究開発を支援する体制を整えることにより、伝統技術を活用した付加価値の高い新商品、新技術の開発を図る必要があります。
- 地場産品のPRについては、紀州漆器伝統産業会館（うるわし館）や海南市物産観光センター（かいぶつくん）などの施設があり、また紀州漆器、家庭用品、家具まつりなどのイベントを行っていますが、今後においてもPRや情報発信の強化を図るとともに、販路の拡大に取り組む必要があります。

◆基本方針

- 地元企業や事業者が創意工夫を凝らして、積極的に新たな新事業等に取り組めるよう、新商品開発や製品の高付加価値化に係る支援を行うとともに、地場産業の経営基盤の強化を図ります。また、地場製品のPRや販路の拡大を促進します。

◆施策と成果指標

基本施策 ②-2-1 地場産業の振興			
めざすまちの姿	● 地場産業等の地元企業が、新商品開発や商品の高付加価値化を図り、競争力のある経営を行っている。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目標(平成23年度)
	● 知的財産権(特許・実用新案)申請*(取得)件数(件)	67件 (平成17年度)	85件
	● ものづくり創造支援事業*補助金交付企業の売上高伸率(%)	100% (平成18年度)	103%
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
① 経営基盤の強化	● 地場産業の経営基盤の強化を図るため、各地場産業組合の事業経営に対して支援するとともに、人材の確保と後継者の育成を支援します。 ● 県、商工団体等の主催する各種研修会や県の専門家派遣等を活用しながら、経営者意識の高揚や人材育成に努めます。 ● 経営診断や指導の充実に努めるとともに、IT*等の活用による経営の近代化、高度化や事業の共同化、協業化を促進します。 ● 伝統技術を維持継承するため、伝統工芸事業の充実に努めます。	● 地場産業育成補助事業 ● 伝統工芸事業	
② 創造的な技術研究開発の促進	● デザイン振興事業において培った人的ネットワーク等の事業資産を活用し、技術力や研究開発力を高めるとともに、新商品開発やものづくりに対する高付加価値化を促進します。 ● 共同開発や共同研究などによる地場産業の更なる発展を目指すため、産学官の連携と交流を促進します。 ● 技術や市場に関する情報交換、知識・資源の融合化による新商品・新技術の開発等を支援するため、企業間の異業種交流を促進します。	● ものづくり創造支援事業	
③ 地場製品のPR・販路拡大	● 漆器まつりや家庭用品まつり、家具まつりなどのイベントを支援することで、PR活動の充実に努めます。 ● 地場製品の販路拡大のために、産業フェアや見本市への出展を支援します。 ● インターネットや物産観光センターなどの活用を通じて、地場製品のPRや市場の開拓、販路の拡大を図ります。	● 地場製品販路開拓事業	

基本施策 ②-2-2 商工業の振興

◆現状と課題

- 郊外型大型店舗やコンビニエンスストアなどの新業態店舗の進出、またモータリゼーションの進展や高速道路をはじめとする幹線道路網の整備、大阪都市圏の影響力の増大などにより、JR海南駅前やJR加茂郷駅前の商店街などは、来客数や店舗数の減少、空き店舗の増加、人通りの減少など商店街の空洞化が憂慮される状況となっています。今後においては、商店や商店街の主体的かつ積極的な取り組みや、空き店舗対策など地域に合った更なる努力が必要となっており、こうした取り組みを支援していくことが求められています。また、商業の活性化に向けた経営基盤の安定、強化についても支援する必要があります。
- 中心市街地の商店街については、商業中心地として、賑わいのある核を形成し、地域活性化の発信地として、まちづくりと一体になった個性と魅力ある商店街づくりが求められています。今後は、都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進する中で、商店街の活性化に取り組む必要があります。
- これまで本市の産業を牽引してきた臨海部に位置する石油、鉄鋼、電力等の基幹産業は、近年の景気の回復に伴い、設備投資が増加傾向にあるなど、生産基盤の強化が図られる傾向がみられます。工業の発展による市民所得、雇用の増大に対する市民の期待は高く、今後とも、各種情報の提供や助成制度など、側面的な支援を図っていく必要があります。

◆基本方針

- 都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進する中で、商店街に活気と賑わいを取り戻すための取り組みを進めるとともに、商工業の経営強化を図るための支援に努めます。

◆施策と成果指標

基本施策 ②-2-2 商工業の振興			
めざすまちの姿	● 商店街への来訪者が増加し、活気と賑わいがある。 ● 中小企業者等が安定した経営を行っている。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目標(平成23年度)
	● 市内の商店街で買い物をする市民の割合(%)	62.6% (平成18年度)	70.0%
	● 中心市街地商店街の空き店舗数(店舗)	67店舗 (平成18年度)	47店舗
	● 商店街振興組合及びその他の任意組合商店会の組合員数(人)	213人 (平成18年度)	233人
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①商店街の活性化	● 商店街における集客力の向上を図り、賑わいのある商店街を形成するため、空き店舗対策、イベント活動などへの支援に努めます。 ● 地域の消費者に支持される魅力ある商店街を目指し、商店街活性化セミナーの開催や商店街の施設整備等への支援を行うとともに、TMO*や商業者、商工会議所、商工会などとの連携の強化を図りながら、各種事業を実施し、商店街の活性化を推進します。 ● 中心市街地活性化基本計画を策定し、計画に基づく事業を展開することにより、魅力ある商店街の形成を図ります。 ● 歩行者空間、車社会に対応した商業空間づくりなど、商店街周辺環境の整備を図り、魅力ある商業空間の形成に努めます。	● 商業施設・商業基盤施設の整備等商業活性化事業 ● 中心市街地の商業活性化事業	
②商工業の経営強化	● 商工業の経営強化を図るため、商工会議所、商工会をはじめとする関係団体等との連携を強化し、これら団体の活動を支援します。 ● 商工会議所、商工会等と協力して、経営情報の提供や経営診断、指導・相談体制の充実に努めるとともに、IT等の活用による経営の近代・高度化を促進します。 ● 中小企業者への融資制度などの充実により、経営基盤の安定、強化を図ります。	● 中小企業融資事業 ● 小規模事業者の振興事業	

基本施策 ②-2-3 港湾の整備

◆現状と課題

- 近年、海南港及び下津港は、産業構造の変化と長引いた経済の停滞に伴い、輸出量及び輸入量ともに大きく減少してきています。また、老朽化が顕著となっている港湾倉庫、栈橋などの整備や、県事業として要望している海岸侵食対策・高潮対策事業での護岸などの港湾施設の整備が求められています。
- 今後は、港湾機能の向上を図るため、港湾施設の整備を進めるとともに、新たな産業物流空間として、遊休化している臨海部の民間用地等を活用するなど、官民の連携のもとで活力溢れる港湾機能の再生に取り組む必要があります。

◆基本方針

- 産業基盤の強化とまちの活性化を図るため、老朽化している港湾施設の整備を進めることで、防災面も含めた港湾機能の再生を図ります。

◆施策と成果指標

基本施策 ②-2-③ 港湾の整備			
めざすまちの姿	●港湾施設の整備により、産業基盤が強化され、地域の活性化が図られている。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目 標 (平成23年度)
	●船舶入港隻数(隻)	9,208隻 (平成17年度)	10,896隻
	●海上出入貨物取扱量(千t)	12,240千t (平成17年度)	14,446千t
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①港湾施設の整備	●老朽化が著しい港湾倉庫の改修など、港湾行政の中心的な拠点を整備することで、なお一層の港湾振興を図ります。 ●港湾に不可欠な資産である栈橋に倒壊の危険性があることから、海上輸送としての機能を確保するため、早期の整備を促進します。 ●港湾、海岸に接する地域の高潮対策を推進するとともに、海岸侵食を防止するため、計画的な護岸整備・改修を促進します。	●港湾施設整備事業	



施策 目標

②-3 地域資源が有効に活用され、活気に満ち賑わいがある

基本施策

基本施策 ②-3-1 観光の振興

基本施策 ②-3-2 第一次産業と観光の融合

基本施策 ②-3-1 観光の振興

◆現状と課題

- 本市には、観光資源として、国宝を有する長保寺や善福院、また熊野古道、黒江の町並みなど歴史的かつ文化的な観光資源が豊富であることが大きな特徴としてあげられます。更に、わんぱく公園や黒沢牧場、つり公園シモツピアランドなどの家族向けの観光施設も数多くあります。しかし、個々の観光資源や観光施設が市内各所に点在していることから、今後はこれら観光資源・施設を有機的に結び付け、観光動線を意識した観光ネットワークを確立することが大きな課題となっています。
- 既存の観光資源や観光施設をより魅力あるものとするため、観光施設の整備や観光案内看板の整備などハード面の整備を進めるとともに、新たな観光資源の発掘に努める必要があります。また、特産品や地場産品の開発も重要な取り組みになります。
- 本市では、伝統行事としての菓子まつりや泣き相撲、観光イベントとしての下駄市など特色あるイベントが開催され、来訪する人々に親しまれています。これら伝統行事やイベントなどソフト面の充実により、交流人口を増加させて地域の活力を高めていく必要があります。
- 今後、より多くの観光客に来訪してもらうためには、海南市物産観光センター（かいぶつくん）やホームページなどを有効活用して、全国に向けて積極的な観光情報の発信を行う必要があります。

◆基本方針

- 既存の観光施設とその周辺を一体的に整備することにより、魅力ある観光拠点を形成するとともに、散在する個々の観光資源をネットワーク化し、相乗効果によって観光資源の魅力を引き出し、多様なニーズに応じた観光圏の形成を図ります。
- 観光イベントの充実や観光情報の積極的な発信に努めます。

◆施策と成果指標

基本施策 ②-3-1 観光の振興			
めざすまちの姿	●地域資源を活かした観光が盛んで、多くの来訪者が訪れている。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目標(平成23年度)
	●海南市の観光入込み客数(万人)	109万人 (平成18年度)	115万人
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①観光資源の整備	●観光振興・地域振興の拠点づくりのため、藤白坂を中心とする熊野古道や鈴木屋敷などの整備を推進します。 ●観光案内設備や公衆トイレ等の観光施設の整備・充実に努めます。 ●地場産業などの地域資源を活かした個性的な特産品づくりを促進します。 ●自然体験型観光や伝統行事への参加など、参加・体験型観光の開発・整備に努めます。	●観光施設整備事業	
②観光ネットワークの形成	●観光資源のネットワーク化を図ることにより、それぞれの資源の魅力を引き出すとともに、新たな観光資源の発掘にも努め、多種多様な目的の観光にも対応できる観光圏の形成を目指します。	●観光ネットワーク事業	
③観光イベントの充実	●本市のイメージと知名度の向上を図るため、海、山に囲まれた自然の特性を活かした観光イベントなどの充実に取り組みます。 ●菓子まつり、泣き相撲、紀州漆器まつり、下駄市などへの多くの観光客の参加を促すため、これらの行事、イベントがより魅力あるものとなるよう創意工夫に努めます。	●観光イベント企画事業	
④観光情報の発信など	●県やJR、海南市観光協会、旅行業者などと連携しながら、雑誌、インターネットなど多様な情報媒体を利用し、観光情報を広く全国に発信します。 ●海南市物産観光センター(かいぶつくん)の機能の向上に努めます。 ●周辺自治体との連携による広域観光推進組織の充実、強化を図ることにより、観光情報の広域ネットワーク化等を推進し、観光情報の発信や観光資源の宣伝に努めます。 ●市内の観光地めぐりを促進するため、分かりやすい観光パンフレットの作成や案内看板の設置などに努めます。 ●語り部ボランティア*の育成・充実に努めるとともに、もてなしの心の醸成に努めます。	●観光情報の発信事業	

基本施策 ②-3-2 第一次産業と観光の融合

◆現状と課題

- 近年、自然志向や「癒し」などを求める観光ニーズの高まりがあり、豊かな自然の恵みを享受できる農村や漁村などにおいて、農業や漁業を体験しながら滞在できる体験型観光が注目されています。
- 本市では、基幹的産業であるみかん栽培等の農業、シラス等の水産業などの第一次産業の活性化と、観光客誘致の両面からの課題に対応するため、グリーン・ツーリズム*やブルー・ツーリズム*など個人の興味や関心を喚起するような農業・漁業体験を提供する新しい観光プログラムを立案し、農業や漁業の新しい産業形態を形成していくことが求められています。

◆基本方針

- 観光的要素を盛り込んだ体験型の観光農業や観光水産業を推進することにより、第一次産業の振興と交流人口の増加を図ります。

◆施策と成果指標

基本施策 ②-3-2

第一次産業と観光の融合

めざすまちの姿	●第一次産業と観光の融合により、観光農業・水産業の従事者が増加し、農業及び水産業の新しい産業形態が形成されている。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目 標 (平成23年度)
	●観光農業・漁業取組件数(件)	2件 (平成17年度)	5件
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①観光農業・漁業の推進	●観光振興と農業振興を見据え、都市部の農業体験ニーズに応える体験型の観光農業を推進します。 ●意欲ある農家を中心として、観光農園の推進について検討します。 ●グリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズムに対する取り組みを研究・検討します。 ●つり公園シモツピアランドを核とした水産体験型レクリエーションを推進します。	●観光農業・漁業の推進事業	



施策 目標

②-4 身近に働ける場がある

基本施策

基本施策 ②-4-1 企業誘致・新産業創出の推進

基本施策 ②-4-2 雇用・労働環境の改善

基本施策 ②-4-1 企業誘致・新産業創出の推進

◆現状と課題

- 立地企業による雇用の果たす役割は、地域経済にとって大変大きなものとなっています。このため、高速道路のインターチェンジが市内に3箇所ある利点を活かし、情報通信分野や環境関連分野、保健・福祉関連分野など、今後の需要拡大が見込まれ、発展性のある業種の積極的な誘致を進めるとともに、既存産業との企業間連携の促進などにより、地域産業全体の振興を図っていく必要があります。
また、域内企業の新增設優遇措置や域外企業に対する立地優遇措置の新設や拡充も重要になってきます。
- 本市では、インキュベータ事業*によって起業支援を実施していますが、ベンチャービジネス*やSOHO*など新しい分野に挑戦する創造的、先進的、意欲的な起業は、地域経済の活性化の起爆剤となり得るため、今後は、専門的な指導や起業時の優遇措置など積極的に支援していく体制を整える必要があります。
- 海南インテリジェントパークは、本来、高度技術産業集積による新事業・新産業の創出を促進し、雇用機会の増大を図ることが目的となっていますが、現状は立地企業各々が事業活動を行うにとどまっているため、今後は、産学官連携の体制づくりを推進し、新事業・新産業の創出、起業を促進する必要があります。

◆基本方針

- 企業立地を促進するため、企業誘致や優遇制度の拡充などに努めるとともに、ベンチャー企業の育成や起業をめざす人への支援を一層充実させることにより、新しい産業の創出を図ります。

◆施策と成果指標

基本施策 ②-4-① 企業誘致・新産業創出の推進			
めざすまちの姿	● 新しい企業立地や産業創出が盛んに行われ、地域経済が活性化しているとともに、地域内の雇用が創出されている。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目 標 (平成23年度)
	● 新立地企業数(社)	1社 (平成18年度)	3社 (5年間)
	● ビジネスインキュベーション*を終了し、支援を受けずに市内に留まる企業数(社)	2社 (平成18年度)	5社 (5年間)
	● 新立地企業及び成功起業家に雇用された市民の人数(人)	10人 (平成18年度)	120人 (5年間)
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①企業の誘致及び立地促進	● 県などとの連携を図りながら、全国の企業立地動向の情報収集に努め、企業誘致活動を推進します。 ● 今後の需要拡大が見込まれる新規成長分野を中心とした積極的な企業誘致に取り組みます。 ● 既存企業や誘致企業に対する助成制度について、対象業種や対象経費の拡充、優遇制度を新設することにより、立地優位性の向上を図ります。	● 企業立地促進助成事業	
②起業支援体制の充実	● ベンチャー企業等の育成や新規創業に意欲のある者の起業を促進するため、企業経営等に専門的知識を有する者の派遣、インキュベーションマネージャーの設置、室料助成などの支援を行います。 ● 新事業・新産業の創出や起業の促進、企業の新製品、新技術の研究開発及びマーケティング*能力の強化を図るため、産学官連携の体制づくりに努めます。	● インキュベータ支援事業	

基本施策 ②-4-2 雇用・労働環境の改善

◆現状と課題

- 景気は回復基調にあるとはいえ、倒産、リストラによる離職者の増加や、正社員としての就業を好まないフリーターやニートと呼ばれる若者の増加が目立っています。更に、高校生や大学生の地元での就職事情も厳しく、就業意欲を持ちながら就業できない人が増加しており、雇用・就業対策は極めて重要な課題となっています。
現在、公共職業安定所との連携により、情報の収集や提供、相談等を行っていますが、これらを更に充実して、雇用の安定を図る取り組みを進めていく必要があります。
- 企業が地方へ進出する際の条件のひとつとして、地元で雇用できる人材の確保が重要となっています。そのため、そのような人材を地元で育成し、供給していく仕組みづくりが求められています。また、大学や専門学校に在籍する地元出身者に対する地元就職のPRや、地元企業での就労体験など、若者の地元での就業意識を向上させる取り組みが必要になってきます。
- 子育てをしながら働く女性への支援や障害者の雇用、また「団塊の世代」の大量退職に伴う雇用対策など、多様な就労形態による労働力の確保が重要な課題となっています。このため、企業に対する啓発や企業の理解を深める施策などが重要となってきます。
- 近年、女性の積極的な職場進出や就業形態の多様化が進み、派遣労働者、パートタイマー、在宅勤務者などが増えてきています。このような労働者の多様な働き方や権利を保障するため、労働基準法をはじめ、男女雇用機会均等法、労働者派遣法、介護・育児休業制度などの法律や制度の内容を、市民や事業所に対して周知することにより、良好な労働環境を確保していくことが求められています。

◆基本方針

- 企業誘致を推進するとともに、就労に関する情報提供の充実や人材育成に取り組むことにより、就労機会の確保を図ります。また、企業や関係機関との連携を図りながら、高齢者、障害者、子育てをしている親などの就業機会の拡大に努めます。
- 多様な働き方を支援する法律や制度内容などを啓発することにより、労働環境の向上に努めます。

◆施策と成果指標

基本施策 ②-4-2 雇用・労働環境の改善			
めざすまちの姿	多様な就労形態を支援し、雇用・就労環境が改善されることによって、就業者人口が増加している。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目標(平成23年度)
	市内事業所の従事者数(人)	20,421人 (平成16年度)	21,000人
	有効求人倍率*(倍)	0.67倍 (平成18年度)	1.0倍
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①雇用環境の改善	- 企業誘致によって雇用の場を確保するとともに、公共職業安定所などとの連携を図りながら、就労情報の収集・提供、調査研究、相談活動を充実し、離職者、若年層、中高年層、障害者などの就業機会の拡大、確保に努めます。 - 公共職業安定所などとの連携により、ニートの就労意識の高揚、高齢者の離職後の再雇用、ワークシェアリング*、定年65歳制、障害者雇用の啓発や、子育てをしながら働く女性の支援に努めます。 - 企業での就労体験ができるインターンシップ*や職場体験制度づくりに取り組みます。 - 育児休業、介護休暇の取得、男女雇用機会の均等など、多様な働き方を支援する法律や制度内容等の広報活動を強化し、労働環境の向上に努めます。	雇用に必要な調査研究及び情報資料の収集事業	
②雇用人材の育成と発掘	- 働く意欲のある市民の技能習得を促進し、地元人材の育成を図るため、学習機会や訓練制度の充実など、就業者のスキルアップ*支援に努めます。 - 県外に流出している地元出身者等と企業とのマッチングの場を設けることにより、U/Iターン就職を促進します。	雇用人材育成・発掘事業	

政策目標 3



人と自然が調和し、環境を大切にしているまち

施策体系

施策目標

③-1 自然に親しみ、自然を守り育てている

③-2 環境にやさしい暮らしをしている

基本施策

- 1 良好な自然環境の保全
- 2 市民の環境美化活動の推進

- 1 循環型社会の構築
- 2 環境衛生対策の推進

施策 目標

③-1 自然に親しみ、自然を守り育てている

基本施策

基本施策 ③-1-1 良好な自然環境の保全

基本施策 ③-1-2 市民の環境美化活動の推進

基本施策 ③-1-1 良好な自然環境の保全

◆現状と課題

- 地球規模の環境問題に対する関心が高まる中、地域が有する貴重な自然環境や生態系を守り、次世代へ引き継ぐことは、現代を生きる私たちの使命であり、あらゆる場面で人と自然との関わり方を問い直し、利便性や効率性のみを重視した生活様式や産業活動を改めていくことが求められています。
- 本市は、森林公園「雨の森」、生石高原県立自然公園「亀池」、市民の森などの自然公園や熊野古道、風光明媚な海岸線、田園風景、市域を縁取る緑の山並みなど、青い海と豊かな緑の自然環境に恵まれています。今後もこのような地域に身近な自然空間を残しつつ、豊かな自然環境を大切に後世へ引き継いでいかねばなりません。
そのためには、自然環境に配慮した適切な土地利用を進めるとともに、自然環境保護に関する市民意識の高揚が重要となります。
- 河川、ため池等の水辺環境や森林などの自然環境は生物の生息環境としても重要であるため、その保全や自然環境への影響に配慮した各種事業の展開が必要となってきています。特に、森林には、緑の保全に加え、二酸化炭素の吸収や洪水の防止などの多面的で公益的な機能があることから、今後は森林の適正な保全・維持管理に取り組むことが必要です。
- 豊かな自然環境の恩恵を受けている農業については、自然と共生した暮らしを実現するために、一層環境に配慮した農業への取り組みが求められるとともに、都市化により緑が少なくなっている地域では、緑化を進めていく必要があります。

◆基本方針

- 市民の自然環境の保全に関する意識の高揚を図りながら、自然環境の維持・保全に努め、人と自然が共生した地域づくりに努めます。

◆施策と成果指標

基本施策 ③-1-1 良好な自然環境の保全			
めざすまちの姿	● 市民の自然を大切にしている意識が高揚している。 ● 水辺環境や森林などの自然環境が保全され、人と自然が共生している。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目 標 (平成23年度)
	● 自然環境が保全されていると感じる市民の割合 (%)	34.5% (平成18年度)	45.0%
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①自然環境意識の醸成	● 市民一人一人が自然環境を大切にしている意識を育むため、義務教育段階からの環境教育や意識啓発に努めます。 ● 市民による環境保全活動への支援などを進めます。	● 自然環境意識啓発事業	
②森林等の保全	● 森林の持つ公益的機能の維持、保全を図るため、適正な森林管理(保育、間伐等)や「企業の森*」への取り組みを進めます。 ● 森林公園「雨の森」を中心としたレクリエーション空間の活用を図ります。 ● 多様な野生生物の生息・育成地であり、二酸化炭素の吸収、貯蔵など、環境保全上の多様な機能を有する樹林や市街地内の樹木などの緑の環境の保全と緑化に努めます。 ● 海岸、河川、ため池などの水辺環境の保全に努めるとともに、河川、ため池、水路等を改修する際には、可能な限り水生生物に配慮した工法に努めます。 ● 開発に当たっては、動植物の生態に配慮し、環境への影響を最小限に抑制するよう指導等に努めます。	● 保全林等管理事業	
③環境に配慮した農業の推進	● 環境への負荷を低減する農業(減農薬、減化学肥料)を推進します。 ● 現存する植生・生態系の保全対策や環境、周辺の景観に配慮した土地改良事業*を推進します。 ● 市域で大きな割合を占めている農地については、環境保全等の多面的な役割を維持・発揮させるため、農業振興方策等との連携を図りながら、無秩序な転用や荒廃化の抑制を図ります。	● 農地・水・環境保全向上対策 ● 環境に配慮した土地改良事業の推進	

基本施策 ③-1-2 市民の環境美化活動の推進

◆現状と課題

- 市街地やその周辺の豊かな緑、そして清らかな水辺といった身近な自然は、私たちの暮らしを豊かにする重要な環境資源ですが、宅地化や開発などにより緑が失われつつあるとともに、廃棄物の不法投棄などによる地域の環境の悪化が課題となっています。
- 環境美化については、「海南市美しいまちづくり条例」に基づく清潔な美しいまちの創出に向けた取り組みや、自治会による一斉清掃など、地域住民の協力のもとに推進していますが、今後も市民が自らのまちを美しくするという環境美化に対する高い意識を持ち、積極的に環境美化活動に取り組んでいくことが重要となってきます。
- 潤いと安らぎのある生活環境を創出するため、市民や各種団体が主体となって、花のあるまちづくり事業やアダプト・プログラム*などの取り組みを進めていますが、今後もこのような地域での活動の輪を、更に広げていくことが望まれています。
- ごみの不法投棄については、監視パトロールや不法投棄防止看板の設置など啓発活動に取り組んでいますが、ポイ捨てや山林への不法投棄などが後を絶たず、根本的な解決には至っていないのが現状です。このため、廃棄物の適正処理の指導を徹底していくことが求められています。

◆基本方針

- 市民一人一人が本市の豊かな自然と調和したまちを目指し、環境美化に対する高い意識を持って、身近なところから環境美化活動を行えるよう、啓発と支援に努めます。
- ごみのポイ捨てや不法投棄を防止するため、市民や事業者の意識の啓発を図るとともに、監視体制の強化などに努めます。

◆施策と成果指標

基本施策 ③-1-2

市民の環境美化活動の推進

めざすまちの姿	●市民自らがまちの環境美化に対する意識を持ち、環境美化活動に積極的に取り組んでいる。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目標(平成23年度)
	●不法投棄の苦情件数(件)	41件 (平成17年度)	30件
	●環境美化活動を行っている市民の割合(%)	36.4% (平成18年度)	50.0%
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①不法投棄の防止	●快適な環境づくりを進めるため、不法投棄されたごみ等の適正な処理に努めます。 ●不法投棄について、市民や事業者等の意識の啓発に努めるとともに、監視パトロール、看板設置などを行うことにより、不法投棄の防止を図ります。	●不法投棄防止対策事業	
②地域美化活動の推進	●自治会等が行う美化運動への支援や、「海南市美しいまちづくり条例」に基づき、環境の美化に関する活動、ごみのポイ捨て防止、犬等のフン害防止、空き地等の適正管理などを推進することにより、環境美化に努めます。 ●花のあるまちづくり事業やアダプト・プログラムなど、市民主体の緑化や環境美化活動の促進を図ります。 ●快適な環境づくりを進めるため、市民の環境美化に対する意識の啓発を図ります。	●地域美化運動推進事業 ●美しいまちづくり事業	



施策 目標

③-2 環境にやさしい暮らしをしている

基本施策

基本施策 ③-2-1 循環型社会の構築

基本施策 ③-2-2 環境衛生対策の推進

基本施策 ③-2-1 循環型社会の構築

◆現状と課題

- 近年、環境問題は、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など地球規模にまで発展し、複雑かつ多様化しています。地球環境問題の中でも、とりわけ地球温暖化は、最も深刻な環境問題とされていることから、二酸化炭素などの温室効果ガス*の排出抑制に取り組むことで、持続可能な社会に転換していくことが重要な課題となっています。
- 物質的な豊かさや経済効率、快適性、利便性が追求される中でもたらされた大量生産、大量消費、大量廃棄などの社会経済活動は、ごみや環境負荷の増大などの深刻な問題の主な原因となっています。

本市では、資源ごみの集団回収への取り組みや、「ごみ処理ガイド」の発行などの一般家庭のごみ排出量低減への取り組みを実施していますが、今後更なる循環型社会の構築に向けて、分別収集の効率化とごみの減量化に取り組む必要があります。また、リサイクル*についても一層促進する必要があり、廃棄物等が再資源として循環する仕組みづくりへの取り組みが必要となっています。
- 本市のごみ処理施設については、老朽化による処理能力の低下や、ごみの多様化などに対応するため、新たな処理施設の建設を検討することが必要となってきています。
- 良好な自然環境と市民生活の安全を確保するには、公害の未然防止は重要であり、今後とも発生源の監視・指導を強化するとともに、市民、企業に対する啓発が必要です。また、自動車の排気ガスや生活排水など、通常の事業活動や日常生活に起因する都市・生活型公害への対応も必要になってきています。

◆基本方針

- 市民、事業者、行政の一体的な取り組みのもと、環境にやさしいエネルギーの導入や温室効果ガスの排出抑制のための活動を推進するとともに、ゴミの減量化と再資源化を促進し、循環型社会の構築に努めます。また、ごみ処理施設の整備などによるごみ処理体制の充実を図ります。
- 公害発生源に対する指導・監視体制を強化するなど、公害対策の充実に努めます。

◆施策と成果指標

基本施策 ③-2-1 循環型社会の構築			
めざすまちの姿	● 分別収集が徹底され、ごみ発生量の抑制と再資源化が図られている。 ● 市民、事業者などの地球温暖化問題に関する知識が高まり、温室効果ガスの発生が抑制されている。 ● 公害のない、環境に配慮した市民生活・企業活動が行われている。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目 標 (平成23年度)
	● 市民一人当たりの年間ごみ排出量 (kg)	454kg (平成17年度)	431kg
	● 再資源化されているごみの割合 (%)	6.29% (平成17年度)	13.0%
	● 地球温暖化防止に関する意識を持って行動している市民の割合 (%)	54.9% (平成18年度)	65.0%
	● 温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	8,839t-CO₂ (平成17年度)	7,955t-CO₂
	● 公害等に関する苦情件数 (件)	64件 (平成17年度)	50件

政策目標3 人と自然が調和し、環境を大切にしているまち

前ページ姿を実現するために必要な重点施策・事業

重点施策	施策概要	重点事業
①環境意識の醸成	● 温室効果ガスの排出抑制や環境問題に関する意識の高揚を図るため、市民や企業に対する啓発や環境教育、環境学習を推進します。 ● 環境に関する活動を行う個人、団体への情報提供、活動支援を行うことで、市民活動の育成と市民の環境意識の高揚を図ります。	● 市民活動の支援
②地球温暖化対策の推進	● 環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を策定します。 ● 地球温暖化を防止するため、地球温暖化対策実施計画を策定し、市役所が率先して、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減に取り組むとともに、市民や事業者にも広く協力を求めています。 ● 太陽光や風力発電などの新エネルギーの導入に向けて市民や事業者への普及、啓発を進めるとともに、市民の導入、利用を支援する仕組みを検討し、これを促進します。また、新エネルギーの公共施設等への導入を進めます。 ● 市民や事業者が省エネルギー対策に取り組めるよう必要な情報の提供に努めながら、市民意識の高揚を図ります。	● 地球温暖化対策事業
③ごみの減量化・再資源化の推進	● ごみの減量及び分別排出による再資源化を図るため、新たに指定ごみ袋制度*を導入するとともに、資源ごみの回収団体活動への支援や容器包装リサイクル法に基づく分別収集の徹底に努めます。また、生ごみ処理容器購入補助を継続して実施します。 ● 廃棄物の3R（リデュース*・リユース*・リサイクル）への取り組みを一層進め、ごみを出さない生活行動や事業活動を促進します。 ● 市民、事業者、行政が一体となってごみの減量化・再資源化に取り組むため、積極的に周知・啓発に努めます。	● 指定ごみ袋制度の導入 ● 資源集団回収事業
④ごみ処理体制の充実	● 総合的かつ計画的なごみ処理対策を推進するため、ごみ処理基本計画を策定します。 ● ごみ処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進します。 ● ごみ処理施設の老朽化に対応するため、ごみ処理の広域化を含めた新たな処理施設の建設を検討します。	● 中間処理施設の整備事業
⑤公害対策の充実	● 水質汚濁、大気汚染、騒音などの環境汚染を未然に防止するため、常時監視体制の充実を図ります。 ● 排気ガスや生活排水など、都市・生活型公害に対する市民意識の啓発や情報提供により、市民の環境に対する理解と関心を高めます。	● 公害対策事業



基本施策 ③-2-2 環境衛生対策の推進

◆現状と課題

- し尿処理については、本市と紀美野町の1市1町で共同処理を行っており、海南海草環境衛生施設組合の陸上処理施設で処理を実施しています。また、し尿収集については、一般廃棄物収集運搬業許可業者、浄化槽清掃業許可業者により行われています。今後も公衆衛生の向上を図るため、適なし尿収集、処理体制を確保していく必要があります。
- 斎場については、五色台広域施設組合による五色台聖苑と市の下津斎場とを併用して使用していますが、下津斎場の利用には区域制限があることから、市民の利便性の向上のため、下津斎場の使用区域について、検討する必要があります。また、墓地については、市営墓地において、適正な維持、管理を行っています。

◆基本方針

- 市民の清潔で快適な暮らしを確保するため、適なし尿処理の推進と、斎場及び墓地の適正な維持管理に努めます。

◆施策と成果指標

基本施策 ③-2-2 環境衛生対策の推進			
めざすまちの姿	● 適なし尿処理及び斎場運営等が行われている。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目標（平成23年度）
	● 汚水処理率（％）	12.7% （平成17年度）	21.4%
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①し尿の適正処理及び斎場等の適正な管理運営	● 海南海草環境衛生施設組合の構成町との連携を図りながら、海南海草環境衛生センターの適正な維持管理に努めます。 ● 海南市清掃組合との連携を図り、し尿等の収集体制の充実に努めます。 ● 浄化槽の適正な維持管理を推進します。 ● 五色台広域施設組合の構成市町との連携を図りながら、五色台聖苑の適正な維持管理に努めるとともに、下津斎場の適正な維持管理と利便性の向上を図ります。 ● 市営墓地の適正な維持管理を行います。	● 海南海草環境衛生施設組合運営事業 ● 斎場等管理運営事業	

政策目標 4



心やさしい人が育ち、ふれあいがあるまち

施策体系

施策目標

④-1 子どもが確かな学力を身に付け、心豊かに元気に育っている

④-2 市民それぞれが尊重され、生きがいをもって暮らしている

④-3 主体的なコミュニティ活動や交流が行われている

基本施策

- 1 幼児教育の充実
- 2 義務教育の充実
- 3 高等学校教育の充実
- 4 青少年の健全育成

- 1 生涯学習の振興
- 2 市民文化の高揚
- 3 高齢者の生きがいづくり
- 4 人権尊重の推進
- 5 男女共同参画の推進
- 6 スポーツ・レクリエーション活動の推進

- 1 地域コミュニティの育成
- 2 市民の活動・交流の促進

政策目標 4



心やさしい人が育ち、ふれあいがあるまち

施策体系

施策目標

④-1 子どもが確かな学力を身に付け、心豊かに元気に育っている

④-2 市民それぞれが尊重され、生きがいをもって暮らしている

④-3 主体的なコミュニティ活動や交流が行われている

基本施策

- 1 幼児教育の充実
- 2 義務教育の充実
- 3 高等学校教育の充実
- 4 青少年の健全育成

- 1 生涯学習の振興
- 2 市民文化の高揚
- 3 高齢者の生きがいづくり
- 4 人権尊重の推進
- 5 男女共同参画の推進
- 6 スポーツ・レクリエーション活動の推進

- 1 地域コミュニティの育成
- 2 市民の活動・交流の促進

施策 目標

④-1 子どもが確かな学力を身に付け、心豊かに元気に育っている

基本施策

基本施策 ④-1-1 幼児教育の充実

基本施策 ④-1-2 義務教育の充実

基本施策 ④-1-3 高等学校教育の充実

基本施策 ④-1-4 青少年の健全育成

基本施策 ④-1-1 幼児教育の充実

◆現状と課題

- 近年、少子化や核家族化、地域におけるつながりの希薄化などの社会状況の変化により、保護者の子育てに対する不安の高まり、子ども同士の関わりの場の減少など、様々な課題が生じています。そのため、幼児教育の専門機関である幼稚園では、就学前の子どもたちの保育や教育に対する多様なニーズへの対応と、地域に開かれた子育て支援機能の充実が求められています。
- 本市でも、出生数の低下により園児数が顕著に減少している地域があり、幼稚園の適正規模化や適正配置など、良好な幼児教育環境を提供していくための取り組みを進めていかなければなりません。
- 各幼稚園では、幼児教育の質を高めるために、3年間の成長を見通した教育課程の編成・実践を行っていますが、今後の幼児教育の展開に当たっては、遊びを中心とした集団生活のなかで豊かな体験を得させるとともに、幼児期にふさわしい道徳性を生活の中で身につけられるよう指導を更に充実していく必要があります。
- 現在、子育て支援の一環として預かり保育を実施していますが、新たに制度化された「認定子ども園*」の設置についても検討を進める必要があります。
また、各幼稚園においては、未就園児の体験保育や育児相談等を行っています。今後も、家庭、地域社会、幼稚園の連携をより密にし、子育てのネットワークの拠点、地域の幼児教育センター*としての役割機能を一層強化する必要があります。

◆基本方針

- 生涯にわたる人間形成の基礎を培う質の高い幼稚園教育を提供するとともに、保育機能を充実させ、地域の子育てを支援します。
- 幼稚園の適正規模化を推進するとともに、施設や設備の整備を図り、より良い教育環境を創出します。

◆施策と成果指標

基本施策 ④-1-1 幼児教育の充実			
めざすまちの姿	● 幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるような教育環境が提供されている。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目標(平成23年度)
	● 就園率(%)	48.6% (平成18年度)	49.0%
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①教育内容の充実	● 幼児一人一人の発達に応じ、自然や友達とのふれあいの中、主体的な活動を促し、社会性や豊かな人間性を育むとともに、道徳性の芽生えを培う幼児教育に努めます。 ● 幼児教育の多様なニーズに応えるため、幼稚園での3歳児保育や預かり保育の充実を図るとともに、認定子ども園の設置についての検討を進めます。 ● 教員の研修、研究を推進し、資質及び専門性の向上に努めます。 ● 幼稚園の施設や機能を地域に開放し、幼児教育の相談に応じるなど、地域の幼児教育センター的機能を充実し、子育て支援活動に取り組みます。	● 「生きる力*」の基礎の育成	
②教育環境の整備	● 少子化による園児数の減少に伴い、幼稚園の適正規模化・適正配置を推進し、より良い教育環境を創出します。 ● 幼稚園施設の耐震化や設備の安全性向上など、園児が良好な環境で遊び、学べるよう施設・設備の整備・充実に努めます。	● 幼稚園施設・設備の整備事業	

政策目標4 心やさしい人が育ち、ふれあいがあるまち

基本施策 ④-1-2 義務教育の充実

◆現状と課題

- 近年、全国的な少子化の進展等により、教育環境が急激に変化する中、子どもたちの学ぶ意欲の低下、規範意識や道徳心の欠如、体力の低下などが大きな課題となっています。そのため、現行学習指導要領では、子どもたちの確かな学力の向上をはじめとする「生きる力」の育成が掲げられています。また、子どもを取り巻く事故や事件が多発していることから、子どもたちが安心して安全に学ぶことができるよう、家庭・地域・学校が一体となった取り組みが求められています。
- 全国的な課題と同様、本市においても、児童生徒数の急激な減少が見られ、今後、少子化が更に深刻化することが予想されます。子どもたちに、良好な教育環境を提供していくためには、小中学校の適正規模化、適正配置など、「少子化に対応した学習環境づくり」が早急に求められています。
- 各小中学校では、組織としての学校の体制強化を図りながら、家庭や地域から信頼される学校づくりに努めることが重要です。また、教師の質の向上や指導方法の工夫改善に努めるとともに、時代の進展に対応した教育の推進、家庭・地域との連携による基本的生活習慣の定着や体験を重視した教育など、教育内容の充実を図る必要があります。
- 全国的にいじめや不登校、学級崩壊が大きな問題となっており、心身の調和の取れた児童、生徒の育成が課題となっていることから、今後は、関係機関との連携を強化しながら、子どもや保護者に対する相談や指導の充実を図っていく必要があります。
- 小中学校の校舎や体育館は、経年劣化などによって、予想される東南海・南海地震における危険性が指摘されています。そのため、児童、生徒などの安全の確保と災害時の地域住民の避難場所として、順次改築や耐震化を進めていく必要があります。

◆基本方針

- 確かな学力や豊かな人間性、健康・体力など「生きる力」を備えた次代を担う子どもたちを育てるため、教育内容の充実や指導体制の強化を図ります。
- 少子化に伴い、適正な規模において教育が受けられるよう、学校の適正規模化を推進するとともに、施設・設備の整備・充実に努め、より良い教育環境を創出します。

◆施策と成果指標

基本施策 ④-1-2 義務教育の充実			
めざすまちの姿	● 確かな学力や豊かな人間性、健康・体力などの「生きる力」が身に付いた子どもが育っている。 ● 学校、家庭、地域社会が一体となって、健やかな子どもの成長を支えているとともに、質の高い教員によって、保護者、地域社会から信頼される魅力ある学校となっている。 ● 校舎の耐震化や施設のバリアフリー化、また不審者に対する対策など、安全・安心な教育環境が整備されている。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目標(平成23年度)
	● 小・中学校の教育が充実していると 感じる市民の割合(%)	17.5% (平成18年度)	30.0%
	● 不登校児童・生徒の割合(%)	小学校 0.39% 中学校 3.45% (平成17年度)	小学校 0.30% 中学校 3.00%
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①教育内容の充実	● 教育内容や教育方法の充実改善に積極的に取り組み一人一人を大切にする教育の推進に努めます。 ● 国際理解教育、情報教育、特別支援教育*、防災安全教育、環境教育など、社会変化に対応した教育を推進します。 ● いじめ、不登校など悩みを持つ子どもや親に対する相談、指導の充実を図ります。 ● 成長期にある児童・生徒の健やかな発育と体力向上のため、食育の推進に努めます。 ● 様々な教育課題に対応した研修、研究を推進し、教職員の資質及び専門性の向上に努めます。 ● 学校と家庭、地域が連携し、開かれた学校づくりを推進します。	● 社会変化に対応した教育の推進 ● 教職員の資質及び専門性の向上	
②教育環境の整備	● 少子化による子どもの減少に伴い、学校の適正規模化・適正配置を推進し、より良い教育環境を創出します。 ● 学校施設の耐震化や設備の安全性向上など、児童・生徒が良好な環境で学べるよう施設・設備の整備・充実に努めます。	● 学校施設・設備の整備事業	

政策目標4 心やさしい人が育ち、ふれあいがあるまち

基本施策 ④-1-3 高等学校教育の充実

◆現状と課題

- 高等学校への進学率は97%を超え、生徒の能力・適性、興味・関心、進路などが多様化する中で、生徒一人一人の個性を伸ばし、知・徳・体の調和のとれた充実した高等教育の実現が求められています。そのため、各校の特色を生かしながら、創意工夫に富んだ魅力ある学校づくりを進めていかなければなりません。また、確かな学力を育成し、社会性や道徳性を身に付けさせるとともに、自らの可能性を広げ、将来の生き方を主体的に考えさせる学習の機会を充実していく必要があります。
- 本市には、市立海南市高等学校と市立下津女子高等学校があり、これまで地域社会と密着した特色ある学校づくりを目指してきましたが、少子化や社会状況の変化に対応し、より良い教育環境を創造するため、平成19年度から2校を統合し、海南市立海南下津高等学校が新たに誕生します。統合後は、より一層、教育内容の質を向上させ、生徒にとって学びがいのある高等学校教育を展開していかなければなりません。

◆基本方針

- 海南下津高等学校の安定した学校運営を行うとともに、良好で質の高い教育環境を創出し、活力ある学校づくりを進めます。

◆施策と成果指標

基本施策 ④-1-3

高等学校教育の充実

めざすまちの姿	●活力ある教育環境のもと、幅広い教養が身に付き、自己実現に努め、社会に役立とうとする生徒が育っている。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目 標 (平成23年度)
	●進路先決定率(%)	市高 80.0% 下津 78.9% (平成17年度)	90.0%
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①高等学校教育の充実	●海南下津高等学校の運営基盤の強化を図り、活力ある学校づくりを推進します。 ●生徒の学ぶ意欲を高め、個に応じた指導を充実するとともに、教職員の研修、研究を推進し、資質及び専門性の向上に努めます。	●海南下津高等学校の基盤安定事業	



政策目標4 心やさしい人が育ち、ふれあいがあるまち

基本施策 ④-1-4 青少年の健全育成

◆現状と課題

- 近年、全国的に、いじめや不登校の増加、青少年による凶悪事件の多発や薬物乱用、児童虐待問題など青少年をめぐる問題は深刻な状況にあり、その対応は国民的課題となっています。
- 次代を担う青少年が、人としての温かさ、思いやりのある豊かな心と創造性を培い、より確かな人格を形成し、健やかにたくましく成長することが望まれています。また、少子化や都市化などに伴う地域の連帯感の希薄化などによって、人とふれあう機会が少なくなっていることから、世代を超えた交流や地域とのつながりを深めることも必要となっています。
そのためには、青少年の自主性を尊重し、それぞれの発達段階に応じたきめ細かい支援を行うとともに、行政、地域、企業、学校、家庭等、青少年を取り巻くあらゆる機関が連携し、将来を担う若者を育てていくことが重要です。
- 本市では、青少年センターを中心に、青少年の健全な育成を推進するため、補導活動、相談活動、社会環境の浄化活動等に取り組んでいます。また、海南市青少年育成市民会議では、非行等の防止活動やレクリエーション活動を行っているほか、子ども会、地域活動連絡協議会等の青少年団体による各種事業が行われています。
今後も、非行の防止と早期発見のための活動や、青少年の心の問題を解決する取り組みを強化していくとともに、スポーツや文化、ボランティアなどの活動を通して、自発性や社会性を持った青少年を育成していくことが必要になります。
- 子どもたちの放課後における安全で健やかな居場所づくりが求められています。このため、国において新たな制度として、平成19年度から総合的な放課後対策事業（放課後子どもプラン）*が創設されます。今後、本市としても総合的な放課後対策事業への取り組みを進める必要があります。

◆基本方針

- 青少年健全育成・補導関係団体を中心に、地域、学校、家庭が連携し、総合的な健全育成の推進体制づくりを図りながら、青少年が主体的に参加できる活動内容の充実や参加機会の拡充に努めます。

◆施策と成果指標

基本施策 ④-1-4 青少年の健全育成			
めざすまちの姿	● 青少年団体が自主的に活動し、心身ともに健全な青少年の育成が図られている。 ● 地域ぐるみでの育成活動が行われ、子どもたちが地域の中で、豊かな心を持ち、健やかにたくましく成長している。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目標(平成23年度)
	● 青少年団体の活動に参加している児童・生徒の割合(%)	14.8% (平成17年度)	20.0%
	● 補導件数(件)	106件 (平成17年度)	50件
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
① 青少年活動の促進	● 子ども会、親子クラブ、ボーイスカウト・ガールスカウトなど、各種青少年団体を育成し、青少年自らが行う主体的な活動を積極的に支援することにより、青少年の自主性の喚起や地域活動への関心を高めます。 ● 青少年団体活動の活性化を図るため、子ども会のジュニアリーダーなどの育成に努めます。 ● 地域行事やボランティア活動、交流活動などへの青少年の積極的な参加を促進することで、社会性や連帯性を養い、心身ともに健全な青少年を育成します。	● 青少年活動団体への支援事業	
② 地域ぐるみの育成活動の促進	● 子どもたちが地域社会の中で大人や様々な年齢の子どもたちとふれあい、交流することを通じて、生活体験や社会体験などの様々な体験ができる場の提供に努めます。	● 地域ふれあい活動事業	
③ 健全育成体制の充実	● 放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、勉強やスポーツ、文化活動等を実施する放課後子どもプランへの取り組みを進めます。 ● いじめや非行の未然防止や早期解消のため、家庭や学校、地域などの連携を強化し、指導・相談体制の充実を図るとともに、補導活動を推進します。 ● 青少年が健全に生活できるように、非行を誘発しやすい場所の浄化や有害図書、ビデオ等の排除などの社会環境浄化活動を推進します。 ● 地域ぐるみで青少年の健全育成活動が行われるよう、青少年健全育成組織の拡充に努めます。	● 放課後子ども教室推進事業	

施策 目標

④-2 市民それぞれが尊重され、生きがいをもって暮らしている

基本施策

基本施策 ④-2-1 生涯学習の振興

基本施策 ④-2-2 市民文化の高揚

基本施策 ④-2-3 高齢者の生きがいづくり

基本施策 ④-2-4 人権尊重の推進

基本施策 ④-2-5 男女共同参画の推進

基本施策 ④-2-6 スポーツ・レクリエーション活動の推進

基本施策 ④-2-1 生涯学習の振興

◆現状と課題

- 長寿社会の到来、また、社会の変化に伴う自由・余暇時間の増大などにより、生涯を通じた学習で自らの個性と能力を伸ばし、いきいきとした人生を築きたいという意識を持つ市民が増えています。
- 本市では、従来から生涯学習推進の拠点として、公民館や教育集会所、市民交流センターなどを中心として各種学級や講座の開催などに努めていますが、今後も学習機会の提供とともに市民の様々な生涯学習活動を促進していく必要があります。また、専門的能力を持った指導者の育成・確保にも努めていかななくてはなりません。
- 学習内容についても、趣味的な内容だけでなく、環境や福祉、情報などの時代の変化や地域課題に対応した内容の充実を図り、団塊の世代や子育て世代など、学習活動には参加していなかった世代にも積極的に働きかけながら、学習成果を地域社会で活かせるような学習プログラムや仕組みづくりを進めていく必要があります。

- 地域における社会教育施設としては、地区公民館や教育集会所が拠点となっていますが、全市的な生涯学習活動の推進に当たっては、新たな拠点となる施設・機能の整備や既存施設の有効活用などが必要となってきます。特に、公民館のない下津町地域において、学習活動の場をどのようにしていくかが課題となっています。

また、下津図書館と児童図書館については、資料の充実やネットワーク化の整備を進めていますが、利用者の増加や多様化・専門化への対応、また、多角的な図書館サービスの提供が課題となっています。

◆基本方針

- 市民一人一人が生涯にわたって、いつでも、どこでも、誰でも自由に学習できる機会と場の提供に努めるとともに、学習成果をまちづくりに活かすことができる環境づくりを推進します。

◆施策と成果指標

基本施策 ④-2-① 生涯学習の振興			
めざすまちの姿	● 誰もが生涯学ぶことができる充実した環境の中で、積極的に生涯学習活動を行っている。 ● 市民が、多様で充実した図書館サービスを受けている。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目標(平成23年度)
	●生涯学習活動への参加者数(人)	177,234人 (平成17年度)	200,000人
	●生涯学習の機会提供に関する市民の満足度(%)	28.5% (平成18年度)	40.0%
	●市民一人当たりの年間図書貸出冊数(冊)	2.05冊 (平成17年度)	2.80冊

政策目標4 心やさしい人が育ち、ふれあいがあるまち

前ページ姿を実現するために必要な重点施策・事業

重点施策	施策概要	重点事業
①生涯学習機会の提供	- 生涯学習を総合的に推進するため、その指針となる生涯学習振興計画を策定し、市民のライフスタイルに合った魅力ある学習プログラムの提供に努めます。 - 市民のニーズに対応した各種学級、講座等の開催や自主サークルの育成を通じた地域の生涯学習の拠点づくりとして、公民館活動の支援に努めます。 - 公民館等の施設利用や学習・講座、指導者情報などを提供する総合的な情報提供システムの構築を図るとともに、市民と行政が一体となった体制を推進します。 - 生涯学習の指導者を育成するため、各種研修の充実、外部の研修機会への積極的な参加を促進するとともに、公民館講座などを通じて指導者等の育成に努め、講師として活動してもらえる人材の登録制度等を検討します。	生涯学習振興計画の策定
②生涯学習活動の支援	- 学習者自らが講座等を企画・運営する自主的・主体的な学習活動を積極的に支援するとともに、学習サークル・グループ等の育成や活動の促進、各種団体間の連携・交流を図ります。 - 生涯学習の意義について家庭や地域での理解を深め、誰もが学習活動に取り組めるよう、普及・啓発に努めます。 - 団塊の世代の人たちが、地域のリーダーとして中核的役割を担ってもらうための支援を行うとともに、地域への社会参加と学習意欲の向上に資する学習環境の整備を推進します。 - 市民が生涯学習活動で得た成果を社会に活かすことができるよう、ボランティアなど、様々な分野で実践活動できる機会や環境づくりに努めます。	団塊の世代支援事業
③生涯学習施設の整備・充実	- 生涯学習の推進の中核的役割を担う拠点施設として、公民館の整備、機能の充実を図ります。また、下津町地域における生涯学習の拠点として、公民館的機能をもった施設の整備を進めます。 - 公民館、市民会館などの社会教育施設の計画的な整備・改修を進めるとともに、その有効活用を図ります。 - 各生涯学習施設間の連携を強化し、各種情報の交流や共有化のためのネットワーク化を推進するとともに、高度化する学習活動ニーズに対応した情報機器等の導入・更新などの設備の整備に努めます。 - 地域で身近に学べる場として、学校施設の開放を進め、地域住民が気軽に学べる環境づくりを進めます。 - 図書館資料の収集やレファレンスサービス*、インターネットによる予約システムなど、市民ニーズに対応した図書館サービスの充実に努めます。	公民館等生涯学習施設整備事業

第2回市民大学教養講座



政策目標4 心やさしい人が育ち、ふれあいがあるまち

基本施策 ④-2-2 市民文化の高揚

◆現状と課題

- 人々の意識や価値観は、物質的な充足よりも精神的な充足への志向が一層強くなっており、人間としての生き方や暮らし方について、文化・芸術活動を通して質的に高めていこうとする市民が増えています。
- 本市には、文化・芸術活動の拠点として、市民交流センターや市民会館をはじめ、公民館などがあり、音楽や演劇など優れた芸術に身近に触れられるとともに、文化協会や美術家協会、各種サークルなど文化団体の活動や発表の場として活用されています。また、市民交流センターにおいては、市民自らが事業を企画する文化公演が開催されており、地域の文化・芸術活動が根付いています。
- 今後、市民が暮らしの中で多様な文化・芸術に接し、更には自ら創造し、表現するための文化活動に積極的に参加していけるよう、文化・芸術活動の場の提供や活動への支援を強化していくとともに、地域の独自性を活かした文化事業を幅広く展開していく必要があります。また、市民の積極的な文化・芸術活動が行われるよう、既存施設の充実を図る必要もあります。
- 本市には、伝統的な行事や郷土芸能が受け継がれてきているほか、国宝の建造物をはじめ多くの遺跡群、故事来歴が豊かな熊野古道など、歴史的遺産が多数存在しており、指定文化財として保護されているものも少なくありません。しかし、未指定の文化財の中には、老朽化や都市開発等により、保存・継承していくことが困難なものもあります。
これらの歴史遺産を後世に守り伝えていくためには、適切な保護対策やその活用が必要になってきます。また、文化財に対する愛着心を高めるため、歴史的資産の保全意識の普及・啓発に努めることも重要です。

◆基本方針

- 市民一人一人の自己実現に向けた文化・芸術活動を推進するとともに、地域文化の交流や伝承活動を促進します。
- 歴史・文化遺産の適切な保存に努めるとともに、郷土文化として市民に親しまれ、保護意識が深まるよう普及活動の推進を図ります。

◆施策と成果指標

基本施策 ④-2-2 市民文化の高揚			
めざすまちの姿	●文化・芸術活動環境が充実し、市民が身近に文化に触れることができ、かつ発表できる場があり、市民の創意創作意欲が盛んである。 ●歴史遺産等の保全・継承が適切に行われ、地域の貴重な財産として認識され、市民の郷土に対する愛情が育まれている。 ●伝統行事や民俗芸能などの指導者や後継者が育成され、地域間、世代間の交流が活発に行われながら、伝統文化が継承されている。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目 標 (平成23年度)
	●文化・芸術活動を行っている市民の割合 (%)	13.2% (平成18年度)	20.0%
	●市民交流センターふれあいホールの利用率 (%)	16.7% (平成17年度)	20.0%
	●文化財が保存され、伝統文化が継承されていると感じている市民の割合 (%)	46.5% (平成18年度)	60.0%
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①文化・芸術活動の推進	●市民交流センターを拠点とした文化・芸術事業を幅広く展開し、市民に質の高い文化を提供することにより、地域文化の向上を図ります。 ●地域の文化や芸術の振興を図るため、市民が主体的に行う文化・芸術活動を促進・支援するとともに、発表の機会や場の充実に努めます。 ●市民が身近に文化・芸術に親しめるよう、(財)海南市文化・スポーツ振興事業団や文化協会等との連携により、優れた文化公演や文化イベントなどの充実に努めます。 ●市美術展覧会を通じて、芸術作品の創作意欲を高めるとともに、市民の文化活動の高揚を図ります。 ●地域や学校と連携して、子どもたちが優れた芸術・伝統文化に触れる機会や学ぶ場を提供します。 ●市民交流センターや市民会館など文化施設の機能の強化を図るとともに、施設・設備の充実に努めます。	●市民交流センター活用事業	
②歴史・文化遺産の保護と活用	●歴史的・文化的遺産である熊野古道の効果的な活用を図るため、その周辺地域の一体的な保全・整備に努めます。 ●文化財等の保存と活用を図るため、資料館を統合し、新たな歴史民俗資料館を整備します。 ●地域的特色や学術価値の高い文化遺産については、文化財指定や登録有形文化財制度*を活用し、適切な保存に努めます。 ●地域に伝わる芸能や行事などの伝統的な文化活動を保存継承するため、後継者の育成や保存活動を支援します。 ●学校や生涯学習での郷土学習や広報紙等による情報提供、啓発の強化を図り、市民の文化財保護意識の高揚に努めます。	●熊野古道周辺整備事業 ●歴史民俗資料館整備事業	

政策目標4 心やさしい人が育ち、ふれあいがあるまち

基本施策 ④-2-3 高齢者の生きがいつくり

◆現状と課題

- 日本人の平均寿命が伸び続ける中、高齢期を健康で生きがいをもって暮らしていくことが大きな課題となっています。高齢者が生きがいを感じるものは、仕事、学習、スポーツ、地域活動など様々であり、今後、高齢者が健康でいきいきとした生活を送るためには、介護サービスや保健福祉サービスを提供するだけでなく、健康の増進やスポーツ、趣味、教養の向上などの事業を充実していくことが重要です。
- 本市では、老人クラブ連合会をはじめ、シルバー人材センターやボランティア活動への支援など、高齢者の豊富な知恵や経験を活かすことができる環境づくりに取り組んでいます。高齢者が豊かな知識や経験を活かしながら、地域社会の一員として、就業やボランティア活動などにより、社会参加していくことは、高齢者の健康の維持、増進のうえからも、介護予防の面からも必要なことです。特に今後は、団塊の世代の一斉退職を控え、知識や技術を持った元気で健康な前期高齢者*が地域で活動できる場が必要となり、このような人材に地域づくりに参画してもらうことが、ますます重要となります。

◆基本方針

- 高齢者の生きがいつくりの場の提供に努めます。また、様々な社会活動、社会参加の機会と場の充実に努めるとともに、参加しやすい環境づくりを推進します。



◆施策と成果指標

基本施策 ④-2-③ 高齢者の生きがいつくり			
めざすまちの姿	●高齢者が地域の中で、元気に生きがいを持って、趣味や仕事、また社会活動に参加している。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目 標 (平成23年度)
	●生きがいを持って生活している高齢者の割合(%)	65.0% (平成18年度)	75.0%
	●シルバー人材センター登録者数(人)	87人 (平成17年度)	250人
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①生きがいつくりの推進	●生きがい教室や生きがい活動支援通所事業などを通じて、高齢者の地域社会との関わりを深めつつ、高齢者同士がともに高めあう学習機会の提供に努めます。 ●老人クラブや自主的な活動団体などの育成を支援し、活発な生きがいつくり活動を促進します。 ●健康づくりと生きがいつくりを兼ねて、スポーツ・レクリエーション活動を促進します。	●生きがい教室事業	
②社会参加の促進	●高齢者が地域社会の一員として、豊かな知識や経験、能力を活かせる就業の場を確保するため、シルバー人材センターの運営や活動の支援に努めます。 ●高齢者が自らの知識や経験を活かし、地域社会に貢献できるよう、ボランティア活動や自治会活動などへの参加を促進します。 ●高齢者間の交流や児童との世代間交流など、様々な交流の場の創出を図り、高齢者が主体的に生きがいを感じながら社会活動に参加できる環境づくりに努めます。	●シルバー人材センター事業	

基本施策 ④-2-4 人権尊重の推進

◆現状と課題

- 21世紀は「人権の世紀」とされているように、「人権」は人類共通の課題のひとつです。人権は、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことができない権利です。
しかし、国際社会をはじめ、私たちの周りには、様々な人権問題が依然として存在し、めまぐるしい社会環境の進展による新たな人権課題も生じています。
- 本市では、障害者や女性、子ども、高齢者等に対するいじめや虐待、性差別など様々な人権問題に対応するため、人権施策推進指針及び海南市人権施策推進行動計画を策定し、人権教育・啓発などに取り組んでいます。
今後も、市民一人一人の人権が尊重され、差別や偏見のない地域社会づくりを進めるため、人権尊重意識の醸成に努めるとともに、人権教育・人権啓発推進本部、海南市人権推進懇話会、海南市人権尊重推進協議会との連携の強化を図り、あらゆる分野での人権施策の充実を図っていくことが重要です。

◆基本方針

- 市民一人一人の人権が大切にされ、尊重される住み良いまちづくりを目指し、総合的な人権施策と人権教育・啓発を推進します。

◆施策と成果指標

基本施策 ④-2-4 人権尊重の推進			
めざすまちの姿	●市民が人権問題を正しく理解し、地域を大切にする人権感覚にあふれた社会が形成されている。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目標(平成23年度)
	●人権が守られていると感じている市民の割合(%)	45.2% (平成18年度)	65.0%
	●人権尊重に関する各種講座、事業への参加者数(人)	2,347人 (平成17年度)	3,500人
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①人権が尊重される社会づくり	●女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、犯罪被害者及びそれらの家族、市民間の人権等、あらゆる人権問題の解決を目指すため、海南市人権教育・人権啓発推進本部、海南市人権推進懇話会、更には国・県等の関係組織などと有機的な連携を図りながら、人権施策推進行動計画に基づいた効率的・効果的な人権施策の推進に努めます。 ●人権尊重の視点に立った行政を進めるため、職員の人権意識の高揚を図り、偏見や差別をなくしていこうとする意欲と実践力を高めるための研修に努めます。 ●人権侵害問題の早期解決を図るため、人権擁護委員による相談事業をはじめ、関係機関や団体との連携を強化し、人権に対する相談・支援機能の充実を図ります。	●人権施策推進行動計画の推進 ●人権擁護委員による相談事業	
②人権意識啓発活動の充実	●市民を主体とした啓発組織である人権尊重推進協議会の参加団体と行政との連携を強化し、地区人権ふれあい集会や講演会、人権フェスティバルの開催、また街頭啓発等の啓発活動に努め、人権意識の向上を図ります。 ●児童生徒の人権尊重の意識を醸成するため、発達段階に応じた人権教育の充実に努めます。 ●地域や職場において人権教育・啓発を促進するため、人権問題に関する指導・助言ができる啓発指導者を養成するとともに、人権啓発団体の活動の支援に努めます。	●人権啓発活動推進事業	

基本施策 ④-2-5 男女共同参画の推進

◆現状と課題

- 近年、女性の社会進出がめざましく、結婚後も働きたいと願う女性や、子育てをしながら仕事をする女性が増加している中で、すべての人が性別に関わりなく、個人として尊重され、社会の対等なパートナーとして、ともに責任を担いながら、あらゆる分野で参画する男女共同参画社会の実現が不可欠になってきています。

しかしながら、人々の意識の中に形成された固定的な男女の役割分担意識等からくる事実上の男女格差の是正や各分野での方針決定過程への女性の参画の促進、また男女間における暴力的行為やセクシュアル・ハラスメント*への対応など、解決すべき多くの課題があります。

- 本市では、海南市男女共同参画基本計画の策定や、男女共同参画社会に向けての市民意識調査や啓発誌の発行、セミナーの開催など啓発活動等に取り組んでいます。

今後は、女性による地域活動を促進、支援するだけでなく、あらゆる分野に男女がともに参画し、その個性と能力を十分に発揮できるように、海南市男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画に関する意識の醸成や環境整備など、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることが必要です。

◆基本方針

- 男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、対等なパートナーとして個性と能力を十分に発揮できるように、あらゆる分野での男女共同参画の推進に努めます。



◆施策と成果指標

基本施策 ④-2-5 男女共同参画の推進			
めざすまちの姿	●男女の個人としての尊厳を重んじ、共に個性と能力を発揮し、慣習や固定的な性別役割分担意識にとらわれない環境が整っている。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目標(平成23年度)
	●男女が平等であると意識している市民の割合(%)	41.2% (平成18年度)	60.0%
	●市の審議会等に占める女性委員の割合(%)	13.4% (平成18年度)	33.3%
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①男女共同参画の推進	●男女共同参画基本計画に基づき、市民、行政の連携のもと、施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。 ●政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。 ●家庭・職場における性別による慣行の見直しを促進するため、男性の家庭参画、女性のエンパワメント*の支援に努めます。 ●子育て支援や介護支援の充実などにより、家庭生活と職業その他の活動が両立できる環境づくりに努めます。 ●各種女性団体の活動促進や各団体間の連携強化の促進、女性活動の情報提供など、多様な女性活動への支援に努めます。	●男女共同参画基本計画の推進	
②男女共同参画の啓発活動	●固定的な男女の役割分担意識を見直し、互いに個性と能力を尊重し合えるよう、男と女のつどい、男女共同参画セミナーなどの講演会や学習会の開催、情報誌の発行などを行い、家庭、学校、地域、職場など、様々な分野での意識啓発に努めます。 ●男女間の暴力やセクシュアル・ハラスメントの防止について啓発を推進するとともに、人権擁護委員ほか各関係機関との連携による相談体制の充実に努めます。	●男女共同参画啓発活動推進事業	

政策目標4 心やさしい人が育ち、ふれあいがあるまち

基本施策 ④-2-6 スポーツ・レクリエーション活動の推進

◆現状と課題

- 健康に対する意識の高まりから、気軽に体を動かすことによる体力維持や、高齢者の生きがいづくりなど、スポーツに対するニーズはますます大きくなっています。また、少子化に伴い、学校における運動部活動の継続が困難な状況にあり、子どもの体力低下などが問題視されるなど、運動不足による影響が現れている中、スポーツの楽しさや魅力を知ってもらうことで、心身の健全育成を図ることが求められています。
- 本市では、「生涯スポーツ社会の実現」に向け、すべての市民が、その年齢や体力に応じ、日常生活の中で気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブ*の育成に取り組んでおり、現在、2つの総合型地域スポーツクラブが運営されています。総合型地域スポーツクラブは、クラブの会員一人一人がサービスの受け手であると同時に創り手であるという、新しいスポーツ環境の構築を実現するものであり、今後ますます活動内容を拡大していく必要があります。
- スポーツ・レクリエーション活動は、健康の保持増進だけでなく、交流や仲間づくりの機会、また青少年の健全育成などの効果も期待されています。そのため、教室、大会、イベントなどをより一層充実していく必要があります。また、競技力の向上についても、競技団体と地域、学校等が連携しながら、指導者を育成し、取り組んでいく必要があります。
- スポーツ・レクリエーション活動の場として、運動場や体育館、プールなど、市民ニーズに対応した各種施設が整備されています。また、学校体育館や運動場を市民に開放しており、多くの市民が利用しています。

しかし、老朽化の見られる施設があるほか、スポーツに対する市民のニーズが多様化、高度化していることから、施設、設備面などの利用実態に応じた計画的な整備が必要です。

◆基本方針

- 誰もが生涯のあらゆる時期において、それぞれの体力や技術等に応じてスポーツ・レクリエーション活動を楽しむことができる機会と場の提供に努めます。

◆施策と成果指標

基本施策 ④-2-6 スポーツ・レクリエーション活動の推進			
めざすまちの姿	● 市民が、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的にその適性と健康状態に応じて、スポーツ・レクリエーション活動を楽しんでいる。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目標(平成23年度)
	● 日常的にスポーツ活動を行っている市民の割合(%)	20.5% (平成18年度)	30.0%
	● スポーツイベントに対する市民の満足度(%)	26.8% (平成18年度)	40.0%
	● 公共スポーツ施設の年間利用者数(人)	277,645人 (平成17年度)	291,000人
	● 総合型地域スポーツクラブ加入者数(人)	280人 (平成17年度)	800人
	● スポーツ少年団指導者登録者数(人)	192人 (平成18年度)	250人
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の拡大	● スポーツ施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツ振興基本計画を策定します。 ● 地域住民が自主的に運営し、誰もが気軽に参加できる総合型地域スポーツクラブの育成に努めます。 ● 市民総合体育祭、マラソン大会などの各種スポーツ大会やスポーツ教室の開催の企画など、市民のニーズ、ライフステージ*に応じた魅力あるプログラムの提供に努めます。 ● 学校体育関連団体やスポーツ少年団、社会人クラブチーム等の各種団体が開催する各種大会への支援に努めます。 ● 市民ニーズに対応したスポーツ交流やレクリエーション活動への参加機会の拡大を図るため、スポーツやレクリエーションに関する行事などの情報提供に努めます。	● 総合型地域スポーツクラブ育成支援事業	
②スポーツ・レクリエーション環境の整備・充実	● 運動場、体育館、プールなどの社会体育施設のユニバーサルデザイン*化、計画的な改修・整備などによりスポーツ・レクリエーション施設の充実に努めます。 ● 小中学校の運動場や体育館など学校体育施設の整備・開放に努めます。 ● スポーツ・レクリエーション活動を正しく指導し、体力の向上や健康増進を推進できる指導者の育成、体育指導委員の資質の向上、指導者登録制度の導入などにより、指導体制の充実を図ります。 ● 優れたスポーツ選手に身近に接する機会の拡充に努め、競技力や技術力の向上を図ります。	● 社会体育施設の整備・充実	

施策 目標

④-3 主体的なコミュニティ活動や交流が行われている

基本施策

基本施策 ④-3-1 地域コミュニティの育成

基本施策 ④-3-2 市民の活動・交流の促進

基本施策 ④-3-1 地域コミュニティの育成

◆現状と課題

- 都市化の進展や価値観の多様化により、個人と地域社会のつながりが希薄化し、地域社会がこれまで備えていた助け合いや社会教育の場としての機能が低下しつつあります。このような中、地域の住民が自ら地域の課題を解決し、住みよい快適な生活環境づくりに取り組む自治会等の地域コミュニティの重要性や住民自治意識の必要性がますます高まっています。
- 本市では、地区単位の自治会が組織され、美化活動、環境保全活動、防災活動などの地域活動が行われています。しかし、若い世代の自治会への未加入や地域社会の連帯感の希薄化、地域住民としての意識の低下による地域コミュニティの弱体化が懸念されています。今後、市民が住み良い生活環境を維持・創造していくためには、自治会等を中心とする地域におけるコミュニティ組織の育成やその活動への支援を進めるとともに、コミュニティ活動の相談機能の強化や情報提供の充実など、ソフト面での支援に取り組む必要があります。
- 市内には市民相互の交流の場・自治活動の場としての地区集会所、公民館、児童館等が整備されています。今後もコミュニティ活動を促進するため、地区集会所等の整備や公共施設の有効利用に努める必要があります。

◆基本方針

- 市民のコミュニティ意識の高揚やコミュニティ組織の育成、活動への支援、また活動の場の充実に努めることで、各地域における活動の活性化を図り、身近な地域の課題を解決していく地域コミュニティの仕組みを構築します。

◆施策と成果指標

基本施策 ④-3-1 地域コミュニティの育成			
めざすまちの姿	●自治会等を中心とした地域コミュニティ活動により、身近な地域の課題を解決するための活発な自治活動が行われている。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目標(平成23年度)
	●自治会活動に参加している市民の割合(%)	44.5% (平成18年度)	55.0%
	●自治会加入率(%)	86.9% (平成17年度)	88.0%
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
① 地域コミュニティ組織の育成・支援	●地域コミュニティの核となる自治会の振興やコミュニティ活動の促進を図るため、自治会、婦人会、老人クラブなどの地域諸団体の活動の支援に努めます。 ●コミュニティ活動意識の高揚に努め、自治会への加入や、コミュニティ活動への市民の自主的な参加を促進します。 ●自治会や地域諸団体への情報提供や相談体制の強化に努めます。 ●地域組織とボランティアグループやNPOなどが相互に連携する地域づくりを促進します。 ●各種研修や地域活動を通じてコミュニティ活動のリーダーとなる人材の発掘・育成に努めます。	●自治会活動振興助成事業	
② 活動の場の充実	●地域住民の活動拠点となる公民館などの整備、地区集会所の建設支援に努め、管理・運営などへの市民の積極的な参加を促進します。 ●学校施設など地域内にある公共施設については、できるだけ地域への開放に努め、地区集会所や公民館等と連携した効率的な活用を図ります。	●地区集会所整備事業	



政策目標4 心やさしい人が育ち、ふれあいがあるまち

基本施策 ④-3-2 市民の活動・交流の促進

◆現状と課題

- 住みやすい地域社会を維持・形成していく上で、福祉や安全、環境などの分野で住民自身の主体的な活動が重要になってきています。本市においても、NPOやボランティア団体などによる自主的なまちづくり活動が行われています。今後は、これらの団体への活動の支援に努めるとともに、その活動を促進するため、必要な情報提供や機会創出などの環境整備が必要となってきます。また、ボランティア活動などへの支援を通じて、市民の様々な交流活動を促進し、豊かな地域社会を形成していくことが期待されています。
- 交通の発達、経済のグローバル化、インターネットの普及などにより、産業・就業の面でも日常生活でも外国との関わりをもつ機会が増えています。これら外国の人々とより良い関係を築いていくためには、多様な文化や言語を理解するとともに、市民レベルでの相互交流を促進することが重要になってきています。また、今後ますます国際化の進展が予想される中、国際化に対応したまちづくりを進める必要があります。

◆基本方針

- NPOやボランティア団体の育成に努めるとともに、その活動を支援することで、様々な分野での市民交流の促進や市民の自主的な活動の活性化を図ります。
- 市民の主体的な国際交流活動を促進・支援するとともに、市民の国際理解を深め、国際化社会にふさわしい環境づくりを進めます。



◆施策と成果指標

基本施策 ④-3-2 市民の活動・交流の促進			
めざすまちの姿	● ボランティア活動や市民の自主的なまちづくり活動、また様々な市民交流が活発に行われている。 ● 市民が国際的な交流活動に積極的に参加し、外国人との交流を深めている。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目標(平成23年度)
	● ボランティア活動、NPO活動に携わっている市民の割合(%)	10.9% (平成18年度)	25.0%
	● 認証NPO法人数(法人)	12法人 (平成17年度)	20法人
	● 国際交流活動や事業に参加している市民の割合(%)	3.9% (平成18年度)	10.0%
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①市民活動・市民交流への支援	● 地域におけるボランティアの輪を広げ、市民が主体的にボランティア活動等に参加できるよう、あらゆる機会を通じて、ボランティア意識の高揚に努めます。 ● NPOやボランティア団体など自主性に基づいた新たなグループの育成を図るとともに、これら団体の活動への支援体制の充実に努めます。 ● 市民の自由な発想、ユニークなアイデアにより市民自らが行うイベント事業に対する支援を行います。 ● 本市の地域特性を活かしながら、教育、文化、スポーツ、産業、ボランティアなど、多様な分野における交流の機会づくりに取り組むとともに、世代間交流や地域間交流の推進に努めます。	● 市民活動支援事業	
②国際交流の促進	● 市民の自主的な国際交流活動を促進するため、国際交流を行う団体、グループ等に対する支援に努めます。 ● 国際交流団体などと連携して、市民と在住外国人との交流機会の提供に努めます。 ● 青少年の国際交流機会の拡充を図るため、青少年国際交流キャンプへの参加を促進します。 ● 国際理解を進めるため、学校教育、生涯学習等との連携による国際理解教育や外国語教育の充実に努めます。 ● 外国人向けパンフレット等を作成するなど外国人への情報提供に努めます。	● 国際交流推進事業	

政策目標 5



誰もが安心していきいきと暮らしているまち

施策体系

施策目標

⑤-1 保健・医療が充実し、健康が守られている

⑤-2 福祉が充実し、誰もが安心して暮らしている

⑤-3 安心して子育てをしている

基本施策

- 1 医療体制の充実
- 2 健康づくりの推進

- 1 障害者福祉の充実
- 2 高齢者福祉の充実
- 3 地域福祉社会の形成
- 4 社会保障制度の充実

- 1 子育てを支える環境づくり
- 2 健やかに生み育てる環境づくり
- 3 仕事と子育てを両立させる社会づくり

施策 目標

⑤-1 保健・医療が充実し、健康が守られている

基本施策

基本施策 ⑤-1-1 医療体制の充実

基本施策 ⑤-1-2 健康づくりの推進

基本施策 ⑤-1-1 医療体制の充実

◆現状と課題

- 近年、医療を取り巻く環境は、生活習慣病の増加や医療ニーズの多様化、医療技術の高度化・専門化などにより、急速に変化しています。
こうした情勢の変化に的確に対応するため、関係機関が一体となって、地域全体としての総合的な医療体制を構築していくことが必要となってきています。また、医療機関の充実や広域的な連携などによる総合的な保健・医療ネットワークの構築に努めることが求められています。
- 救急医療体制については、初期体制として医師会の協力のもと、休日（昼間）在宅当番医制による診療を行っていますが、急激な人口の高齢化に伴う脳血管疾患や心疾患等の救急患者の増加などに対応した救急医療へのニーズが高まっていることから、救急患者の症状に応じ、迅速かつ的確に対応できる救急医療体制の強化を図っていくことが求められており、更には、小児救急医療体制の整備充実も必要となっています。
- 市民病院では、地域の中核病院として、「良質な医療サービスが受けられる地域に開かれた病院」を目指し、医療機器の整備や地域連携室の設置等、医療機能の充実に取り組んでいますが、患者数の減少、医療制度の改革、施設の老朽化など、その取り巻く状況には大変厳しいものがあります。今後も健全な経営管理体制において更なる医療の向上に努めていくとともに、健康保険法等の改正に伴い、医療・保健の連携がますます重要になってくることから、市民の医療・保健・福祉を守っていくという行政の責務の中で、今後の市民病院のあり方を検討する必要があります。

◆基本方針

- 市民が安心して医療が受けられるよう地域医療体制を確立するとともに、救急患者の症状に応じ迅速かつ的確に対応できる救急医療体制の拡充、強化に努めます。
- 市民病院については、地域の中核病院としての機能の充実、医療の質の向上に努めるとともに、市民病院の今後のあり方についての検討を進めます。

◆施策と成果指標

基本施策 ⑤-1-Ⅰ 医療体制の充実			
めざすまちの姿	● 市民が安心して適切な医療を受けられる環境が整っている。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目標(平成23年度)
	● かかりつけ医を持つ市民の割合(%)	67.9% (平成18年度)	75.0%
	● 救急医療体制に満足している市民の割合(%)	36.4% (平成18年度)	50.0%
	● 市民病院の医療体制に満足している市民の割合(%)	16.6% (平成18年度)	30.0%
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①地域医療体制の充実	● 健康管理や疾病予防のため、保健所や医師会、地域医療機関などとの連携を強化し、地域医療体制の確保を図ります。 ● 市民病院と各医療機関の連携の強化を図り、地域医療環境の充実に努めます。 ● 市民の身近なところで地域医療を担う「かかりつけ医」の定着と在宅医療を促進します。	● 地域保健医療連携協議会事業	
②救急医療体制の充実	● 休日の医療を確保し、小児救急の充実を図るため、休日急患診療所の設置を推進します。 ● 各医療機関に対し、(財)和歌山県救急医療情報センターが設置する救急医療情報システム*への参加を促進します。 ● 病院前救護体制を促進するため、消防署等の搬送機関と救急医療機関等との連携強化や、救急救命士*など救急医療従事者の技術の向上に努めます。 ● 大規模地震等の災害に備えた医療体制の確立に努めます。	● 休日急患診療所の設置	
③市民病院の医療機能の強化	● 地域の中核病院として、良質な医療サービスが提供できるよう、診療体制の充実に努めます。 ● 地域の保健・医療機関と連携し、予防医療の充実、健康づくり対策の促進に努めます。 ● 老朽化が進んでいる市民病院の今後のあり方について検討します。	● 地域の中核病院としての医療供給体制の整備 ● 安全で良質な医療の提供	

基本施策 ⑤-1-2 健康づくりの推進

◆現状と課題

- 近年の健康食品ブームや生活習慣病に対する予防の重要性が指摘されるなど、食や健康への関心が高まっています。こうした中、生涯を健康に過ごしていくためには、それぞれの健康観に基づく市民一人一人の自主的、主体的な取り組みが重要になるとともに、地域社会全体で個人の健康づくりを支援する環境整備が不可欠となっています。
- 本市では、保健福祉センターを拠点施設として、各種健康診査や健康相談、訪問指導、予防事業などを実施しています。これらの事業は早期発見・早期治療のために実施しているものですが、今後は、「健康の保持・増進」といった一次予防を目的とした自主的な健康管理を支援するための取り組みが必要となっています。そのため、市民の健康に対する意識の啓発や健康教育、また市民や市民団体、グループの主体的な健康づくりに対する取り組みへの支援などが重要となってきます。
- 保健事業では、母子保健、成人保健、老人保健、予防保健など、乳幼児から高齢者までそれぞれの年齢に応じた取り組みを進めています。検診については、市民の受診意識の高揚や、がん検診等の委託医療機関での個別検診方式の実施などに取り組んでいます。今後、これらの保健事業のより一層の充実を図るとともに、特に、生活習慣病が医療費増大の要因となっている中で、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）*に着目した健診・保健指導を実施していくことが必要となっています。更に、エイズや肝炎などの感染症対策や心の健康づくり、食育の推進にも積極的に取り組む必要があります。

◆基本方針

- 子どもから高齢者までライフステージに合わせた保健事業の充実を図り、市民の主体的な健康づくり活動を促進するとともに、疾病予防に重点を置いたきめ細やかな保健活動・健康づくり事業の推進に努めます。

◆施策と成果指標

基本施策 ⑤-1-2 健康づくりの推進			
めざすまちの姿	● 市民の健康が生涯にわたり守られ、子どもから高齢者まで元気にいきいきとした生活を送っている。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目標(平成23年度)
	● 健康であると感じている市民の割合(%)	66.1% (平成18年度)	75.0%
	● 特定健康診査の受診率(%)	40.2% (平成17年度 基本健康診査の受診率)	60.0%
	● がん検診の受診者数(人)	12,496人 (平成17年度)	13,120人
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①健康づくり活動の推進	● 生活習慣病に関する啓発や情報提供により、市民の生活習慣病予防への取り組みを支援します。 ● 健康づくり教室など、健康づくりに関する学習機会の提供や学習活動の充実に努めます。 ● 食生活改善推進員や母子保健推進員、関係団体等と協力し、健康づくり活動の充実に努めます。 ● 精神保健相談等や心療内科への早期受診を促進するなど、心の健康づくりの支援に努めます。 ● 食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を策定します。 ● 生活習慣病の予防のため、食育の普及啓発、食生活に関する相談、指導体制の強化に努めます。 ● 子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長を図るため、学校、保育所等での食育の推進に努めます。 ● 親子料理教室の開催や妊産婦、乳幼児を対象とした栄養指導などにより、健全な食習慣の確立を図ります。	● 各種健康教室事業 ● 食育の推進	
②保健・予防対策の推進	● 「自分の健康は自分で守りつくる」という主体的な予防思想の普及・啓発に努めます。 ● 市民の健康の増進の総合的な推進を図るため、健康増進計画を策定し、その推進に努めます。 ● 生活習慣病予防の徹底を図るため、特定健康診査等実施計画を策定し、メタボリックシンドロームに着目した健康診査やがん検診、人間ドックなどの各種検診の受診の促進並びに保健指導の充実に努めます。 ● 乳幼児健康診査や健康相談などを実施することにより、母子保健の充実に努めます。 ● 健康相談、健康教育、栄養指導など各種保健事業の充実に努めます。 ● エイズや肝炎などの感染症の予防対策の充実に努めます。	● 特定健康診査等実施計画の策定 ● 健康増進計画の策定 ● 特定健康診査の実施 ● 保健指導の充実	

施策 目標

⑤-2 福祉が充実し、誰もが安心して暮らしている

基本施策

基本施策 ⑤-2-1 障害者福祉の充実

基本施策 ⑤-2-2 高齢者福祉の充実

基本施策 ⑤-2-3 地域福祉社会の形成

基本施策 ⑤-2-4 社会保障制度の充実

基本施策 ⑤-2-1 障害者福祉の充実

◆現状と課題

- 近年、障害者に対する理解促進のための様々な啓発活動が実施される中、ノーマライゼーション*の理念が定着しつつありますが、障害者が地域で安全に安心した生活を送るためには、障害者の生活を直接支えるサービスや住環境、雇用環境の中に多くの課題が残されています。このような中、障害者が社会の一員として人権を尊重され、すべての市民が家庭や地域でともに安心して暮らすことのできるまちづくりを積極的に進めるとともに、更なるノーマライゼーションの理念の普及を図る必要があります。
- 障害者の自立を支援することを目的に、障害者自立支援法が制定され、自立支援給付*や地域生活支援事業*が新設されたことから、障害者の地域生活への移行促進や就労促進等による自立支援が求められています。
- 本市においても、支援費制度*のもと、身体障害者及び知的障害者に対し、福祉サービスの提供を行い、障害者福祉の増進を図ってきましたが、今後も、平成18年度に策定した海南市障害者基本計画及び障害福祉計画に基づき、障害者の自立支援と社会参加を支援するための、障害の早期発見・治療、早期療育、リハビリテーション、在宅保健福祉サービス、施設福祉サービスなどの提供や障害者の雇用・就業の支援など、総合的な障害者施策に取り組む必要があります。
- 障害者自立支援法が施行され、障害の区別なく障害福祉サービスが受けられることとなりましたが、支援費制度の適用がなかった精神障害者については、福祉サービスの提供体制が十分に整っていない状況にあることから、早急に充実した体制を構築する必要があります。また、近年、高齢化の進行に伴う障害者の増加や重度化、重複化の傾向が見られ、高齢者福祉施策との連携・融合も重要な課題となっています。

◆基本方針

- 障害者が自立した日常生活と社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法に基づく自立支援給付、地域生活支援事業などの障害福祉サービスを充実させるとともに、地域生活への支援を進めます。

◆施策と成果指標

基本施策 ⑤-2-1 障害者福祉の充実			
めざすまちの姿	● 障害者が自立し、地域で安心して暮らしている。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目標(平成23年度)
	● 一般就労に就いている障害者の割合(%)	4.9% (平成17年度)	5.2%
	● 市内企業の障害者の雇用率(%)	1.04% (平成17年度)	1.80%
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
① 社会参加・自立への支援	● 障害者が有する能力や適性に応じ、自立した生活ができるよう、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具費の給付等を行うことにより、福祉及び医療面の支援を図ります。 ● 企業などに対する障害者雇用に関する啓発広報の充実を図るとともに、障害者が就労するために必要な職業能力などの指導・訓練の機会拡大に努めます。また、企業等を含めた協議会を設置し、就労支援に努めます。 ● 障害者の日中活動の場を確保し、社会参加の支援に努めます。	● 就労支援事業	
② 地域生活への支援	● 自立支援給付や地域生活支援事業等の新たなサービスの基盤整備を図ります。 ● 専門相談員による困難事例にも対応できる相談支援を行うとともに、関係機関との連携による総合的な相談支援体制の充実を図ります。 ● 障害者に対する正しい理解を深めるため、広報紙、インターネット等による啓発を進めます。 ● 様々な活動やイベント等を通じて障害のある人と障害のない人との交流を促進し、相互理解の輪が広がるように努めます。	● 相談支援事業	

基本施策 ⑤-2-2 高齢者福祉の充実

◆現状と課題

- 本市の65歳以上の高齢者人口は、平成17年10月の国勢調査では15,813人であり、全人口の27.4%を占めています。平成28年における老年人口比率は33.7%と推計され、この推計は県全体の平均を上回る値となっており、高齢化が加速しています。今後、こうした状況の中で、75歳以上の後期高齢者の増加に伴い、介護や支援を必要とする高齢者も増加することが予想されます。
- 平成17年度に改正された介護保険制度*では、制度の普及や高齢化の進展に伴い、施設給付の見直しや、一人暮らし高齢者・認知症高齢者への在宅支援の強化などの既存制度の見直し、予防重視型システムへの転換、更には地域密着型サービス*の創設や地域包括支援センター*の整備等を推進する内容となっています。
- これに基づき、本市では、平成18年に海南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、特定高齢者把握事業、通所型介護予防事業、介護予防普及啓発などの地域支援事業による介護予防や、配食サービスなど的高齢者福祉サービスによる生活支援事業への取り組みを進めてきました。

今後においても、高齢者が安心して生活できるよう、予防重視型の介護サービスの展開を図りつつ、従来からの施設サービス、在宅サービスの質的向上を図る必要があります。また、高齢者が身近な地域で生活できるよう地域に密着した福祉サービスの充実も求められています。更に、高齢者の健康づくりや介護者・要介護者への支援を充実していくことも必要です。

◆基本方針

- 高齢者が安心して自立した生活が送れるよう、介護予防や生活支援サービスの充実を図るとともに、介護者・要介護者への支援や相談体制の充実に努めます。

◆施策と成果指標

基本施策 ⑤-2-2 高齢者福祉の充実			
めざすまちの姿	●高齢者が安心して元気に生活している。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目標(平成23年度)
	●在宅の寝たきり高齢者の割合(%)	1.76% (平成18年度)	1.50%
	●要介護高齢者の在宅率(%)	79.3% (平成17年度)	80.0%
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①高齢者の生活支援の充実	●高齢者のニーズに応じ、緊急通報装置の設置や配食サービス、訪問理髪サービス、住宅改修補助などの生活支援事業の充実を図ります。 ●高齢者や障害者などの要支援者が地域社会の中で自立して暮らせるよう、民生委員、自治会、ボランティア団体等の連携を促進することにより、住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制づくりを進めます。	●緊急通報装置貸与事業	
②介護予防の推進	●高齢者の要支援*化や要介護*化を防ぐため、介護予防事業や介護予防マネジメント*など地域支援事業の充実を図ります。 ●地域支援事業などの総合的なマネジメントを担う地域包括支援センターの充実に努めます。 ●健康づくり事業との密接な連携を図りながら、高齢者の健康診査、健康教育等の充実に努めます。 ●地域の高齢者が気軽に参加できるスポーツ教室や老人クラブなど、グループ活動を行いやすい環境の整備を進め、高齢者の自主的な健康づくりを促進します。	●介護予防事業	
③介護者・要介護者への支援の充実	●要介護者が住み慣れた地域や家庭で自立した生活ができるよう、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型の介護サービスの提供を推進するなど、介護保険サービスの充実を図ります。 ●研修会の開催等によりケアマネジャー*等の資質の向上を図ります。	●地域密着型サービスの基盤整備	
④相談体制の充実	●地域包括支援センター、関係機関、介護支援専門員、民生委員、地域の住民等との連携を図りながら、地域住民等の保健、医療、福祉等に関わる総合的な相談に応じる体制の充実に努めます。	●地域包括支援センター事業	

基本施策 ⑤-2-3 地域福祉社会の形成

◆現状と課題

- 子どもから高齢者まで障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、それぞれが相互扶助の原点に立ち返り、高齢者や障害者などに対する支援や児童の健全な育成などに積極的に取り組むことが必要であり、地域に住む人々がともに助け合い、支え合う思いやりのある地域福祉社会を構築することが求められています。
- 本市における地域の福祉活動は、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア団体などとの連携により進められてきました。
今後においても、人材の育成や関係機関との連携を更に強化して、様々な行動主体が機能し、着実に地域福祉を推進する体制を充実していくとともに、地域での市民による福祉活動を支援・推進していくことが必要になっています。また、地域ボランティア活動等に対する意識の醸成や活動基盤の充実を図ることも重要です。
- 心身に障害があってもハンディキャップを感じることなく生活できる地域づくりを進めることは、障害の有無や年齢、性別を問わず、市民一人一人が社会の営みに参加し、持てる能力を発揮していく上で必要です。このためには、社会参加の機会を阻んでいる物心両面のバリアフリー化やユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくことが必要となります。

◆基本方針

- 市民一人一人が福祉の担い手となり、身近な地域でお互いに支えあう社会を構築していくために、福祉ボランティアの育成・支援に努めるとともに、社会福祉協議会や民生委員などを中心とした福祉ネットワークの形成を図ります。
- 物心両面のバリアフリー化を進め、快適に暮らせる環境づくりに努めます。

◆施策と成果指標

基本施策 ⑤-2-③ 地域福祉社会の形成			
めざすまちの姿	●多くの市民が福祉活動に携わり、みんなで支えあう地域福祉社会が構築されている。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目 標 (平成23年度)
	●福祉ボランティアに携わっている人数(人)	752人 (平成17年度)	900人
	●公共施設や民間施設がバリアフリー化されたと感じている市民の割合(%)	29.9% (平成18年度)	40.0%
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①地域福祉活動の推進	●地域福祉の中核的活動を担う社会福祉協議会との連携を強化するとともに、組織の強化を支援します。 ●社会福祉の増進に努める民生委員の活動支援や研修の支援を行います ●社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア団体等との連携を強化し、地域社会における福祉ネットワークづくりを促進します。 ●社会福祉協議会と連携し、市民の福祉に関わるNPO、ボランティアを育成するとともに、その活動の支援や人材の育成・支援に努めます。 ●地域に住む人がともに助け合い、支え合う地域福祉の理念の啓発と学習機会の充実に努め、社会的弱者を地域で支援する意識の浸透を図ります。	●福祉ネットワークづくり事業	
②福祉のまちづくりの推進	●高齢者や障害を持つ人が、不便なく安全・快適に暮らすことができるような環境づくりを進めるため、公共施設や歩道の段差解消、低床バスの導入支援などのバリアフリー化を進めるとともに、公共施設や民間施設について、すべての人が使いやすいユニバーサルデザインの採用を促進します。	●バリアフリー化事業	

基本施策 ⑤-2-4 社会保障制度の充実

◆現状と課題

- 国民健康保険制度は、医療費が年々増加し、財政基盤が脆弱化してきています。
本市では、人間ドック等の保健事業、医療費の適正化事業、また、収納率の向上への取り組みを進めてきましたが、今後もなお一層、医療費適正化や収納率の向上に努めるなど、国民健康保険の財政基盤の健全化・安定化を図っていく必要があります。
- 介護保険制度は、保険給付費が増大してきたことから、持続可能な制度とするため、予防重視型のシステムへと転換がなされました。今後においては、介護予防への積極的な取り組みが必要になってくるとともに、増加する認知症高齢者や一人暮らしの高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活できるよう、介護保険制度を安定して運営していく必要があります。
- 国民年金制度については、未納者が増加しつつあります。こうした未納者は、将来、無年金者あるいは低額年金者となり、老後の生活が不安定となる恐れがあるため、今後、更なる年金制度の周知徹底を図るとともに、国民年金の必要性、重要性の啓発に努めなければなりません。
- 生活保護受給者数は、高齢世帯の増加や今日の社会経済情勢を反映して年々増加の傾向にあるとともに、要保護者の自立が難しい状況となっています。
今後、就労可能な人に対しては自立への意識高揚を促すとともに、公共職業安定所等との連携を強化し、自立に向けた支援が重要となります。
- 本市では、重度心身障害者や高齢者、乳幼児やひとり親家庭に医療費の助成を行うことにより、対象者の健康の保持・増進と経済的負担の軽減を図り、安心して医療を受けられる環境づくりに努めてきました。
今後も、医療費の助成制度を推進していく必要がありますが、この制度を恒久的に維持・継続するため、社会情勢等に見合った見直しを行っていく必要があります。
- 医療制度改革の大きな柱のひとつとして、75歳以上の後期高齢者等を被保険者とする独立した新たな医療保険制度が平成20年4月から創設されます。この後期高齢者医療制度*の実施に向けた対応を図っていく必要があります。

◆基本方針

- 国民健康保険税の収納率の向上に努めるとともに、医療費の適正化や市民の健康管理等を促進し、国民健康保険制度の健全な運営に努めます。
- 介護予防の推進や介護サービスの質的向上を図るとともに、介護保険制度の健全な運営に努めます。
- 国民年金制度の必要性や重要性についての周知徹底を図り、国民年金の納付率の向上に努めます。
- 生活保護を必要とする世帯への適正な援護に努めるとともに、要保護者の自立を支援します。
- 重度心身障害者や高齢者、乳幼児やひとり親家庭に医療費の助成を行い、対象者の健康の保持・増進と経済的負担の軽減に努めます。
- 後期高齢者医療制度が円滑に実施できるよう、的確な対応に努めます。



政策目標5 誰もが安心していきいきと暮らしているまち

◆施策と成果指標

基本施策 ⑤-2-4 社会保障制度の充実

めざすまちの姿	● 国民健康保険制度が健全に運営され、誰もが適正な医療を受けている。 ● 高齢者が住み慣れた地域や家庭で自立した生活をし、安心して介護を受けられる。 ● 誰もが年金の給付を受けられ、老後の安定した生活が保障されている。 ● 生活困窮者の最低限の生活が保障され、自立の意識が高まっている。 ● 市民が安心して医療を受けられる環境が整っている。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目標（平成23年度）
	● 市民一人当たりの年間診療費（国民健康保険）（円）	373,418円 （平成17年度）	336,000円
	● 介護保険サービスに満足している市民の割合（％）	16.1% （平成18年度）	25.0%
	● 国民年金の納付率（％）	75.6% （平成17年度）	80.0%
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①国民健康保険制度の健全な運営	● 国民健康保険制度の趣旨普及に向けて、広報紙やパンフレット等による啓発を行います。 ● 国民健康保険制度の健全な運営のため、レセプト*点検調査の充実や重複・頻回受診者の訪問指導など医療費の適正化を図るとともに、収納率の向上に努めます。 ● 健康教育や健康づくり事業など、疾病予防としての保健事業の充実を図ります。	● 医療費の適正化事業	
②介護保険制度の健全な運営	● 介護保険制度を健全に運営していくため、高齢社会と高齢者施策を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護保険事業計画を見直しながら、介護サービスの充実や基盤整備を進めます。	● 介護保険事業計画の推進	
③国民年金制度の推進	● 国民年金制度の必要性、重要性等の広報を行い、制度に対する理解を深め、納付率の向上を図るとともに、関係機関との連携のもと、国民年金についての相談体制の充実を図ります。	● 国民年金制度の周知	
④生活困窮者への援護	● 生活保護が必要な世帯の実態把握に努め、適正な保護を実施します。 ● 生活保護世帯の自立を助長するため、相談・指導体制を強化するとともに、関係機関との連携により就労の場の確保に努めます。	● 自立支援事業	
⑤医療費助成制度の推進	● 誰もが健康で安心して暮らし、適切な医療が受けられるよう、重度心身障害者や高齢者、乳幼児やひとり親家庭に対する医療費の適切な助成を行います。	● 各種医療費助成事業	
⑥後期高齢者医療制度の創設	● 平成20年度からの後期高齢者医療制度の施行に向け、体制の整備などの確な対応に努めるとともに、制度の円滑な実施を図ります。	● 後期高齢者医療制度への対応	



施策 目標

⑤-3 安心して子育てをしている

基本施策

基本施策 ⑤-3-1 子育てを支える環境づくり

基本施策 ⑤-3-2 健やかに生み育てる環境づくり

基本施策 ⑤-3-3 仕事と子育てを両立させる社会づくり

基本施策 ⑤-3-1 子育てを支える環境づくり

◆現状と課題

- 人々の意識や価値観の多様化、結婚・出産年齢の上昇、住環境の変化や教育費の増加など様々な要因により、少子化の傾向が顕著になっています。少子化の進行は、将来の人口の減少のみならず、若年労働力の減少による社会・経済活力の低下、高齢化の進行と相まった社会保障制度の負担の増大など、多方面に深刻な影響を与えることとなります。新市まちづくり計画においても重点施策として「子育て支援の推進」が位置付けられており、これからの重要課題といえます。
- 核家族化の進行や地域コミュニティの人間関係の希薄化によって、母親が育児不安を抱く傾向が増しており、地域における様々な子育て支援サービスの充実が求められています。また、子育てを社会全体で支えるためには、子育てサークルや子育てボランティアの活動を支援し、子育てをサポートする仕組みづくりも重要となってきます。
次世代育成の環境整備には、子育てを支援する団体・グループのみならず、住民や行政、専門機関等がそれぞれ連携し合い、地域における子育て支援ネットワークを拡大、発展させていくことが課題となっています。
- 最近の離婚件数の増加に伴い、母子寡婦・父子家庭が急増しており、これらの世帯に対して、相談体制の充実や経済支援、子育て支援など、様々な支援策を講じることが必要となっています。
また、近年、児童虐待が社会問題となっています。このため、児童虐待の防止に向けた取り組みが求められています。

◆基本方針

- 地域における子育て支援サービスや子育て支援を充実させるとともに、子育て支援のネットワークづくり、要支援家庭への対応など、子育てを支える環境づくりに取り組みます。

◆施策と成果指標

基本施策 ⑤-3-1 子育てを支える環境づくり			
めざすまちの姿	●地域で子育てを支援する体制がつくられ、誰もが安心して子育てしている。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目 標 (平成23年度)
	●育児について、相談できる場が充実していると感じる市民の割合(%)	14.0% (平成18年度)	30.0%
	●ファミリーサポートセンター*登録会員数(人)	0人 (平成17年度)	300人
	●子育てひろば参加者数(人)	4,723人 (平成17年度)	5,000人
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①地域での子育て支援の推進	●子育て支援総合窓口の設置や、民生委員・児童委員との連携を密にするなど、子どもに関する相談・支援体制の充実を図ります。 ●育児不安などの相談・指導、子育てサークル等への支援など、地域の子育て家庭に対する支援を行うため、地域子育て支援センターを設置します。 ●子どもの一時預かりや保育所等への送迎などを、市民の相互援助により行うファミリーサポートセンターを設置し、事業の推進を図ります。 ●子育てひろば等を通じて、相談などを行う場を提供します。 ●子育てひろば、学ぼう子育て講座などの子育てをサポートする学習活動等の内容の充実を図ります。 ●広報紙、インターネットなどを活用して、子育て支援情報の提供の充実に努めます。 ●幼稚園における預かり保育、児童館事業、児童福祉施設でのショートステイ*など、子育て支援サービスの充実を図ります。 ●子育てサークルのネットワーク化や運営・活動への支援を図るとともに、子育てボランティアの育成に努めます。	●ファミリーサポートセンター事業 ●子育て支援ネットワーク事業	
②要支援家庭への対応の充実	●ひとり親家庭が自立した生活が営めるように、相談事業や経済的支援、就業支援に取り組めます。 ●子育て家庭の経済負担を軽減するため、児童手当等の給付や医療費の助成を行います。 ●児童虐待の早期発見・通報・保護体制を確立するため、児童虐待防止のためのネットワークを構築します。 ●障害のある子どもを地域で支援するため、児童デイサービス*事業の充実など、障害児施策を推進します。	●児童虐待防止対策の推進	

基本施策 ⑤-3-2 健やかに生み育てる環境づくり

◆現状と課題

- 核家族化の進行や地域コミュニティの人間関係の希薄化によって、旧来家庭や地域の中で引き継がれてきた面の強かった妊娠や出産、育児に関する知識、情報などが、新しい世代に伝わりにくくなってきています。そのため、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて、母子の健康が図られるよう、乳幼児健診、新生児訪問などの母子保健における健康診査、健康相談、訪問指導等の充実が求められています。
- 近年、朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られる心と身体の健康問題が子どもたちに生じてきていることから、妊娠前や乳幼児期から思春期まで、発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報の提供が求められています。
- 思春期は、子どもから大人への過渡期であり、身体の著しい成長に比べて精神的、社会的に未熟であり、様々な問題が生じやすい時期といえます。このため、性教育や喫煙、飲酒などについての正しい知識の普及を図ることが必要となります。
- 小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものです。今後においては、小児医療の充実・確保への取り組みが必要となってきます。特に小児救急医療については、県、近隣の市町及び関係機関との連携のもと、積極的な取り組みが求められています。

◆基本方針

- 乳幼児健康診査などにより子どもや親の健康の確保に努めるとともに、食育や思春期保健対策、小児医療体制などの充実を図ります。

◆施策と成果指標

基本施策 ⑤-3-2 健やかに生み育てる環境づくり			
めざすまちの姿	●子どもを安心して生み育てる環境が整っている。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目 標 (平成23年度)
	●保健師による訪問指導件数(件)	124件 (平成17年度)	200件
	●マタニティスクール参加率(%)	64.5% (平成17年度)	80.0%
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①子どもや親の健康確保	●マタニティスクールや出産時の保健指導、新生児の家庭訪問などにより、安全な妊娠・出産と新生児の健康の確保に努めます。 ●乳幼児を対象に、疾病や障害の早期発見、早期対応を図るため、乳幼児健康診査の推進や健康診査後の相談・指導などに努めます。 ●出産・育児に必要な情報提供に努めます。 ●食生活に関する啓発や食への関心の醸成、豊かな給食の促進などにより、食育の推進を図ります。 ●思春期体験学習等を通じての性教育や、喫煙、飲酒等の防止教育等を推進することで、思春期保健対策の充実を図ります。	●保健師の訪問指導の推進	
②小児医療体制の充実	●小児救急や休日当番医制の充実、休日急患診療所の設置などにより、子どもたちが安心して医療を受けられる体制づくりを推進します。 ●救急医療情報システムの活用を促進するため、情報の提供等を図ります。 ●子どもの健康管理と疾病予防のため、気軽に相談ができるかかりつけ医づくりを推進します。	●休日急患診療所の設置 ●救急医療情報システムの利用促進	

基本施策 ⑤-3-3 仕事と子育てを両立させる社会づくり

◆現状と課題

- 近年、家族形態の変化や女性の社会参画などにより、保育ニーズは多様化してきています。既に保育所では、延長保育や一時保育など、多様な保育サービスを実施していますが、今後も、保育サービスに対するニーズは増加傾向が続くと考えられ、より一層保育サービスや保育内容の充実に努める必要があります。特に、低年齢児保育や延長保育、一時保育などの特定保育事業の充実に努める必要があります。
- 本市では、放課後児童対策として学童保育*を実施し、子どもが安心して過ごせる場を提供しています。今後、共働き家庭やひとり親家庭が更に増え、核家族化、少子化が一層進行することが予想されることから、学童保育の充実に努める必要があります。
- 子育てをしながら仕事をする、あるいは子育て後に同じ職場・仕事への復帰を希望しても、企業側の理解不足や所得保障など、様々な問題が障壁となっています。そのため、職場における子育て支援に向けた理解と協力の促進を図るため、育児休業制度や短時間勤務制度など就労支援施策の普及、啓発に努める必要があります。
- 子育てにおいては、女性の負担が大きく、妊娠・出産に伴い離職する女性も多くみられます。そのため、企業や地域に理解を求め、男性が子育てへ参加しやすい社会を形成することによって、女性の子育ての負担を軽減し、子どもを育てやすい環境をつくることが重要です。

◆基本方針

- 乳幼児や児童を持つ親が、安心して子どもを預けられるよう保育所や学童保育の充実に努めるとともに、男性の子育て参加を促進し、女性の仕事と子育ての両立を支援します。

◆施策と成果指標

基本施策 ⑤-3-③ 仕事と子育てを両立させる社会づくり			
めざすまちの姿	●乳幼児、児童を持つ親が、安心して子どもを預け、働くことができる。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目標(平成23年度)
	●保育サービスが充実していると 感じる市民の割合(%)	16.1% (平成18年度)	30.0%
	●男性が子育てに参加していると 感じる市民の割合(%)	23.3% (平成18年度)	40.0%
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①保育サービスの充実	●女性の社会進出や就労時間の多様化に対応するため、低年齢児保育、延長保育、一時保育など、利用者側の立場に立った多様な保育サービス及び保育内容の充実を図ります。 ●保育施設等の改修等を計画的に行い、快適な保育環境の充実に努めます。 ●障害のある子どもの健全な成長発達のため、障害児保育の充実を図ります。 ●放課後児童の健全な育成を図るため、学童保育の拡充を進めます。	●保育内容の充実 ●学童保育の充実	
②仕事と子育ての両立	●仕事と子育ての両立を支援するため、育児休業制度の取得促進や制度の定着、労働時間の短縮、柔軟な勤務形態の普及など、雇用環境の整備を促進します。 ●家庭における男女共同参画を促進するため、企業や事業所を対象に、労働者の育児や介護などの家族的責任に対する一層の啓発活動に努めます。 ●女性にかかる子育ての負担を軽減するために、マタニティスクール等への男性の積極的な参加を促し、男性の子育て参加を促進します。	●父親対象の育児教室	



政策目標 6



誰もが安全に不安なく生活しているまち

施策体系

施策目標

⑥-1 自然災害から人・地域を守る備えが
できている

⑥-2 安全な暮らしが確保されている

基本施策

- 1 防災体制の充実
- 2 地域防災活動の充実
- 3 災害に強いまちの基盤整備

- 1 防犯対策の充実
- 2 交通安全対策の充実
- 3 消防力の強化
- 4 消費生活の安定と向上

施策 目標

⑥-1 自然災害から人・地域を守る備えができている

基本施策

基本施策 ⑥-1-1 防災体制の充実

基本施策 ⑥-1-2 地域防災活動の充実

基本施策 ⑥-1-3 災害に強いまちの基盤整備

基本施策 ⑥-1-1 防災体制の充実

◆現状と課題

- 科学技術が進歩した現代社会においても、地震や台風、豪雨などの自然災害は脅威であり、これまで地震や洪水等への対策がとられてきましたが、近年、度重なる大規模災害により、防災に対する市民の意識はより一層高まり、自然災害から人や地域を守るまちづくりが求められています。新市まちづくり計画においても重点施策として「防災対策の推進」が位置付けられており、これからの重要課題といえます。
- 本市は、東南海・南海地震防災対策推進地域*に指定されており、近い将来、発生が予想されている東南海・南海地震により、大規模な被害が出るのが想定されています。この地震では市街地の大半が津波により浸水すると想定されており、地震津波対策が大きな課題となっています。
- 本市では、地震をはじめ火災や風水害などあらゆる災害に対する防災対策の整備充実を図るため、平成18年度に新たに海南市地域防災計画*を策定しました。今後は、この計画に基づき、防災施設の整備、初動体制や応援協力体制の充実、緊急物資の備蓄、防災情報基盤の強化など、総合的な防災体制の確立に向けて、積極的な取り組みを進めていくことが必要です。
また、国民保護計画*に基づく緊急事態等の有事への対応も必要になってきています。

◆基本方針

- 市民と行政が一体となって災害に対する知識や危機意識を共有し、十分な災害対応力を備えることや地震発生後、即時に災害応急活動を開始できる体制を整備するなど防災体制の確立に向けて、積極的な取り組みに努めます。

◆施策と成果指標

基本施策 ⑥-1-1 防災体制の充実			
めざすまちの姿	●防災体制が充実し、市民の生命と財産をあらゆる災害から守り、被害が最小限になる備えができています。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目標(平成23年度)
	●防災(地震)対策に対する市民の満足度(%)	20.1% (平成18年度)	40.0%
	●災害時支援協定等締結数(件)	9件 (平成17年度)	20件
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①災害対応能力の向上	●あらゆる災害に的確に対応できるよう、海南市地域防災計画に基づく防災体制の充実強化に努めます。 ●緊急時に迅速な対応ができるよう、職員初動マニュアルを下に、災害時を想定した初動対応訓練の実施に努めます。 ●防災関係機関や民間団体、市民等と共に防災訓練を多面的に実施し、連携強化に努め、実践力の向上を図ります。 ●災害発生後に、ライフラインなどの復旧体制を確立するため、平常時から関係機関等との連携の強化に努めます。 ●災害から要援護者を守るため、災害時要援護者避難支援プランを作成し、地域と連携した体制づくりを進めます。 ●県域を越えた広域応援体制を確立するとともに、自衛隊との協力関係を強化し、災害時及び応急復旧時の災害対策の充実を図ります。 ●緊急事態等の有事に、海南市国民保護計画に基づき、市民の避難、救援等が行えるように努めます。	●初動対応能力の向上 ●応援協力体制の整備・充実	
②防災施設・緊急物資等の整備充実	●災害時に防災の拠点となる施設の機能強化を図ります。 ●大規模災害時に災害対策本部が設置される海南中央公園(総合体育館)への進入路等の整備を進めます。 ●食料、飲料水、資機材等の緊急物資の備蓄や応援協定などによる物資調達体制の確保を図ります。 ●飲料水兼用耐震性貯水槽の設置に努めます。	●物資供給等応援協定の締結 ●海南中央公園進入路等整備事業	
③防災情報システムの充実	●災害時における通信手段を確保するため、防災行政無線の一元化及びデジタル化を進めるとともに、難聴の改善に努めます。 ●和歌山県が進める各種防災情報ネットワークシステム*による本市への提供システムの早期構築を図り、災害予防体制の充実に努めます。	●防災行政無線デジタル化	

基本施策 ⑥-1-2 地域防災活動の充実

◆現状と課題

- 過去の災害時の教訓から、災害発生直後の救助や避難、安全確保については、行政だけの対応には限界があることから、地域の人々で助け合い、支えあえる体制づくりが重要です。
- 本市には、地域単位での自主防衛として、消防団や婦人消防隊が設置されるとともに、自主防災組織が結成されています。

自主防災組織は、大規模な災害が発生した際には、初期消火や被災者の救出・救助、情報収集、避難所の運営など大変重要な役割を担っています。今後においては、災害時に真に地域を守る防災活動が展開できる自主防災組織づくりや、消防団と自主防災組織の連携の強化に取り組んでいくことが重要となります。
- 「自らの身の安全は自ら守る」ということが防災の基本であり、東南海・南海地震防災対策推進地域である本市では、市民一人一人がその自覚を持ち、平常時より地震、津波に対する備えを心がけるとともに、自らの身の安全を守るよう行動することが重要となってきます。このため、あらゆる機会と場を通じて、防災知識の普及・啓発を図ることや、安全な避難のための訓練などが必要となります。
- 災害が発生したとき、高齢者や障害のある人など災害弱者は、より被害を受けやすく、避難に手助けを必要としています。こうした災害対応能力の弱い災害時要援護者の被害を最小限にくい止めるためには、地域で助け合う体制づくりが重要となります。

◆基本方針

- 自主防災組織の育成など、地域の防災力を高め、お互いに助け合えるような体制づくりを進めるとともに、市民が災害時に適切な避難行動が取れるよう、十分な意識啓発を図ります。

◆施策と成果指標

基本施策 ⑥-1-2 地域防災活動の充実			
めざすまちの姿	●市内全域に自主防災組織が設立されている。 ●市民が日頃から防災に対する高い意識を持ち、災害など緊急時に対する備えや、的確に行動できる備えができています。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目 標 (平成23年度)
	●自主防災組織に加入している世帯の割合 (%)	34.2% (平成17年度)	70.0%
	●災害発生時の避難場所を知っている市民の割合 (%)	68.3% (平成18年度)	80.0%
	●災害に対する家庭内での備えができていない世帯の割合 (%)	27.6% (平成18年度)	50.0%
	●地域防災訓練及び防災講習等の参加者数 (人)	1,160人 (平成17年度)	2,500人
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①地域防災力の向上	●災害時には「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域住民の連帯協力を促すため、自主防災組織の立ち上げを推進します。 ●自主防災組織の活動マニュアルの作成、研修等により、自主防災組織の活動を支援するとともに、組織の育成、強化を図ります。 ●自主防災組織が防災活動を展開するために必要となる資機材の整備を促進します。 ●地域防災力の向上を図るため、自主防災組織と消防団の連携の強化に努めます。 ●災害ボランティアの育成や活動支援体制の整備に努めます。	●自主防災組織の結成促進 ●自主防災組織の活動支援	
②防災意識の啓発	●教育機関等との連携を図りながら、防災教育を推進します。 ●インターネットや広報紙等により、防災知識の提供と防災意識の啓発に努めます。 ●災害時に迅速かつ的確な防災活動を行うため、市民、行政、関係機関が一体となった防災訓練を実施するとともに、職場や地域、家庭における日常的訓練の普及に努めます。 ●市民の防災教育、研修施設を兼ね備えた海南市防災センターを活用した見学会や救急救命講習、講演会などの各種講習の積極的な開催に努めます。	●防災意識の向上	

基本施策 ⑥-1-3 災害に強いまちの基盤整備

◆現状と課題

- 大規模な地震や台風、豪雨などの自然災害による被害を未然に防ぎ、また被害の拡大を防止するため、計画的なまちづくりや予防策を推進することが求められています。
過去の大規模地震では、耐震性の低い建築物の倒壊や、その直後の火災発生などにより、甚大な被害が発生しました。そのため、公共施設の耐震化を計画的に推進するとともに、民間住宅などの耐震化支援を一層進めていくことが重要になっています。
また、道路や公園などの都市施設の整備により、災害時の避難場所、避難路を確保するとともに、被災後の速やかな復旧のための備えや体制づくりもしていく必要があります。
- 紀伊水道に面する海岸を有する本市では、東南海・南海地震により、津波による大規模な浸水被害が発生すると想定されています。特に、本市の海岸部は、埋め立てによる土地や低地帯が多く、地震や津波などの水害に対しては十分な対策が必要な地形です。また、海岸沿いには密集した低層住宅が見られることから、津波に対する備えと安全に避難できる対策の充実が大きな課題となっています。
- 本市の河川は、上流部から下流部までの距離が短く、集中豪雨時には瞬時に水位が上昇し、度々水害が発生していることから、特に海岸沿いの低地帯では集中豪雨による浸水対策が必要となっています。また、東部地域を中心に急傾斜地が多いことから土砂災害対策も重要となっています。

◆基本方針

- 災害の被害を最小限にするため、河川等の浸水対策や津波対策、公共施設をはじめ家屋の耐震化など都市基盤の計画的な整備を進め、災害に強いまちづくりを促進します。

◆施策と成果指標

基本施策 ⑥-1-3 災害に強いまちの基盤整備			
めざすまちの姿	● 公共施設や住宅等の耐震化など大規模地震に対する対策が講じられ、市民の安全が確保されている。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目 標 (平成23年度)
	● 木造住宅耐震改修補助件数 (件)	0件 (平成17年度)	10件
	● 避難所となる公共施設の耐震化率 (%)	30.1% (平成17年度)	50.0%
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
① 地震に対応した家屋・施設の耐震化	● 災害時の避難場所としての機能を考慮しながら、学校など公共施設の耐震化を計画的に進めます。 ● 木造住宅の耐震診断及び耐震化に対する補助を行い、災害に強いまちづくりを進めます。	● 公共施設耐震化事業 ● 木造住宅耐震化事業	
② 公共土木施設の耐震化	● 道路・橋梁施設や水道施設など、災害時にライフラインとなる公共土木施設の耐震化を図ります。	● 道路、橋梁耐震化事業	
③ 津波浸水対策等の強化	● 津波等による被害を最小限に抑えるための方策を研究・検討し、津波対策を推進します。 ● 津波対策として小型船舶の繋留施設の設置を関係機関に要望します。 ● 都市下水路や排水ポンプ場の整備などにより、浸水被害の抑制を図ります。 ● 主な二級河川のハザードマップ*を作成し、市民への周知を図ります。 ● ため池の状況を調査し、災害時の浸水の危険性等を示したハザードマップの作成を検討します。 ● 土砂災害危険区域等について実態を把握し、防災面から適正な指導を行うとともに、その対策の充実を図ります。	● 津波対策の推進	
④ 避難対策	● 地震・津波対策として、一次避難場所や避難路の整備を進めます。 ● 狭隘な道路の拡幅整備を推進して、緊急車両等の通行確保に努めます。	● 一次避難場所の整備	

施策 目標

⑥-2 安全な暮らしが確保されている

基本施策

基本施策 ⑥-2-1 防犯対策の充実

.....

基本施策 ⑥-2-2 交通安全対策の充実

.....

基本施策 ⑥-2-3 消防力の強化

.....

基本施策 ⑥-2-4 消費生活の安定と向上

基本施策 ⑥-2-1 防犯対策の充実

◆現状と課題

- 生活様式や社会構造の変化、そして都市化や国際化の進展など、様々な社会情勢を反映して、全国的な傾向として犯罪件数は増加の傾向にあり、その内容も凶悪化、低年齢化をたどり、加えて世相に大きな衝撃を与える事件が発生するなど、重大な社会問題となっています。
- 本市では、海南市安心・安全なまちづくり推進協議会や海南地区地域安全協議会が中心となり、警察並びに関係機関・団体と連携を図りながら、安全で住みよい、犯罪のないまちを目指し、地域と一体となった防犯活動を展開しています。また、昨今の子供の犯罪の増加から、地域ぐるみでの取り組みも進めています。

今後は、市民一人一人の防犯意識と市民間の連帯意識の高揚を図るとともに、市民、行政などの関係機関や団体が連携して、地域における防犯活動や防犯体制をより一層強化していく必要があります。
- 市民がまちで安心して暮らしていくためには、犯罪に遭わないための環境づくりが必要です。このため、防犯施設の整備を進めていくことが求められています。

◆基本方針

- 地域、警察、市などの関係機関が一体となって、地域ぐるみでの防犯対策の強化に努めるとともに、防犯環境の整備や防犯団体の育成により防犯体制の充実を図ります。

◆施策と成果指標

基本施策 ⑥-2-1 防犯対策の充実			
めざすまちの姿	● 子どもが犯罪の被害や事故に遭うことなく、安全に生活している。 ● 市民と行政が一体となって、防犯や暴力排除に対する取り組みが行われ、犯罪の発生件数が少なくなっている。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目標(平成23年度)
	● 子どもの犯罪被害件数(件)	101件 (平成17年度)	80件
	● 市内犯罪認知件数(件)	704件 (平成17年度)	600件
	● 防犯活動に参加している市民の割合(%)	14.5% (平成18年度)	30.0%
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①地域安全活動の推進	● 安全・安心なまちづくり推進協議会や海南地区地域安全協議会を中心として、地域ぐるみの防犯体制を推進します。 ● 自主的な防犯対策が講じられるよう、関係機関と連携して防犯に対する市民意識の高揚に努めます。 ● 子どもを犯罪から守るため、地域で子どもを見守る体制の育成・支援に努めるとともに、国や県、学校、関係機関と連携した防犯への取り組みを進めます。 ● 各学校では安全で安心な教育環境を整備するとともに、子どもの発達段階に応じた防犯教育の充実に努めます。 ● 暴力団による被害から市民を守るため、関係機関と連携し、市民の暴力団追放意識の高揚に努めます。	● 安全・安心なまちづくり推進事業	
②防犯施設の整備	● 夜間における市民の安全を確保するため、防犯灯の設置や市道沿いの照明整備に努めます。 ● 学校、公園など多くの市民が利用する公共施設については、防犯上の視点に配慮した施設の整備に努めます。	● 防犯灯の設置促進	

基本施策 ⑥-2-2 交通安全対策の充実

◆現状と課題

- 本市の交通事故発生件数は、毎年400件以上あり、ほぼ同水準で推移しています。
本市では交通安全対策として、関係機関と連携しながら、交通安全意識の啓発に努めており、幼児・児童から高齢者までを対象とした交通安全教室の開催などを進めていますが、交通安全対策については、市民一人一人が交通マナーを自ら守るという姿勢が大切であることから、今後においても、海南警察署をはじめ関係機関との連携を強化し、行政と市民が一体となった交通安全意識の啓発に取り組む必要があります。
- 本市では、これまで歩道や交差点などの交通安全施設の整備、改良を進めてきましたが、今後とも幹線道路における交通安全対策をはじめ、地区内道路の交通安全施設の整備など、きめ細かな対策を講じる必要があります。
- 交通事故誘発の原因ともなる放置自転車対策については、自転車等駐輪場の整備を進めてきたほか、海南市自転車等の放置の防止に関する条例に基づき、放置自転車等の指導・撤去及び啓発活動などに取り組んできました。今後も、良好な道路環境を確保するため、引き続き、これらの対策に取り組んでいく必要があります。

◆基本方針

- 市民を交通事故から守り、事故が起こりにくい生活環境の整備を促進するため、交通安全意識の啓発に努めるとともに、交通安全施設の整備を推進します。

◆施策と成果指標

基本施策 ⑥-2-2 交通安全対策の充実			
めざすまちの姿	●市民が交通事故に遭わず、安全、安心に生活している。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目標(平成23年度)
	●市内交通事故件数(件)	433件 (平成17年度)	400件
	●市内交通事故死傷者数(人)	564人 (平成17年度)	500人
	●放置自転車撤去台数(台)	127台 (平成17年度)	100台
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①交通安全意識の普及啓発	●安全・安心なまちづくり推進協議会を中心として、各種交通安全事業の実施を通じ、市民総ぐるみの交通安全運動を展開します。 ●交通安全教室の開催などを通して、幼児・児童から高齢者まで世代に応じた交通安全教育を推進します。 ●関係機関、交通安全組織などとの連携を図りながら、交通指導員、交通安全母の会等を中心とした交通安全組織の育成強化に努めます。 ●交通の円滑化とまちの環境整備を図るため、自転車等の利用者に対するマナー向上の啓発に努めるとともに、放置自転車等の指導・撤去に努めます。 ●交通事故等の救済対策の一環として市民交通傷害保険への加入を促進します。	●安全・安心なまちづくり推進事業	
②道路交通環境の整備	●交通の安全と円滑化を図るため、交通事故発生危険箇所等への歩道、ガードレール、カーブミラーの設置など、交通安全施設の整備を推進します。 ●音声信号機の設置や信号機の改善など道路環境の整備を関係機関に要請します。 ●夜間の交通事故等の防止のため、市道への街路灯の設置に努めます。 ●歩行者や高齢者、障害者などの交通弱者の安全確保のため、歩道の段差解消など安全で歩きやすい道路環境づくりを進めます。 ●黒江駅周辺に駐輪場を整備することにより、快適で安全な歩行空間の確保に努めます。	●交通安全施設の整備 ●駐輪場施設の整備	

基本施策 ⑥-2-3 消防力の強化

◆現状と課題

- 本市の火災状況は、建物火災が全体の7割を占め、都市化の進展や生活様式の変化などによって、火災による被害は拡大・複雑化する傾向にあります。このため、本市では2消防署1出張所の体制のもと、高機能消防指令センター*の設置をはじめ、消防車両、消防資機材、消防水利などの消防施設・装備の整備に取り組んできました。今後においても、消防体制のより一層の充実や消防施設・装備の計画的な整備・充実を図るとともに、大規模な災害等を想定した消防広域化の推進に取り組んでいく必要があります。
- 火災予防については、市民や事業者に対して、防火意識の高揚と自主防火活動の推進に努めるとともに、家庭消火器等の設置を奨励するなど初期消火体制の充実を図っています。今後も市民一人一人の防火意識を高揚し、火災を発生させないことが重要になります。
- 高齢化の進展などにより、救急出動件数は、年々増加する傾向にあります。このため、医療機関との協力体制の強化や、救急業務の高度化を図るための救急救命士の資質の向上など、更なる救急救命体制の整備が求められています。
- 地域においては、消防団15分団と婦人消防隊6隊が組織されており、防火活動などを担っています。しかし、消防団員の確保が年々難しくなっていることから、消防団の充実が求められます。また、自主防災組織との役割分担を明らかにし、連携を強化することも必要になっていきます。

◆基本方針

- 市民生活の安全を確保するため、更なる予防体制と消防力の充実強化に努めます。また、多様な救急救助需要に対応し、救命率を向上させるため、高度な救急救助体制の充実に努めます。

◆施策と成果指標

基本施策 ⑥-2-3 消防力の強化			
めざすまちの姿	●迅速かつ高度な消防サービスを提供できる体制が確立され、火災による死者数が抑制されている。 ●あらゆる災害に対応可能な救急・救助体制が整っている。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目 標 (平成23年度)
	●火災発生件数(件)	18件 (平成17年度)	9件
	●火災・救急・救助の体制に関する市民の満足度(%)	35.1% (平成18年度)	60.0%
	●住宅用火災警報器を設置している世帯の割合(%)	16.2% (平成18年度)	90.0%
	●救急救命講習受講者数(人)	1,281人 (平成17年度)	1,800人
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①火災予防対策	●広報紙、ホームページ等の活用や各種行事などあらゆる機会を通じて、市民の防火意識の高揚に努めます。 ●防火教育や訓練指導の実施を通じて、事業所等の防火管理体制や防火安全対策の充実を図ります。 ●高齢者や障害者等の災害弱者を火災から守るため、防火診断、防火指導など住宅等防火対策事業を進めます。 ●住宅火災による死者の低減を図るため、住宅用火災警報器の設置を促進します。 ●危険物取扱関係者の保安講習、立入検査等を通じて、危険物災害の防止に努めます。	●住宅等防火対策予防事業 ●住宅用火災警報器の設置推進	
②消防体制の充実	●消防の広域化を推進し、複雑・多様化する消防ニーズに応えられる消防防災体制の整備・確立に努めます。 ●災害や緊急事態等の有事に対応するため、県内応援隊・緊急救助隊活動に向けた広域連携体制を強化するとともに、消防職員及び消防団員の技術の向上に努めます。 ●消防団の地域に密着した活動をより一層推進するため、青年層の団員の確保と団活動の活性化の促進、また自主防災組織との連携の強化に努めます。	●消防広域化の推進 ●広域連携体制の強化 ●消防職団員の教育	
③消防施設・装備の充実	●複雑、多様化する火災や事故などに備えるため、消防車両や救助資機材などを計画的に配備します。 ●円滑な消火活動に向けて、消火栓、防火水槽などの消防水利を整備、充実します。 ●大規模地震に備え、耐震性防火水槽の設置や消防器具置場の耐震化を推進します。 ●大規模災害、同時多発災害に対応できる消防救急情報システムなどの広域共同化に向けた防災情報収集伝達網の整備を推進します。	●消防車両の更新整備 ●耐震性防火水槽の設置 ●消防器具置場の耐震化 ●消防無線の広域・共同化及びデジタル化	
④救急・救助体制の整備	●救急救命士の養成や救急隊員の研修機会の充実などにより、救急・救助活動の高度化に対応できる体制を整えます。 ●救命率を向上させるため、市民に対する救急救命講習を積極的に実施し、救急救命知識の普及を図ります。	●救急・救助高度化の推進 ●市民の救急対策	

基本施策 ⑥-2-4 消費生活の安定と向上

◆現状と課題

- 近年、消費者ニーズの多様化や規制緩和によって次々と開発される多種多様の新商品やサービスの登場、情報化の進展による情報の氾濫など、消費者を取り巻く環境は、複雑・多様化しており、消費者問題も複雑かつ高度化してきています。
- 本市では、消費者問題に対して、相談事業の実施や広報紙等を通じた情報提供、啓発などに努めてきました。しかし、消費者に関わるトラブルの増加が予想されることから、市民が安心して暮らすことができる生活を確保、支援するため、市民相談員の充実、職員の資質向上、県・警察・関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、相談体制を充実させることが必要となってきます。
また、市民がこうしたトラブルに巻き込まれないよう、消費者問題に関わる教育機会の拡充や啓発活動の一層の充実を図ることも重要です。

◆基本方針

- 市民の消費生活の安定と向上を図るため、自立した消費者や消費者組織等を育成するとともに、相談体制の充実や消費者被害を未然に防止するための教育・啓発に努めます。

◆施策と成果指標

基本施策 ⑥-2-4

消費生活の安定と向上

めざすまちの姿	●多様化、複雑化する消費者問題への対応が充実し、市民が安全な消費生活を送っている。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目標(平成23年度)
	●詐欺、悪徳商法等の消費者犯罪の苦情件数(件)	27件 (平成17年度)	20件
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①消費者保護対策の推進	●広報紙、ホームページ等の各種媒体を通じた消費生活情報の提供や啓発用パンフレットの配布等により、消費者意識の啓発と正しい知識の普及に努めます。 ●消費者講座の開催などにより、悪質商法などに惑わされないための消費者教育を充実します。 ●消費者団体やグループの自主的活動の支援を通じて、自立した消費者の育成に努めます。 ●県消費生活センター等との連携を図りながら、消費生活に関するトラブルなどに対する相談・指導機能の強化に努めます。 ●生活関連物資の価格動向や年末物価を恒常的に調査し、物価の監視と安定に努めます。 ●計量機の定期検査と商品量目の立入検査の拡充を図ることにより、適正な取引の確保に努めます。	●消費者相談事業	



行政運営の方針



市民とともに歩む効率的な行財政運営に取り組めます

施策体系

施策目標

⑦-1 市民にわかりやすい開かれた行政運営が行われている

⑦-2 効率的な行財政運営が行われている

基本施策

- 1 協働のまちづくりの推進
- 2 開かれた市政・情報の共有

- 1 効率的な行政運営
- 2 健全な財政運営

施策
目標

⑦-1 市民にわかりやすい開かれた行政運営が行われている

基本施策

基本施策 ⑦-1-1 協働のまちづくりの推進

基本施策 ⑦-1-2 開かれた市政・情報の共有

基本施策 ⑦-1-1 協働のまちづくりの推進

◆現状と課題

- 市民の市政や地域社会に対する関心度や参加意識の高まりは、まちづくりを推進していく上での原動力です。今後のまちづくりにおいては、市民と行政が市政の目標を共有しながら、責任と役割を認識し、創意と工夫によるまちづくりを推進していくことがより求められ、行政主導型から市民や企業との協働によるまちづくりへの転換が重要な課題となっています。
- 本市では、従来から各種計画づくりや事業を進めるに当たり、委員会や審議会などへの市民参加により、市民の意見や要望を市政運営に反映させてきました。今後もこうした取り組みを充実して、より多くの市民がまちづくりに参画できる機会をつくり、自発的で積極的な参加を求め、市民のためのまちづくりを進めていくことが求められます。
- 市民の意識や生活様式が多様化し、暮らしやまちづくりに対する市民ニーズが多様になるにつれ、行政だけに頼らず、自分たちで社会に貢献する取り組みや、地域課題の解決に向けた自主的な活動が始まっています。このような取り組みをする地域自治組織やボランティア、NPOなどの団体活動を支援し、活躍ができる環境を整えることが重要になります。

◆基本方針

- 協働によるまちづくりを推進するため、市民のまちづくりへの参画を促すとともに、協働のための環境整備に努めます。

◆施策と成果指標

基本施策 ⑦-1-1 協働のまちづくりの推進			
めざすまちの姿	●市民と行政がお互いに理解を深め、それぞれの長所を活かしながら力を出し合い、協働でまちづくりを進めている。 ●市民の市政への参加意識が高まり、コミュニティ・ボランティア・NPO活動などに活発に参加している。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目 標 (平成23年度)
	●市の審議会等に占める公募委員の割合(%)	0.8% (平成18年度)	10%
	●認証NPO法人数(法人)	12法人 (平成17年度)	20法人
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①市民参画の機会づくり	●市政への積極的な市民の参画を促すため、各種審議会や委員会等の委員公募、また会議の公開などを進めます。 ●計画策定・事業実施の過程におけるパブリックコメント*や市民ワークショップ*の実施など、市政への自主的・主体的な参画の場や機会の拡充に努めます。	●市民ワークショップの推進	
②協働のための環境整備	●市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、シンポジウムや講演会などを通じた啓発活動に努めます。 ●市民が担う分野と行政が担う分野を明確にして、まちづくりに意欲のある団体の活動の機会の充実とネットワークづくりを進め、地域自治組織やボランティア団体、NPOなどとの連携・協働によるまちづくりを進めます。 ●コミュニティ活動やボランティア活動、NPO活動に対する支援に努めます。 ●市民自らが行う様々な地域課題を解決するための取り組みへの支援に努めます。	●市民協働推進事業	

基本施策 ⑦-1-2 開かれた市政・情報の共有

◆現状と課題

- 市民の行政に対する需要がますます複雑化、多様化する中、これらの社会変化に対応したまちづくりを進めていくためには、今まで以上に、市民の声が反映できる市民参加の条件整備を積極的に進める必要があります。そのためには、市民への適切かつ積極的な情報公開と、行政運営に対する説明責任の徹底が不可欠になります。

- 本市では、市民と様々な行政情報を共有化するため、広報紙の発行、ホームページなどにより行政情報を提供しています。また、アンケート調査や市政懇談会など広く市民の意見を把握するための広聴活動にも力を入れてきました。更には、行政が保有している文書や情報などを開示し、公正で透明性の高い行政運営に取り組んでいます。

行政への市民の関心を高め、市民参加の拡大につなげていくためには、今後も多様な媒体によるわかりやすい情報の提供と、市民の意見や提言等についての広聴体制を強化し、市民と行政の情報の共有化を図ることが必要になってきます。

- 市民と行政を結ぶ情報通信基盤としては、地域イントラネット*構築などにより整いつつあります。

しかしながら、市民一人一人がITの恩恵を十分実感できるようになるのは、これからの段階であることから、今後は、地域情報化を推進するための各種施策を実施していく必要があります。また、日常生活に必要なあらゆる情報をその情報の特質を活かした媒体で提供し、ITを活用した市民参画と協働により、容易にまちづくりに参加できる仕組みをつくることも求められています。

◆基本方針

- 透明性の高い市民に開かれた市政及び行政への市民参加を推進するため、市民が必要とする情報の積極的な公開・提供や説明責任の徹底、広報広聴活動の充実に努めます。
- 海南市情報化計画に基づき地域情報化を推進することで、市民が情報を得やすい環境を整え、各種情報の共有化や有効活用を図ります。

◆施策と成果指標

基本施策 ⑦-1-2 開かれた市政・情報の共有			
めざすまちの姿	● 市民が市政等の情報を得ることができ、市政への関心が高まっているとともに、市民の声を聴く機会が充実している。 ● ブロードバンド*等のIT技術を活用し、市民の誰もが様々なITの恩恵を享受している。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目 標 (平成23年度)
	● 市からの情報提供に満足している市民の割合 (%)	37.9% (平成18年度)	50.0%
	● HPのアクセス件数 (件)	150,000件 (平成18年度見込み)	175,000件
	● 市政への提案件数 (件)	20件 (平成18年度見込み)	100件
	● ブロードバンドサービス(光回線)の利用率 (%)	20.4% (平成18年度)	35.0%
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
①積極的な情報公開	● 市政情報を積極的に公開することで、透明性の高い市民に開かれた市政の推進を図るとともに、市民との情報の共有化を図ります。 ● 個人情報の保護に十分配慮しながら、文書管理の充実を図り、公文書の公開と閲覧の円滑化に努めます。 ● 情報公開手続きの電子化の検討を進めます。	● 情報公開の推進と透明性の向上	
②広報広聴活動の充実	● 市政に関する情報を、迅速かつ分かりやすく市民に伝えるため、「広報かいなん」、ホームページ、メール、マス・メディア等の多様な媒体を活用して、市政広報活動の充実・強化を図るとともに、市民の市政への参画の促進につながるような情報提供に努めます。 ● 市民の意見や要望を的確かつ迅速に把握し、市政に反映するため、市政懇談会や市政目安箱*などをより充実させるとともに、市民との積極的な対話を推進します。また、意識調査などの実施により幅広い市民ニーズの把握に努めます	● ホームページの充実	
③地域情報化の推進	● 情報化を推進するための指針として策定した海南市情報化計画に基づき、防災、学校教育及び生涯学習など各分野の情報化を積極的に推進します。 ● 電子自治体*の構築を推進し、ネットワークを介した各種行政サービスの提供に努めるとともに、ブロードバンド環境の整備を図ります。	● 地域情報化推進事業	

施策
目標

7-2 効率的な行財政運営が行われている

基本施策

基本施策 7-2-1 効率的な行政運営

基本施策 7-2-2 健全な財政運営

基本施策 7-2-1 効率的な行政運営

◆現状と課題

- 社会状況の変化に的確に対応し、効率的な行政運営を進めるため、本市では、平成18年に海南市行政改革大綱及び海南市集中改革プランを策定しました。今後は大綱やプランに基づき、行政評価制度の導入、民間活力の活用などの行政改革に取り組み、効果的・効率的な行政運営を進めていく必要があります。
- 多様化、高度化する行政需要に対応するためには、簡素で効率的な組織の整備や職員の政策形成能力を高めることが不可欠となります。そのため、職員の能力、意欲を開発・活用・評価し、適切な人事配置を行う仕組みを体系化し、組織全体の活性化を図る必要があります。
また、歳出に占める人件費の抑制が求められる中、可能な限り職員の削減を図り、適正な定員管理を進めていくことが重要な課題となっています。
- 本市では、既に庁内においてイントラネットが稼動するなど、電子自治体の構築へ向けての基盤整備が進みつつありますが、今後においても、簡素で効率的な行政を実現し、市民や企業にとって利便性の高い行政サービスの提供や、行政コストの削減等を図るため、より一層、電子自治体の構築に向けた取り組みを進める必要があります。
- 市民の視点に立った行政サービスという観点から、来庁者への的確な対応や要望等への迅速な対応、申請書類の簡素化などが求められており、市民サービスの質の改善と向上に努める必要があります。また、市役所庁舎の老朽化に対応し、庁舎機能の強化と市民サービスの充実を図る必要があります。
- 本市では、し尿処理、斎場運営などの分野で広域行政を推進してきましたが、ごみ処理や消防体制など、広域的な対応が必要な課題が増えてきていることから、広域の連携を更に深めて、行政サービスの効率化と質的向上を図っていく必要があります。
また、地方分権が進む中、その受け皿となる市町村には、住民に身近なサービスの充実や行財政基盤の強化が求められており、今後においても、多角的、多面的に市町村合併について検討することが必要です。

◆基本方針

- 行政改革を推進するとともに、行政評価制度の導入や民間活力の活用、組織・機構の見直し、定員管理の適正化、人材育成、電子自治体の構築、広域行政の推進などにより、行政サービスの向上と効率的な行政運営に取り組めます。

◆施策と成果指標

基本施策 ⑦-2-1 効率的な行政運営

めざすまちの姿	● 成果を重視した行政運営が行われている。 ● 事務の効率化や定員適正化により、歳出が抑制されている。 ● インターネットを活用した市民サービスの提供が充実している。 ● 市民サービスが向上し、市民の利便性が高まっている。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目標(平成23年度)
	● 市職員数(人)	700人 (平成18年度)	590人
	● 各種研修を受けた職員の割合(%)	91.0% (平成17年度)	100%
	● システム化した申請・届出手続きにおけるオンライン利用率(%)	0% (平成17年度)	50.0%
	● 市職員の対応に対する市民の満足度(%)	30.1% (平成18年度)	60.0%



前ページ姿を実現するために必要な重点施策・事業

重点施策	施策概要	重点事業
① 事務事業の整理合理化の推進	● 海南市行政改革大綱及び海南市集中改革プランに基づき、行政改革を推進します。 ● 成果重視の視点に基づき、施策や事務事業の効果、効率性などを客観的に評価する行政評価制度を導入します。 ● 公共施設の整備や質の高いサービスを効率的に提供するため、事業仕分け*などによる民間活力の活用、指定管理者制度*などを推進するとともに、PFI*の導入などを検討します。 ● 現有施設の多目的利用などの有効活用、重複あるいは類似施設の統廃合について検討します。	● 行政評価制度の導入 ● 民間活力の活用
② 意欲あふれる職場の醸成	● 新たな行政課題や市民ニーズに的確かつ迅速に対応していくため、簡素で効率的な組織・機構の編成に努めます。 ● 地方分権時代にふさわしい効率的で合理性に富んだ人事・給与制度を確立し、民間委託などの推進により、職員数の削減を図り、適正な定員管理に努めます。 ● 政策形成能力を有する職員を育成するため、研修内容の充実に努めます。 ● 明確な目標と意欲を持って職務に取り組むことができるよう、目標管理制度の導入や人事評価システムの充実に努め、職員の意識改革と職場の活性化に取り組めます。	● 人事評価システムの充実 ● 職員研修事業
③ 電子自治体の構築	● 行政事務の電子化により事務処理の効率化、迅速化を図るとともに、市民サービスの一層の向上を図るため、ITを活用した施設予約等の簡易な申請・届出のオンライン化*などの各種システムの整備に努めます。 ● 統合型地理情報システム*や統合型電子文書管理・決裁システムの整備を検討します。 ● 情報セキュリティ*の確保や職員の情報リテラシー*の向上を図ります。	● 電子申請・届出システム整備事業
④ 行政サービスの向上	● 常にサービスの受け手側の立場を意識し、市民ニーズの的確な把握に取り組むなど、市民の視点に立ったきめ細かで質の高い行政サービスの提供を図ります。 ● 職員の接遇の改善や手続きの迅速化、簡素化を図るなど、市民が分かりやすく、利用しやすい窓口サービスの向上に努めます。 ● 老朽化が進む本庁庁舎の建替のための基金を創設し、建替資金の確保に努めます。 ● 下津行政局庁舎を支所機能、コミュニティ機能、防災機能等を有する複合施設化することで、市民の利便性や市民サービスの向上を図ります。	● 市民への対応の向上
⑤ 広域行政の推進	● し尿処理や斎場運営など既に一部事務組合により実施している広域事務事業を充実するとともに、ごみ処理や消防体制など、新たな共通課題への広域での取り組みについての調査、研究を進めます。 ● 地方分権の進展や最近とみに高まっている道州制*の議論などを見据えながら、市町村合併についての調査、研究を進めます。	● 共同処理体制の充実



基本施策 ⑦-2-2 健全な財政運営

◆現状と課題

- 日本経済は、バブルの崩壊以降の長引く景気の低迷を脱し、経済情勢は、回復基調にあると言われていますが、今後とも予断を許さない状況下に置かれています。このような中、地方自治体を取り巻く財政環境も極めて厳しい状況にあり、今後とも山積する行政課題に対応するためには、自治体自らが行財政全般について見直しを行い、健全な財政運営を進めていくことが求められています。
- 本市の財政は、三位一体改革による税源移譲や地方交付税*改革の影響、また、少子高齢化などによる社会保障制度に係る扶助費の増加、更には地方債の償還額の増加などにより、極めて厳しい状況となっています。一方、地方分権の進展に伴う行政権限の拡大など、地方行政としての役割、責任がますます増大し、更に成熟社会の中で市民の行政サービスに対するニーズが多様化、高度化してきている状況にあります。
- このような状況に対応していくためには、長期的な行政経営の視点から、より一層、健全かつ効率的な財政運営を進めるとともに、自立性の高い、安定した財政基盤を確保するなど、持続可能な財政構造を確立することが重要な課題となっています。

そのため、市税等の収納率の向上に努めるとともに、受益者負担の適正化を図り、歳入の確保に努めていく必要があります。歳出にあっては、人員削減を柱とした人件費の削減のほか、公益上の必要性、効果、経費負担のあり方などを検証し、事務事業全体の見直しを図っていく必要があります。

また、水道事業と市民病院事業の公営企業の健全化、第三セクター*の抜本的な見直し、土地開発公社の経営健全化にも取り組む必要があります。

◆基本方針

- 効率的かつ計画的な財政運営を進めるとともに、財源の確保や歳出抑制などにより安定的な財政基盤を確立することで、健全な財政運営に努めます。また、公営企業等の効果的運営に努めます。

◆施策と成果指標

基本施策 ⑦-2-2 健全な財政運営			
めざすまちの姿	● 中長期的な視点に立った健全な財政運営が行われている。 ● 市民の納税意識が高く、負担の公平性が確立している。 ● 公営企業等が健全に経営されている。		
施策の成果指標	指 標	現 状 値	目標(平成23年度)
	● 経常収支比率(%)	97.3% (平成17年度)	97.0%
	● 実質公債費*比率(%)	11.4% (平成18年度)	14.0%
	● 経常収支に占める人件費の比率(%)	37.9% (平成17年度)	35.0%
	● 市税収納率(%)	92.4% (平成17年度)	93.0%
上記姿を実現するために必要な重点施策・事業			
重点施策	施策概要	重点事業	
① 効率的な財政運営	● 財政計画に基づき、計画的な財政運営を図るとともに、地方債を有効活用し、効果的な財源配分に努めます。 ● 財政状況に関する説明責任を果たし、庁内のコスト意識を高めるため、バランスシート*、行政コスト計算書*等の有効活用を努めるとともに、その開示を行います。	● バランスシート・行政コスト計算書等の活用	
② 安定的な財政基盤の確立	● 市税の課税客体の実態を的確に把握し、公平な課税に努めるとともに、市民の納税意識の高揚と収納率の向上を図り、自主財源の確保に努めます。 ● 国・県補助制度を効果的に活用し、補助金などの確保に努めます。 ● 内部管理経費や公共工事コストの削減など、歳出全般にわたり、一層徹底した見直し、合理化を図ることで、歳出の抑制に努めます。 ● 各種市民サービスの対価として徴収する使用料、手数料について、負担の公平を確保するため、受益者負担の適正化を図ります。 ● 補助金等について、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等を検証し、補助金等の整理合理化に努めます。	● 収納率の向上 ● 国・県補助金の効果的活用	
③ 公営企業等の効果的運営の推進	● 水道事業や市民病院事業の公営企業においては、管理経費などの削減、利(使)用者負担の適正化など、一層の経営努力を行い、独立採算制の確保を基本とした経営の健全化を図ります。 ● 土地開発公社の経営の健全化に関する計画に基づき、海南市土地開発公社の抜本的な経営健全化に取り組みます。 ● 第三セクターを取り巻く環境が著しく変化していることから、第三セクターのあり方を見直すとともに、経営基盤の強化など、自主的、自立的運営に向けた改善に取り組みます。	● 水道事業の健全化 ● 市民病院事業の健全化 ● 土地開発公社の健全化 ● 第三セクターの見直し	

海南市の6つの 重点プラン





海南市の6つの重点プラン

総合計画の推進に当たっては、市民生活に関わる多岐の分野の諸課題に的確に対応するため、政策目標及び施策目標を掲げて、総合的な施策展開を図るとともに、本市としての戦略的な目標を設定し、個々の施策分野を超えた横断的かつ重点的な取り組みを進めることが必要です。

このため、合併時に策定された新市まちづくり計画では、「防災対策の推進」「生活道路の整備」「子育て支援の推進」の3施策が重点施策として位置付けられていましたが、本総合計画では、これらの3施策に、「若者定住の推進」「高齢社会への対応」「健康づくりの推進」を加えた6施策を、今後5年間で本市が行政資源の重点的な投資を行う「重点プラン」として位置付け、優先的かつ重点的に推進することとします。

これら6つの「重点プラン」については、総合的かつ効果的に推進し、それぞれの施策、事業の相乗効果を高めるため、全庁的な体制で取り組むこととします。

海南市の重点プラン

- 1 防災対策の推進
- 2 生活道路の整備
- 3 子育て支援の推進
- 4 若者定住の推進
- 5 高齢社会への対応
- 6 健康づくりの推進

重点プラン



防災対策の推進

本市において、住民が安心して生活できるよう、来るべき東南海・南海地震をはじめとするあらゆる災害に備えた総合的な防災対策を推進します。

総合的な防災体制の充実に努めるとともに、学校施設等の避難施設の耐震機能の整備充実を図るなど災害に強いまちづくりを推進します。

また、子どもから高齢者までのすべての住民を対象とした防災に関する啓発や情報提供を積極的に進めるとともに、住民主体の自主防災組織の育成を促進するなど、地域防災力の向上を図ります。

主な施策

◆防災体制の充実

- 災害時に迅速で円滑な防災活動ができるよう、市職員及び組織としての初動対応能力の向上を図るとともに、防災関係機関や保健、医療、救急、消防の連携を強化します。
- 消防業務における応援協定の締結や、県域を越えた広域応援体制の確立など、防災面での広域協力体制の整備・充実を図ります。
- 防災施設の機能強化や緊急物資の整備・充実、防災情報システムの充実などに努めます。

◆耐震化等の推進

- 災害時の避難場所としての機能を考慮しながら、小中学校校舎、体育館などの公共施設の耐震化を計画的に推進します。
- 一次避難場所や避難路の整備、また橋梁や水道など公共土木施設の耐震化を図ります。
- 民間住宅の耐震診断及び耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを進めます。
- 河川やため池対策、土砂災害対策などあらゆる災害に対する防災対策に取り組みます。

◆防災意識の高揚

- 市民一人一人が自主的に防災活動が行えるよう、防災意識の普及、啓発に努めるとともに、地域や学校などの防災訓練を充実します。
- 地震や津波に関する情報を市民に提供して、地震防災意識の高揚を図ります。

◆地域防災力の向上

- 自主防災組織の立ち上げを推進するとともに、自主防災組織の活動の支援や組織の育成、強化に努めます。
- 自主防災組織と消防団の連携の強化など、地域防災力の向上に努めます。

重点プラン

2

生活道路の整備

本市の各地域の一体化や利便性の向上を目指し、住民の日常生活に密着した生活道路の整備を促進します。

本市の各地域や、周辺市町との連携・交流を促進するため、国道・県道の渋滞緩和に向けた整備に取り組むとともに、特に、身近な生活道路である市道の計画的な点検・見直しを進め、利便性や緊急度に応じた、舗装、改修、拡幅等の整備を促進し、都市機能と居住環境の向上を図ります。

主な施策

◆国道・県道の整備促進

- 国道42号の渋滞解消を図るため、海南有田間のバイパス整備を促進します。
- 現在事業を進めている国道370号の阪井バイパスの早期整備を促進します。
- 国道424号の木津バイパスの早期事業採択について、関係機関への働きかけを強化します。
- 県道の渋滞の緩和と交通の安全を確保するため、県道の拡幅、改修等の整備を促進します。

◆都市計画道路の整備

- 都市計画道路の整備の有効性、優先性等を検証し、より整備効果の高い都市計画道路を重点的に整備します。

◆市道の整備充実

- 良好な市街地形成及び生活環境の向上を図るため、生活道路である一般市道の計画的な整備を推進します。
- 都市計画区域内における土地利用を促進するため、市道認定基準の見直しなど市道の条件整備に取り組みます。

◆道路等の維持修繕・改良舗装の充実

- 生活道路の安全性を確保し、円滑な通行を図るため、市民の生活と密接な関係にある市道の維持修繕や未改良区間の改良、舗装などを推進します。
- 市道以外の多くの市民が利用する道路の適切な維持補修に努めます。
- 誰もが快適に安心して歩ける歩道の整備など、快適な道路環境づくりを推進します。

重点プラン

3

子育て支援の推進

少子化の進行に対応し、安心して子育てができ、住み続けられるまちづくりを目指し、子育て支援施策を推進します。

子育てと働くことが両立でき、安心して子どもを生み、育てられる環境を整備するため、子育て支援体制の充実や仕事と子育ての両立支援、健やかに生み育てる環境の充実、教育環境の整備、子どもの安全の確保など、市民のニーズや社会情勢に対応した積極的な子育て支援の展開に努めます。

主な施策

◆子育て支援体制の充実

- 地域における様々な子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育て支援ネットワークづくりに努めます。
- 児童虐待防止対策、母子家庭等の自立支援、障害児施策の充実など、要支援家庭への対応の充実を図ります。

◆仕事と子育ての両立支援

- 低年齢児保育、延長保育、障害児保育などの保育サービスや保育内容の充実を図ります。
- 放課後児童の健全な育成を図るため、放課後子どもプランへの取り組みを進めます。
- 雇用環境の整備を促進するとともに、男性が子育てへ参加しやすい社会づくりに努めます。

◆健やかに生み育てる環境の充実

- 妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて子どもや母親の健康が確保されるよう、母子保健施策の充実を図ります。
- 安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となる救急・医療体制の充実に努めます。
- 食育の推進や思春期保健対策の充実に努めます。

◆教育環境の整備

- 家庭教育に関する学習機会や情報の提供、地域のスポーツ環境の整備などにより、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、子どもの健全な育成に努めます。
- 確かな学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成、信頼される学校づくり、幼児教育の充実など、教育環境の整備を推進します。

◆子どもの安全確保・生活環境の整備

- 防犯体制の充実や子どもを犯罪等の被害から守るための活動、交通安全教育の充実など、子どもの安全確保に努めます。
- 子どもの遊び環境の整備や良質な居住環境の確保、安全な道路交通環境の整備など、子育てを支援する生活環境の整備を推進します。

重点プラン

4

若者定住の推進

人口減少に歯止めをかけ、活力ある地域づくりを進めていくために、次代を担う若者が住みやすいまちづくりを推進します。

若者の定住促進のために、企業誘致や就労支援、雇用の受け皿の拡大など、働く場の確保に努めます。また、公営住宅の整備など総合的な住宅施策や市内から通勤・通学できる環境づくり、市街地の整備による若者の街なか居住の促進など、居住環境の整備を推進します。更に、子どもを生み育てやすいまちづくりを進めます。

主な施策

◆雇用の創出・拡大

- 若者の就業の促進を図るため、企業誘致による雇用の場の確保や企業誘致のための優遇制度の充実など総合的な雇用対策を推進します。
- 公共職業安定所などとの連携を図りながら、就労情報の収集・提供、相談活動を充実し、就業機会の拡大、確保に努めます。
- ベンチャー企業等の育成や新規創業に意欲のある者の起業を促進するとともに、地場産業、農業、水産業などの担い手の育成、確保に努めます。

◆居住環境の整備

- 公営住宅の整備や民間による住宅の供給、住宅建設の促進など、市内に住まいを求めやすい総合的な住宅施策を推進します。
- 良好な住宅や宅地の供給を促進するため、海南駅東土地区画整理事業や重根土地区画整理事業を計画的に推進します。
- 通勤、通学圏域を拡大するため、JR運行体制の充実や道路網の整備など、利便性の高い交通体系の確立に努めます。
- 中心市街地活性化基本計画を策定し、商店街の活性化や都市福利施設の整備などを推進することにより、市街地の魅力を高め、若者の街なか居住を促進します。

◆子育て支援の充実

- 保育サービスや保育内容の充実などにより、仕事と子育ての両立を支援します。
- 次世代育成支援行動計画*に基づき、各種子育て支援の充実を図ります。

重点プラン

5

高齢社会への対応

高齢化社会の進展に対応するため、高齢者がいきいきと安心して暮らせるまちづくりを推進します。高齢者がいつまでも元気でいられるよう、高齢者の生きがいづくりや健康づくり、介護予防の充実に努めるとともに、支援が必要な人が身近な地域で安心して暮らせるよう、地域と連携して見守り支える福祉の充実に図ります。

また、高齢化に対応した医療体制の充実や介護保険サービスの充実を図るとともに、高齢者が安心して暮らせる環境の整備に努めます。

主な施策

◆生きがい対策の充実

- 高齢者のニーズに応じた各種講座、教室の開催などの学習活動の充実に努めるとともに、老人クラブなどの自主的な活動団体の育成を支援し、活発な生きがいづくり活動を促進します。
- 高齢者の豊かな知識や経験、能力を活かす機会づくりや就業の場の確保を図り、高齢者の社会参加を促進します。
- 高齢者間の交流や高齢者と子どもたちとの世代間交流を図るなど、高齢者が主体的に生きがいを感じながら社会活動に参加できる環境づくりに努めます。
- 定年退職後の団塊の世代や急増する前期高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進します。

◆介護予防対策の充実

- 高齢者の要支援化や要介護化を防ぐため、介護予防事業、介護予防マネジメントなどの地域支援事業や地域包括支援センターの充実に図ります。
- 健康づくり事業との密接な連携を図りながら、高齢者の健康診査、健康教育等の充実に努めます。
- 地域の高齢者が気軽に参加できるスポーツ活動やグループ活動が行いやすい環境の整備を進め、高齢者の自主的な健康づくりを促進します。

◆医療・介護保険サービスの充実

- 地域医療体制や救急医療体制、市民病院の医療機能の強化など、医療体制の充実に図ります。
- 高齢者の在宅での療養生活を支援するため、保健・医療・福祉の各分野の連携を強化します。
- 要介護者が住み慣れた地域や家庭で自立した生活ができるよう、地域密着型の介護サービスの提供を推進するなど、介護保険サービスの充実に図ります。

◆安心して暮らせる環境の整備

- 公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、公共施設や民間施設でのユニバーサルデザインの採用を促進します。
- 高齢者が地域社会の中で自立して暮らせるよう、各種団体等の連携を促進し、住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制づくりを進めます。

重点プラン

6 健康づくりの推進

子どもから高齢者まで誰もが健康で明るくいきいきと暮らせる社会にするために、市民の健康づくりを推進します。

市民が日常的な運動や正しい食生活を送れるよう、健康に対する意識啓発や市民が主体的に行う健康づくり活動を支援するとともに、病気の早期発見に向けた各種健診の実施、生活習慣病の予防対策、各種保健事業の推進、地域の保健医療体制の充実などに努めます。

主な施策

◆健康づくり活動の推進

- 健康づくりに関する意識啓発や学習機会の提供、学習活動の充実などに努め、市民の主体的な健康づくり活動を促進します。
- 体力の向上や健康の増進を図るため、スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の拡大やスポーツ・レクリエーション環境の整備・充実を図ります。
- 市民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育めるよう、食育に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

◆保健・予防対策の推進

- 市民の健康増進の総合的な推進を図るため、健康増進計画を策定し、その推進に努めます。
- 生活習慣病予防の徹底を図るため、メタボリックシンドロームに着目した健康診査や保健指導の充実を図るとともに、がん検診、人間ドックなどの各種検診の受診を促進します。
- 健康相談、健康教育、栄養指導などの各種保健事業を推進するとともに、母子保健や感染症の予防対策の充実を図ります。

◆保健医療体制の充実

- 健康管理や疾病予防のため、保健所、医師会、地域医療機関などとの連携の強化や、市民病院の医療機能の強化を図り、地域の保健医療体制の充実に努めます。

資料編

① 第1次海南省総合計画体系

② 成果指標一覧

③ 策定経過

④ 審議会条例

⑤ 審議会委員名簿

⑥ 基本構想諮問・答申

⑦ 基本計画諮問・答申

⑧ 用語解説

1 第1次海南市総合計画体系

政策目標	施策目標	基本施策	重点施策
1	都市基盤が整い、快適で住みやすいまち	1. 交通体系が整備され、日常生活が便利である	
		1 広域幹線道路網の整備	①国道の整備促進 ②県道の整備促進 ③高規格道路の整備促進
		2 生活道路の整備・改良	①都市計画道路の整備 ②市道の整備充実 ③道路等の維持修繕・改良舗装の充実 ④快適な道路環境づくり
		3 公共交通機関の充実	①鉄道機能の向上 ②バス運行体制の充実
		2. 生活基盤が充実し、快適に暮らしている	
		1 快適な住環境の整備充実	①公営住宅の充実 ②宅地・住宅の供給促進
		2 安全な水の安定供給体制の確立	①安全で安定した水の供給 ②水道未普及地域の解消 ③水道施設の維持・管理
		3 下水処理の充実	①下水対策
		4 河川等の整備	①河川・排水路の整備 ②浸水対策の充実
		3. 計画的な土地利用が図られている	
		1 有効な土地利用の推進	①土地の有効活用 ②地籍調査の推進 ③公園・緑地の整備・充実
		2 市街地の整備	①中心市街地の活性化 ②既成市街地の整備 ③土地区画整理事業の推進

政策 目標	施策 目標	基 本 施 策	重 点 施 策
② 産業が盛んで、活気があるまち			
1. 農林水産業の振興が図られている			
1 農林業の振興		①生産基盤の整備	
		②生産技術の向上と産地のPR対策	
		③担い手の育成	
		④地産地消等の推進	
2 水産業の振興		①漁港の整備	
		②安定的な経営の実現	
		③地産地消の推進	
2. 商工業が盛んで、まちに活気がある			
1 地場産業の振興		①経営基盤の強化	
		②創造的な技術研究開発の促進	
		③地場産品のPR・販路拡大	
2 商工業の振興		①商店街の活性化	
		②商工業の経営強化	
3 港湾の整備		①港湾施設の整備	
3. 地域資源が有効に活用され、活気に満ち賑わいがある			
1 観光の振興		①観光資源の整備	
		②観光ネットワークの形成	
		③観光イベントの充実	
		④観光情報の発信など	
2 第一次産業と観光の融合		①観光農業・漁業の推進	
4. 身近に働ける場がある			
1 企業誘致・新産業創出の推進		①企業の誘致及び立地促進	
		②起業支援体制の充実	
2 雇用・労働環境の改善		①雇用環境の改善	
		②雇用人材の育成と発掘	

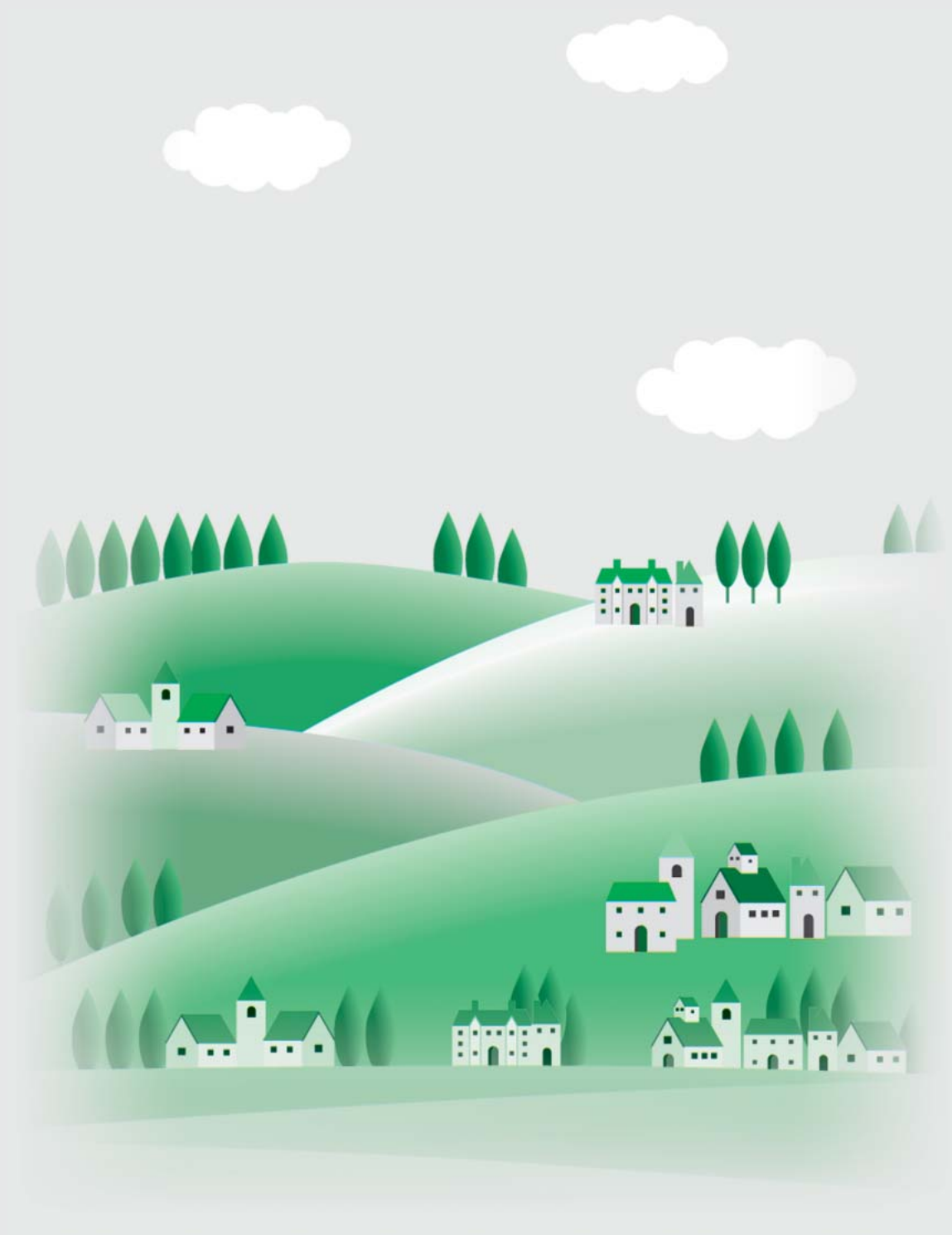
政策 目標	施策 目標	基 本 施 策	重 点 施 策
③	人と自然が調和し、環境を大切にしているまち		
	1. 自然に親しみ、自然を守り育てている		
	1 良好な自然環境の保全	①自然環境意識の醸成	
		②森林等の保全	
		③環境に配慮した農業の推進	
	2 市民の環境美化活動の推進	①不法投棄の防止	
		②地域美化活動の推進	
	2. 環境にやさしい暮らしをしている		
	1 循環型社会の構築	①環境意識の醸成	
		②地球温暖化対策の推進	
		③ごみの減量化・再資源化の推進	
		④ごみ処理体制の充実	
		⑤公害対策の充実	
	2 環境衛生対策の推進	①し尿の適正処理及び斎場等の適正な管理運営	

政策目標	施策目標	基本施策	重点施策
④	心やさしい人が育ち、ふれあいがあるまち	1. 子どもが確かな学力を身に付け、心豊かに元気に育っている	
		1 幼児教育の充実	①教育内容の充実 ②教育環境の整備
		2 義務教育の充実	①教育内容の充実 ②教育環境の整備
		3 高等学校教育の充実	①高等学校教育の充実
		4 青少年の健全育成	①青少年活動の促進 ②地域ぐるみの育成活動の促進 ③健全育成体制の充実
		2. 市民それぞれが尊重され、生きがいをもって暮らしている	
		1 生涯学習の振興	①生涯学習機会の提供 ②生涯学習活動の支援 ③生涯学習施設の整備・充実
		2 市民文化の高揚	①文化・芸術活動の推進 ②歴史・文化遺産の保護と活用
		3 高齢者の生きがいづくり	①生きがいづくりの推進 ②社会参加の促進
		4 人権尊重の推進	①人権が尊重される社会づくり ②人権意識啓発活動の充実
		5 男女共同参画の推進	①男女共同参画の推進 ②男女共同参画の啓発活動
		6 スポーツ・レクリエーション活動の推進	①スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の拡大 ②スポーツ・レクリエーション環境の整備・充実
		3. 主体的なコミュニティ活動や交流が行われている	
		1 地域コミュニティの育成	①地域コミュニティ組織の育成・支援 ②活動の場の充実
		2 市民の活動・交流の促進	①市民活動・市民交流への支援 ②国際交流の促進

政策目標	施策目標	基本施策	重点施策
⑤ 誰もが安心していきいきと暮らしているまち			
1. 保健・医療が充実し、健康が守られている			
		① 医療体制の充実	①地域医療体制の充実 ②救急医療体制の充実 ③市民病院の医療機能の強化
		② 健康づくりの推進	①健康づくり活動の推進 ②保健・予防対策の推進
2. 福祉が充実し、誰もが安心して暮らしている			
		① 障害者福祉の充実	①社会参加・自立への支援 ②地域生活への支援
		② 高齢者福祉の充実	①高齢者の生活支援の充実 ②介護予防の推進 ③介護者・要介護者への支援の充実 ④相談体制の充実
		③ 地域福祉社会の形成	①地域福祉活動の推進 ②福祉のまちづくりの推進
		④ 社会保障制度の充実	①国民健康保険制度の健全な運営 ②介護保険制度の健全な運営 ③国民年金制度の推進 ④生活困窮者への援護 ⑤医療費助成制度の推進 ⑥後期高齢者医療制度の創設
3. 安心して子育てをしている			
		① 子育てを支える環境づくり	①地域での子育て支援の推進 ②要支援家庭への対応の充実
		② 健やかに生み育てる環境づくり	①子どもや親の健康確保 ②小児医療体制の充実
		③ 仕事と子育てを両立させる社会づくり	①保育サービスの充実 ②仕事と子育ての両立

政策目標	施策目標	基本施策	重点施策
⑥	誰もが安全に不安なく生活しているまち	1. 自然災害から人・地域を守る備えができている	
		1 防災体制の充実	①災害対応能力の向上
			②防災施設・緊急物資等の整備充実
			③防災情報システムの充実
		2 地域防災活動の充実	①地域防災力の向上
			②防災意識の啓発
		3 災害に強いまちの基盤整備	①地震に対応した家屋・施設の耐震化
			②公共土木施設の耐震化
			③津波浸水対策等の強化
			④避難対策
		2. 安全な暮らしが確保されている	
		1 防犯対策の充実	①地域安全活動の推進
			②防犯施設の整備
		2 交通安全対策の充実	①交通安全意識の普及啓発
			②道路交通環境の整備
		3 消防力の強化	①火災予防対策
			②消防体制の充実
			③消防施設・装備の充実
			④救急・救助体制の整備
		4 消費生活の安定と向上	①消費者保護対策の推進

政策 目標	施策 目標	基 本 施 策	重 点 施 策
		⑦ 市民とともに歩む効率的な行財政運営に取り組めます	
		1. 市民にわかりやすい開かれた行政運営が行われている	
		1 協働のまちづくりの推進	①市民参画の機会づくり
			②協働のための環境整備
		2 開かれた市政・情報の共有	①積極的な情報公開
			②広報広聴活動の充実
			③地域情報化の推進
		2. 効率的な行財政運営が行われている	
		1 効率的な行政運営	①事務事業の整理合理化の推進
			②意欲あふれる職場の醸成
			③電子自治体の構築
			④行政サービスの向上
			⑤広域行政の推進
		2 健全な財政運営	①効率的な財政運営
			②安定的な財政基盤の確立
			③公営企業等の効果的運営の推進



2 成果指標一覧

※成果指標数 133 (内、アンケート42)

政策 目標	施策 目標	基本施策	重点施策	成果指標	指標の算出方法 (計算式等)	現況値		目標値
						値	年度	H23年度
都市基盤が整い、快適で住みやすいまち	交通体系が整備され、日常生活が便利である	広域幹線道路網の整備	● 国道の整備促進 ● 県道の整備促進 ● 高規格道路の整備促進	国道や県道の渋滞が解消されたと感じている市民の割合 (%)	市民アンケート	26.7%	H 18	35.0%
		生活道路の整備・改良	● 都市計画道路の整備 ● 市道の整備充実 ● 道路等の維持修繕・改良舗装の充実 ● 快適な道路環境づくり	身近な道路が整備されたと感じている市民の割合 (%)	市民アンケート	43.1%	H 18	50.0%
				都市計画道路の整備進捗率 (%)	計画道路の整備済延長÷都市計画決定されている道路延長×100	34.0%	H 18	43.4%
				市が管理する歩道のバリアフリー化(歩道の段差解消)の割合 (%)	バリアフリー済の歩道延長÷歩道総延長×100	21.1%	H 17	34.5%
		公共交通機関の充実	● 鉄道機能の向上 ● バス運行体制の充実	通勤、通学が便利だと感じている市民の割合 (%)	市民アンケート	33.4%	H 18	40.0%
				公共交通機関を利用している市民の割合 (%)	市民アンケート	33.8%	H 18	40.0%
	生活基盤が充実し、快適に暮らしている	快適な住環境の整備充実	● 公営住宅の充実 ● 宅地・住宅の供給促進	借上型市営住宅数(戸)	借上型市営住宅の戸数	0戸	H 18	25戸
				土地区画整理事業地区内の新築住宅数(戸)	海南駅東土地区画整理事業地区内及び重根土地区画整理事業地区内の新築住宅数	70戸	H 17	270戸
		安全な水の安定供給体制の確立	● 安全で安定した水の供給 ● 水道未普及地域の解消 ● 水道施設の維持・管理	水道水の水質基準値	厚生労働省令に定める水質基準値	基準値が確保されている	H 18	→
				水道の普及率 (%)	給水人口÷行政区内人口×100	95.0%	H 17	96.2%
				水道の有収率 (%)	年間総有収水量÷年間総配水量×100	77.8%	H 17	78.5%
		下水処理の充実	● 下水対策	汚水処理率 (%)	汚水処理人口÷市人口×100	12.7%	H 17	21.4%
				河川のBOD(生物化学的酸素要求量)(mg/l)	8河川13地点での年4回のBOD測定値	環境基準値以下	H 17	→
		河川等の整備	● 河川・排水路の整備 ● 浸水対策の充実	河川、排水路、排水ポンプ場などの整備が進み、浸水被害の不安が解消されたと感じている市民の割合 (%)	市民アンケート	33.1%	H 18	50.0%

政策目標	施策目標	基本施策	重点施策	成果指標	指標の算出方法 (計算式等)	現況値		目標値
						値	年度	H23年度
都市基盤が整い、快適で住みやすいまち	計画的な土地利用が図られている	有効な土地利用の推進	●土地の有効活用 ●地籍調査の推進 ●公園・緑地の整備・充実	地籍調査進捗率(%)	地籍調査済面積÷市全体面積×100	42.6%	H18	54.0%
				公園や子どもの遊び場に関する市民の満足度(%)	市民アンケート	15.0%	H18	25.0%
		市街地の整備	●中心市街地の活性化 ●既成市街地の整備 ●土地区画整理事業の推進	中心市街地に魅力があると感じている市民の割合(%)	市民アンケート	11.9%	H18	25.0%
				中心市街地内の人口(人)	住民基本台帳による中心市街地内(黒江・船尾・日方・内海)の人口	18,141人	H17	17,592人
				土地区画整理事業の進捗率(%)	(海南駅東土地区画整理事業累積事業費+重根土地区画整理事業累積事業費)÷(海南駅東土地区画整理事業総事業費+重根土地区画整理事業総事業費)×100	28.8%	H17	56.5%
産業が盛んで、活気があるまち	農林水産業の振興が図られている	農林業の振興	●生産基盤の整備 ●生産技術の向上と産地のPR対策 ●担い手の育成 ●地産地消等の推進	販売額が年間一千万円以上の農家数(戸)	農林業センサスに基づく農産物の販売額が年間一千万円以上の農家数	70戸	H17	77戸
				基幹的農業従事者数(人)	農林業センサスに基づく基幹的農業従事者数	2,494人	H17	2,450人
				認定農業者数(人)	農業経営改善計画を市に提出し、認定された農業者数	208人	H17	250人
				市内の農産物を意識して購入している市民の割合(%)	市民アンケート	53.7%	H18	60.0%
		水産業の振興	●漁港の整備 ●安定的な経営の実現 ●地産地消の推進	水産物漁獲量(t)	海面漁業生産統計調査に基づく市内の水産物漁獲量(年間)	700t	H16	770t
				漁業経営体数(経営体)	漁業センサスに基づく市内の漁業経営体数	139経営体	H15	139経営体
				漁獲金額が年間一千万円以上の経営体数(経営体)	漁業センサスに基づく漁獲金額が年間一千万円以上の経営体数	16経営体	H15	18経営体
		地場産業の振興	●経営基盤の強化 ●創造的な技術研究開発の促進 ●地場産品のPR・販路拡大	知的財産権(特許・実用新案)申請(取得)件数(件)	市内の企業における知的財産権(特許・実用新案)の申請(取得)件数(年間)	67件	H17	85件
				ものづくり創造支援事業補助金交付企業の売上高伸率(%)	ものづくり創造支援事業補助金交付企業の平成23年度の売上高÷ものづくり創造支援事業補助金交付前の企業の売上高×100	100%	H18	103%
		商工業の振興	●商店街の活性化 ●商工業の経営強化	市内の商店街で買い物をする市民の割合(%)	市民アンケート	62.6%	H18	70.0%
				中心市街地商店街の空き店舗数(店舗)	商店街振興組合連合会及び海南中央商業協同組合の所管地域内の空き店舗数	67店舗	H18	47店舗
				商店街振興組合及びその他の任意組合商店会の組合員数(人)	市内の商店街振興組合及びその他の任意組合商店会の合計組合員数	213人	H18	233人
	港湾の整備	●港湾施設の整備		船舶入港隻数(隻)	県港湾統計に基づく海南・下津港への船舶入港隻数(年間)	9,208隻	H17	10,896隻
				海上出入貨物取扱量(千t)	県港湾統計に基づく海南・下津港の海上出入貨物取扱量(年間)	12,240千t	H17	14,446千t

2 成果指標一覧

政策目標	施策目標	基本施策	重点施策	成果指標	指標の算出方法 (計算式等)	現況値		目標値
						値	年度	H23年度
産業が盛んで、活気があるまち	地域資源が有効に活用され、活気に満ち賑わいがある	観光の振興	- 観光資源の整備 - 観光ネットワークの形成 - 観光イベントの充実 - 観光情報の発信など	海南市の観光入込客数(万人)	観光客動態調査に基づく観光入込客数(年間)	109万人	H 18	115万人
		第一次産業と観光の融合	観光農業・漁業の推進	観光農業・漁業取組件数(件)	観光農業及び観光漁業に取り組んでいる件数	2件	H 17	5件
	身近に働ける場がある	企業誘致・新産業創出の推進	- 企業の誘致及び立地促進 - 起業支援体制の充実	新立地企業数(社)	市等の誘致により、市内で事業用施設を新設した企業及び貸しビル等を借りて創業開始した企業数(5年間)	1社	H 18	3社 (5年間)
				ビジネスインキュベーションを終了し、支援を受けずに市内に留まる企業数(社)	ビジネスインキュベーション(市インキュベータ事業、県スタートアップ・オフィス事業、(株)和歌山リサーチラボベンチャービジネスサポート事業)を卒業し、入居費用等の支援を受けずに市内に留まる企業数(5年間)	2社	H 18	5社 (5年間)
				新立地企業及び成功起業家に雇用された市民の人数(人)	市内で事業用施設を新設した企業及びビジネスインキュベーション(市インキュベータ事業、県スタートアップ・オフィス事業、(株)和歌山リサーチラボベンチャービジネスサポート事業)を卒業し、入居費用等の支援を受けずに市内に留まる企業に雇用された市民の人数(5年間)	10人	H 18	120人 (5年間)
		雇用・労働環境の改善	- 雇用環境の改善 - 雇用人材の育成と発掘	市内事業所の従事者数(人)	事業所・企業統計調査に基づく市内民営事業所の従事者数	20,421人	H 16	21,000人
人と自然が調和し、環境を大切にしているまち	自然に親しみ、自然を守り育てている	良好な自然環境の保全	- 自然環境意識の醸成 - 森林等の保全 - 環境に配慮した農業の推進	自然環境が保全されていると感じる市民の割合(%)	市民アンケート	34.5%	H 18	45.0%
		市民の環境美化活動の推進	- 不法投棄の防止 - 地域美化活動の推進	不法投棄の苦情件数(件)	市への不法投棄の苦情件数(年間)	41件	H 17	30件
	環境にやさしい暮らしをしている	循環型社会の構築	- 環境意識の醸成 - 地球温暖化対策の推進 - ごみの減量化・再資源化の推進 - ごみ処理体制の充実 - 公害対策の充実	市民一人当たりの年間ごみ排出量(kg)	年間のごみ排出量÷市人口	454kg	H 17	431kg
				再資源化されているごみの割合(%)	再資源化されたごみの量÷年間ごみ排出量×100	6.29%	H 17	13.0%
				地球温暖化防止に関する意識を持って行動している市民の割合(%)	市民アンケート	54.9%	H 18	65.0%
				温室効果ガス排出量(t-CO ₂)	市役所の温室効果ガス排出量(年間)	8,839t-CO ₂	H 17	7,955t-CO ₂
		環境衛生対策の推進	し尿の適正処理及び畜場等の適正な管理運営	公害等に関する苦情件数(件)	市への公害等の苦情件数(年間)	64件	H 17	50件
				汚水処理率(%)	汚水処理人口÷市人口×100	12.7%	H 17	21.4%

政策 目標	施策 目標	基本施策	重点施策	成果指標	指標の算出方法 (計算式等)	現況値		目標値
						値	年度	H23年度
心やさしい人が育ち、ふれあいがあるまち	子どもが確かな学力を身に付け、心に豊かに元気に育っている	幼児教育の充実	●教育内容の充実 ●教育環境の整備	就園率（％）	市立幼稚園就園児数÷対象幼児数×100	48.6%	H 18	49.0%
		義務教育の充実	●教育内容の充実 ●教育環境の整備	小・中学校の教育が充実していると感じる市民の割合（％）	市民アンケート	17.5%	H 18	30.0%
				不登校児童・生徒の割合（％）	小学校:不登校児童数÷全児童数×100 中学校:不登校生徒数÷全生徒数×100	小学校:0.39% 中学校:3.45%	H 17	小学校:0.30% 中学校:3.00%
		高等学校教育の充実	●高等学校教育の充実	進路先決定率（％）	進路(進学・就職)決定者数÷卒業者数×100	80.0%(市高) 78.9%(下津)	H 17	90.0%
		青少年の健全育成	●青少年活動の促進 ●地域ぐるみの育成活動の促進 ●健全育成体制の充実	青少年団体の活動に参加している児童・生徒の割合（％）	青少年団体登録者数÷市内小中学校児童生徒数×100	14.8%	H 17	20.0%
	補導件数(件)			青少年センターによる補導件数(年間)	106件	H 17	50件	
	市民それぞれが尊重され、生きがいをもって暮らしている	生涯学習の振興	●生涯学習機会の提供 ●生涯学習活動の支援 ●生涯学習施設の整備・充実	生涯学習活動への参加者数(人)	社会教育施設利用者＋生涯学習イベント参加者数(年間)	177,234人	H 17	200,000人
				生涯学習の機会提供に関する市民の満足度（％）	市民アンケート	28.5%	H 18	40.0%
				市民一人当たりの年間図書貸出冊数(冊)	海南市児童図書館及び下津図書館における年間図書貸出冊数÷市人口	2.05冊	H 17	2.80冊
		市民文化の高揚	●文化・芸術活動の推進 ●歴史・文化遺産の保護と活用	文化・芸術活動を行っている市民の割合（％）	市民アンケート	13.2%	H 18	20.0%
				市民交流センターふれあいホールの利用率（％）	市民交流センターふれあいホールの利用回数÷利用可能な回数×100	16.7%	H 17	20.0%
				文化財が保存され、伝統文化が継承されていると感じている市民の割合（％）	市民アンケート	46.5%	H 18	60.0%
		高齢者の生きがいづくり	●生きがいづくりの推進 ●社会参加の促進	生きがいを持って生活している高齢者の割合（％）	市民アンケート	65.0%	H 18	75.0%
				シルバー人材センター登録者数(人)	海南市シルバー人材センターの登録者数	87人	H 17	250人
		人権尊重の推進	●人権が尊重される社会づくり ●人権意識啓発活動の充実	人権が守られていると感じている市民の割合（％）	市民アンケート	45.2%	H 18	65.0%
				人権尊重に関する各種講座、事業への参加者数(人)	人権フェスティバル、人権推進協議会研修及び地区ふれあい集会への参加者数(年間)	2,347人	H 17	3,500人
		男女共同参画の推進	●男女共同参画の推進 ●男女共同参画の啓発活動	男女が平等であると意識している市民の割合（％）	市民アンケート	41.2%	H 18	60.0%
				市の審議会等に占める女性委員の割合（％）	女性委員数÷市の審議会等の委員数×100	13.4%	H 18	33.3%
		スポーツ・レクリエーション活動の推進	●スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の拡大 ●スポーツ・レクリエーション環境の整備・充実	日常的にスポーツ活動を行っている市民の割合（％）	市民アンケート	20.5%	H 18	30.0%
				スポーツイベントに対する市民の満足度（％）	市民アンケート	26.8%	H 18	40.0%
				公共スポーツ施設の年間利用者数(人)	公共スポーツ施設の利用者数(年間)	277,645人	H 17	291,000人
				総合型地域スポーツクラブ加入者数(人)	総合型地域スポーツクラブ加入者数	280人	H 17	800人
				スポーツ少年団指導者登録者数(人)	スポーツ少年団指導者登録者数	192人	H 18	250人

2 成果指標一覧

政策目標	施策目標	基本施策	重点施策	成果指標	指標の算出方法 (計算式等)	現況値		目標値
						値	年度	H23年度
あいやさしい人が育ち、ふれあいがあまるまち	主体的なコミュニティ活動や交流が行われている	地域コミュニティの育成	●地域コミュニティ組織の育成・支援 ●活動の場の充実	自治会活動に参加している市民の割合(%)	市民アンケート	44.5%	H18	55.0%
				自治会加入率(%)	自治会加入世帯数÷海南市世帯数×100	86.9%	H17	88.0%
		市民の活動・交流の促進	●市民活動・市民交流への支援 ●国際交流の促進	ボランティア活動、NPO活動に携わっている市民の割合(%)	市民アンケート	10.9%	H18	25.0%
				認証NPO法人数(法人)	県が認証した市内に主たる事務所を有する認証NPO法人数	12法人	H17	20法人
				国際交流活動や事業に参加している市民の割合(%)	市民アンケート	3.9%	H18	10.0%
誰もが安心していきいきと暮らしているまち	保健医療が充実し、健康が守られている	医療体制の充実	●地域医療体制の充実 ●救急医療体制の充実 ●市民病院の医療機能の強化	かかりつけ医を持つ市民の割合(%)	市民アンケート	67.9%	H18	75.0%
				救急医療体制に満足している市民の割合(%)	市民アンケート	36.4%	H18	50.0%
				市民病院の医療体制に満足している市民の割合(%)	市民アンケート	16.6%	H18	30.0%
		健康づくりの推進	●健康づくり活動の推進 ●保健・予防対策の推進	健康であると感じている市民の割合(%)	市民アンケート	66.1%	H18	75.0%
				特定健康診査の受診率(%)	特定健康診査の受診者数÷特定健康診査の対象者数×100	40.2% (H17基本健康診査受診率)	H17	60.0%
				がん検診の受診者数(人)	胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん及び子宮がんの受診者数(年間)	12,496人	H17	13,120人
	福祉が充実し、誰もが安心して暮らしている	障害者福祉の充実	●社会参加・自立への支援 ●地域生活への支援	一般就労に就いている障害者の割合(%)	個別アンケートに基づく一般就労に就いている障害者の割合	4.9%	H17	5.2%
				市内企業の障害者の雇用率(%)	雇用する障害者の数(常用の重度身体障害者及び重度知的障害者である労働者についてはダブルカウント、精神障害者である短時間労働者については0.5カウント、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者についてはカウントされない)÷常用の労働者総数から除外率相当数を除いた労働者数×100	1.04%	H17	1.80%
		高齢者福祉の充実	●高齢者の生活支援の充実 ●介護予防の推進 ●介護者・要介護者への支援の充実 ●相談体制の充実	在宅の寝たきり高齢者の割合(%)	在宅の寝たきり老人数÷在宅老人数×100	1.76%	H18	1.50%
				要介護高齢者の在宅率(%)	(第1号被保険者認定者数-第1号被保険者施設利用者(グループホーム、特定施設入居者生活介護含む))÷第1号被保険者認定者数×100	79.3%	H17	80.0%
		地域福祉社会の形成	●地域福祉活動の推進 ●福祉のまちづくりの推進	福祉ボランティアに携わっている人数(人)	海南市ボランティアセンターへの個人及びグループの登録者数(重複登録を含む)	752人	H17	900人
				公共施設や民間施設がバリアフリー化されたと感じている市民の割合(%)	市民アンケート	29.9%	H18	40.0%
		社会保障制度の充実	●国民健康保険制度の健全な運営 ●介護保険制度の健全な運営 ●国民年金制度の推進 ●生活困窮者への支援 ●医療費助成制度の推進 ●後期高齢者医療制度の創設	市民一人当たりの年間診療費(国民健康保険)(円)	国民健康保険の年間の診療費総額÷国民健康保険加入者数	373,418円	H17	336,000円
				介護保険サービスに満足している市民の割合(%)	市民アンケート	16.1%	H18	25.0%
				国民年金の納付率(%)	納付月数÷納付対象月数×100	75.6%	H17	80.0%

政策目標	施策目標	基本施策	重点施策	成果指標	指標の算出方法 (計算式等)	現況値		目標値
						値	年度	H23年度
誰もが安心していきいきと暮らしているまち	安心して子育てをしている	子育てを支える環境づくり	● 地域での子育て支援の推進 ● 要支援家庭への対応の充実	育児について、相談できる場が充実していると感じる市民の割合(%)	市民アンケート	14.0%	H18	30.0%
				ファミリーサポートセンター登録会員数(人)	市内のファミリーサポートセンターに登録している依頼会員及び提供会員の合計人数	0人	H17	300人
				子育てひろば参加者数(人)	子育てひろば参加者数(年間)	4,723人	H17	5,000人
		健やかに生み育てる環境づくり	● 子どもや親の健康確保 ● 小児医療体制の充実	保健師による訪問指導件数(件)	保健師による訪問指導件数(年間)	124件	H17	200件
				マタニティスクール参加率(%)	マタニティスクール参加者数(延べ人数)÷年間対象妊婦数×100	64.5%	H17	80.0%
		仕事と子育てを両立させる社会づくり	● 保育サービスの充実 ● 仕事と子育ての両立	保育サービスが充実していると感じる市民の割合(%)	市民アンケート	16.1%	H18	30.0%
				男性が子育てに参加していると感じる市民の割合(%)	市民アンケート	23.3%	H18	40.0%
	誰もが安全に不安なく生活しているまち	防災体制の充実	● 災害対応能力の向上 ● 防災施設・緊急物資等の整備充実 ● 防災情報システムの充実	防災(地震)対策に対する市民の満足度(%)	市民アンケート	20.1%	H18	40.0%
				災害時支援協定等締結数(件)	市が締結した災害時支援協定(地方公共団体、民間)、物資供給協定及び消防相互応援協定の件数	9件	H17	20件
		地域防災活動の充実	● 地域防災力の向上 ● 防災意識の啓発	自主防災組織に加入している世帯の割合(%)	自主防災組織加入世帯÷市世帯数×100	34.2%	H17	70.0%
				災害発生時の避難場所を知っている市民の割合(%)	市民アンケート	68.3%	H18	80.0%
				災害に対する家庭内での備えができている世帯の割合(%)	市民アンケート	27.6%	H18	50.0%
				地域防災訓練及び防災講習等の参加者数(人)	自主防災組織及び自治会等が実施した防災訓練並びに市の防災講習及び防災講演会の参加者数(年間)	1,160人	H17	2,500人
		災害に強いまちの基盤整備	● 地震に対応した家屋・施設の耐震化 ● 公共土木施設の耐震化 ● 津波浸水対策等の強化 ● 避難対策	木造住宅耐震改修補助件数(件)	木造住宅耐震改修補助事業を利用し、耐震改修した件数(年間)	0件	H17	10件
				避難所となる公共施設の耐震化率(%)	耐震化された避難所となる公共施設延べ床面積÷避難所となる公共施設延べ床面積×100	30.1%	H17	50.0%

2 成果指標一覧

政策目標	施策目標	基本施策	重点施策	成果指標	指標の算出方法 (計算式等)	現況値		目標値
						値	年度	H23年度
誰もが安全に不安なく生活しているまち	安全な暮らしが確保されている	防犯対策の充実	●地域安全活動の推進 ●防犯施設の整備	子どもの犯罪被害件数(件)	18歳未満の犯罪被害件数(海南警察署の資料)(年間)	101件	H17	80件
				市内犯罪認知件数(件)	海南警察署管内での犯罪認知件数(海南警察署の資料)(年間)	704件	H17	600件
				防犯活動に参加している市民の割合(%)	市民アンケート	14.5%	H18	30.0%
		交通安全対策の充実	●交通安全意識の普及啓発 ●道路交通環境の整備	市内交通事故件数(件)	市内で発生した交通事故件数(海南警察署の資料)(年間)	433件	H17	400件
				市内交通事故死傷者数(人)	市内で発生した交通事故死傷者数(海南警察署の資料)(年間)	564人	H17	500人
				放置自転車撤去台数(台)	自転車等の放置防止に関する条例に基づく放置自転車の撤去台数(年間)	127台	H17	100台
		消防力の強化	●火災予防対策 ●消防体制の充実 ●消防施設・装備の充実 ●救急・救助体制の整備	火災発生件数(件)	市内で発生した火災件数(年間)	18件	H17	9件
				火災・救急・救助の体制に関する市民の満足度(%)	市民アンケート	35.1%	H18	60.0%
				住宅用火災警報器を設置している世帯の割合(%)	市民アンケート	16.2%	H18	90.0%
				救急救命講習受講者数(人)	普通救命講習及び応急手当講習会への参加者数(年間)	1,281人	H17	1,800人
		消費生活の安定と向上	●消費者保護対策の推進	詐欺、悪徳商法等の消費者犯罪の苦情件数(件)	市民環境課及び市民相談室への詐欺、悪徳商法等の消費者犯罪の苦情件数(年間)	27件	H17	20件
市民とともに歩む効率的な行政運営に取り組みます	市民にわかりやすい開かれた行政運営が行われている	協働のまちづくりの推進	●市民参画の機会づくり ●協働のための環境整備	市の審議会等に占める公募委員の割合(%)	公募による委員数÷市の審議会等の委員数×100	0.8%	H18	10.0%
				認証NPO法人数(法人)	県が認証した市内に主たる事務所を有する認証NPO法人数	12法人	H17	20法人
		開かれた市政・情報の共有	●積極的な情報公開 ●広報広聴活動の充実 ●地域情報化の推進	市からの情報提供に満足している市民の割合(%)	市民アンケート	37.9%	H18	50.0%
				HPのアクセス件数(件)	市のHPへのアクセス件数(年間)	150,000件	H18(見込み)	175,000件
				市政への提案件数(件)	「市政目安箱」による提案件数(年間)	20件	H18(見込み)	100件
				ブロードバンドサービス(光回線)の利用率(%)	市民アンケート	20.4%	H18	35.0%

政策目標	施策目標	基本施策	重点施策	成果指標	指標の算出方法 (計算式等)	現況値		目標値
						値	年度	H23年度
市民とともに歩む効率的な行政運営に取り組みます	効率的な行政運営が行われている	効率的な行政運営	●事務事業の整理・合理化の推進 ●意欲あふれる職場の醸成 ●電子自治体の構築 ●行政サービスの向上 ●広域行政の推進	市職員数(人)	市の職員数(病院事業の医療関係職員を除く。)	700人	H18	590人
				各種研修を受けた職員の割合(%)	研修受講者÷全職員数×100	91.0%	H17	100%
				システム化した申請・届出手続きにおけるオンライン利用率(%)	システム化した申請・届出手続きのうち、オンライン利用手続き件数÷全手続き件数×100	0%	H17	50.0%
				市職員の対応に対する市民の満足度(%)	市民アンケート	30.1%	H18	60.0%
		健全な財政運営	●効率的な財政運営 ●安定的な財政基盤の確立 ●公営企業等の効果的運営の推進	経常収支比率(%)	経常経費充当一般財源÷(経常一般財源総額+減税補てん債+臨時財政対策債)×100	97.3%	H17	97.0%
				実質公債費比率(%)	(地方債の元利償還金(繰上償還金を除く)+地方債の元利償還金に準ずるもの)-(元利償還金等に充てられる特定財源+普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金)÷(標準財政規模+臨時財政対策債発行可能額-普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金)×100 直前3か年の平均値	11.4%	H18	14.0%
				経常収支に占める人件費の比率(%)	経常人件費充当一般財源÷(経常一般財源総額+減税補てん債+臨時財政対策債)×100	37.9%	H17	35.0%
				市税収納率(%)	市税の収入済額÷市税の調定済額×100	92.4%	H17	93.0%

3 策定経過

年 月 日	内 容
平成17年 8月 8日	総合計画策定支援業務を委託
9月30日 ～10月14日	総合計画策定に係る市民意向調査の実施 ※市内在住の18歳以上の方 5,000人
10月27日 ～10月28日	各種団体懇談会の開催 1)民生関係団体(13団体) 2)産業関係団体(17団体) 3)教育・文化・スポーツ関係団体(6団体) 4)青年・女性関係団体(11団体) 5)自治関係団体(5団体)
11月10日	子育て世代への意向調査(子育てひろば:市民会館42人) (期待する子育て支援策、今後のまちづくり等)
11月11日	高校生(県立海南高等学校)への意向調査(114名) 1年生から3年生までの各学年1クラス
11月24日	子育て世代への意向調査(子育てひろば:住民センター20人) (期待する子育て支援策、今後のまちづくり等)
11月25日	自治会連絡協議会へのアンケート(30人) (各地区の問題点、今後のまちづくりへの意見等)
11月28日	第1回総合計画策定本部会議(策定方針、策定スケジュール等)
11月29日	子育て世代への意向調査(子育てひろば:こじか保育所 50人) (期待する子育て支援策、今後のまちづくり等)
12月21日	第1回総合計画策定委員会(策定方針、策定スケジュール等)
平成18年 1月25日	第2回総合計画策定委員会(各種調査結果、基本構想策定の考え方等)
2月 6日	第3回総合計画策定委員会(新市まちづくり計画との関連、計画体系等)
2月10日	第2回総合計画策定本部会議(新市まちづくり計画との関連、計画体系等)
2月20日	第3回総合計画策定本部会議(計画体系等)
2月23日	第1回総合計画審議会(経過報告、策定方針等)
3月16日	市長へのヒアリング
4月19日	第4回総合計画策定本部会議(基本構想素案、成果指標の設定等)
4月24日	第4回総合計画策定委員会(基本構想素案、成果指標の設定等)
5月10日	第5回総合計画策定委員会(基本構想素案等)
5月12日	第5回総合計画策定本部会議(基本構想素案等)
5月24日	総合計画審議会に第1次海南市総合計画基本構想を諮問
5月30日	第2回総合計画審議会(基本構想案)

年 月 日	内 容
6月1日 ～6月15日	第1次海南市総合計画基本構想(案)の公表及び意見募集
6月15日	第6回総合計画策定委員会(基本計画体系案等)
6月23日	第3回総合計画審議会(基本構想案等)
8月1日	第4回総合計画審議会(基本構想案等)
8月3日	総合計画審議会から第1次海南市総合計画基本構想の答申
8月9日	第6回総合計画策定本部会議(計画構成等)
9月7日	市議会9月定例会へ第1次海南市総合計画基本構想を提案
9月29日	市議会で第1次海南市総合計画基本構想が可決
10月16日	第7回総合計画策定本部会議(基本計画体系案)
11月15日	第8回総合計画策定本部会議(基本計画体系案)
11月28日	第5回総合計画審議会(策定スケジュール、基本計画体系案)
12月18日	第9回総合計画策定本部会議(基本計画素案)
12月26日	第6回総合計画審議会(基本計画体系案、市民アンケート等)
12月27日	第10回総合計画策定本部会議(重点プラン)
12月27日 ～平成19年1月26日	第1次海南市総合計画基本計画(素案)の公表及び意見募集
1月5日 ～1月15日	基本計画策定に係る市民アンケート調査の実施 ※市内在住の18歳以上の方 2,000人
1月10日	第11回総合計画策定本部会議(重点プラン)
1月16日	第7回総合計画審議会(基本計画素案等)
2月1日	第12回総合計画策定本部会議(基本計画素案等)
2月13日	第8回総合計画審議会(基本計画素案等)
2月20日	議員全員協議会への報告(基本計画素案)
2月22日	総合計画審議会に第1次海南市総合計画基本計画を諮問
2月27日	第9回総合計画審議会(基本計画案等)
3月16日	総合計画審議会から第1次海南市総合計画基本計画の答申

海南市総合計画審議会条例

平成17年7月15日

条例167号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための新たな基本構想及び基本計画の策定について調査審議するため、海南市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 市民団体の代表者
- (3) 学識経験を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問に係る調査審議が終了するときまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の中から互選する。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議出席)

第6条 会長が必要と認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策調整部政策調整課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成19年3月現在)

役 職	氏 名	所属団体及び役職名
会 長	森 口 佳 樹	和歌山大学教授
副 会 長	田 淵 利 都	前海南商工会議所会頭
委 員	大 谷 雅 己	下津町商工会会長
〃	酒 本 佳 斉	海南青年会議所直前理事長
〃	高 岡 伸 夫	海南特産家庭用品協同組合理事長
〃	花 光 正 次	紀州漆器協同組合理事長
〃	森 西 淳 起	海南市商店街振興組合連合会理事長
〃	菖蒲 典 侑	ながみね農業協同組合代表理事組合長
〃	山 本 尚 夫	海南医師会会長
〃	市 川 博 康	下津港湾振興会会長
〃	坂 本 誠 一	海南市水産振興会監事
〃	田 中 守	海南市農業振興協議会会長
〃	松 井 利 之	海南市4Hクラブ連絡協議会監事
〃	花 畑 重 靖	海南文化協会会長
〃	向 山 憲 和	海南市自治会連絡協議会会長
〃	山 本 章	海南市自治会連絡協議会副会長
〃	飯 貝 善 令	海南市老人クラブ連合会会長
〃	張 間 広 子	NPO法人子育て・あそびサポートばお理事長
〃	南 嘉代子	海南市男女共同参画推進の会会長
〃	立 石 裕 代	海南市民生委員児童委員協議会会長
〃	橋 本 光 子	海南市婦人会連絡協議会副会長
〃	谷 本 忠 信	海南市身体障害者連盟会長
〃	東 田 敏 子	海南市女性団体連絡協議会会長
〃	山 田 英 之	海南市PTA連合会会長
〃	瀬 川 禎 彦	海南市体育協会副会長
〃	中 西 徹	海南市議会議員
〃	中 家 悦 生	海南市議会議員
〃	栗 本 量 生	海南市議会議員
〃	岡 義 明	海南市議会議員
〃	川 口 政 夫	海南市議会議員
前 委 員	新 谷 武 一	前下津町商工会会長
前 委 員	角 谷 勝 司	前海南特産家庭用品協同組合理事長
前 委 員	新 垣 勝	前海南医師会会長
前 委 員	山 崎 七 一	前海南市自治会連絡協議会会長
前 委 員	市 野 育 子	前海南市下津地区婦人会会長
前 委 員	嶋 田 周 司	前海南市PTA連合会会長
前 委 員	河 野 敬 二	海南市議会議員
前 委 員	尾 崎 弘 一	海南市議会議員
前 委 員	大 田 優	前海南市議会議員
前 委 員	矢 本 伊	前海南市議会議員
前 委 員	谷 上 昌 賢	前海南市議会議員

海政政第271号
平成18年5月24日

海南市総合計画審議会
会長 森 口 佳 樹 様

海南市長 神 出 政 巳

第1次海南市総合計画基本構想について（諮問）

第1次海南市総合計画基本構想を策定するにあたり、海南市総合計画審議会条例第1条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

平成18年8月3日

海南市長 神 出 政 巳 様

海南市総合計画審議会
会長 森 口 佳 樹

第1次海南市総合計画基本構想について（答申）

平成18年5月24日付け海政政第271号で諮問のありました「第1次海南市総合計画基本構想（案）」について、慎重に審議した結果、別添のとおり答申いたします。

この基本構想が、海南市の将来像である「元気 ふれあい 安心のまち 海南」の実現を図るための行政運営の指針となることを期待します。

なお、基本構想の推進に当たっては、本審議会における意見を十分に尊重し、市民との協働のもと、基本構想の着実な実現に努められるよう要望します。

海政政第 1185 号
平成19年2月22日

海南市総合計画審議会
会長 森 口 佳 樹 様

海南市長 神 出 政 巳

第1次海南市総合計画基本計画について（諮問）

第1次海南市総合計画基本計画を策定するにあたり、海南市総合計画審議会条例第1条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

平成19年3月16日

海南市長 神 出 政 巳 様

海南市総合計画審議会
会長 森 口 佳 樹

第1次海南市総合計画基本計画について（答申）

平成19年2月22日付け海政政第1185号で諮問のありました「第1次海南市総合計画基本計画（案）」について、慎重に審議した結果、別添のとおり答申いたします。

この基本計画が、基本構想を踏まえて「元気 ふれあい 安心のまち 海南」の実現を図るための行政運営の指針となることを期待します。

なお、基本計画の推進に当たっては、本審議会における意見を十分に尊重し、市民との協働のもと、基本計画の着実な実現に努められるよう要望します。

ア 行

●IT

情報技術 (information technology) のこと。コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す語。

●アスベスト

蛇紋石 (じゃもんせき) や角閃石 (かくせんせき) が繊維状に変形した天然の鉱物のこと。アスベスト (石綿) はそれ自体が問題ではなく、高濃度に飛び散ること、長期にわたって大量に吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られている。

●アダプト・プログラム

アダプト (adopt) とは英語で「〇〇を養子にする」の意味。

一定区画の公共の場所を養子にみ立て、市民が里親となって養子の美化 (清掃) を行い、行政がこれを支援する。

●インキュベータ事業

新しい事業を支援するための人や組織のこと。

本来の意味は、孵卵 (ふらん) 器のことで、意味が転じて、起業家育成、起業化支援のための仕組みという意味で使われる。「インキュベーション」ともいう。

●生きる力

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力。

●インターンシップ

学生が一定期間企業等の中で研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行える制度のこと。インターンシップを取り入れている企業は年々増加している。

●イントラネット

社内等、限定された範囲でのコンピュータ・ネットワークを構築する時に、インターネットの標準的な技術を利用することで低コスト化とベンダー独立性を高めようとする取組み。また、そのようにして構築されたネットワークを指す。

●NPO

非営利団体・組織のこと。住民が主体となって社会的な活動を行っている民間の非営利団体を指す。なお、NPO法人 (特定非営利活動法人) は、NPOのうち特定非営利活動促進法に基づき、都道府県又は国の認証を受けた団体のことをいう。

●エンパワーメント

「力をつける」という意味で、経済的に自立する力、政治や経営に参画する力、国際社会で活躍する力など様々な場面で女性が判断力や行動力を培い、蓄えることをいう。

●オゾン層の破壊

紫外線を吸収する働きをもっているオゾン層が破壊されること。

●温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称であり、水蒸気、対流圏オゾン、二酸化炭素、メタンなどが該当する。

カ 行

●介護保険制度

老後の最大の不安要因である介護問題に 대응するため、高齢者が介護を必要とする状態になっても尊厳をもって、自立した生活を送ることができるよう高齢者の介護を社会的に支える仕組み。

●介護予防マネジメント

要支援認定を受けた介護保険被保険者に対し、介護を要する状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われる支援。

●街区公園

主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園。半径250メートルの範囲内で、1箇所当たり0.25ヘクタールを標準として配置しているもの。

●海南インテリジェントパーク

旧頭脳立地法に基づき、「和歌山地域集積促進計画」の中核的業務用地として、「人間と環境と技術の高度な調和が保たれた、快適な職場空間からの新しい創造力・新技術の発信」をコンセプトに、和歌山県・海南市・地域振興整備公団が整備した産業業務団地。

●各種防災情報ネットワークシステム

衛星系と地上系の2ルート無線回線により、県防災センターと市町村、消防本部等とのネットワークを図り、気象、災害及び災害現場の映像などの情報を迅速に収集、伝達することができるシステム。

●学童保育

小学校の児童が利用でき、仕事などで、昼間保護者のいない小学校児童を対象に、学校の空き室や児童館などで放課後、安心して充実した生活が送れるような遊びや生活の指導をすること。

●語り部ボランティア

海南市を訪れる観光客等に熊野古道や黒江の町並みなど、市内の歴史的・文化的遺跡を紹介するボランティアの方。

●環境ホルモン

生体の成長、生殖や行動に関するホルモンの作用を阻害する性質を持っている化学物質のこと。

●企業の森

和歌山県が、環境貢献に関心の高い企業、労働組合、大学等と連携して県内の森林保全を進めるために行っている事業。企業や労働組合が「地球環境保全の森」、「世界遺産環境を守る森林」等として、和歌山県内の森林資源を賃貸又は所有することにより、自然環境保全に取り組むもの。

●救急医療情報システム

急な病気やケガの時、診察できる医療機関を探せるシステム。

●近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。半径500メートルの範囲内で、1箇所当たり2ヘクタールを標準として配置しているもの。

●救急救命士

救急救命士法に基づき、医師の指示のもとに救急救命処置を行うことを業とする者。救急救命処置とは、その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者が病院若しくは診療所に搬送されるまでの間に、その傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置であって、その傷病者の症状の悪化防止、生命の危険回避のために緊急に必要なものをいう。

●行政コスト計算書

人件費など、資産形成につながらない当該年度の行政サービス提供のために使われた費用と収入を対比したもので、どのようなサービスにどれだけのコストがかかっているかなどを示したもの。

●行政評価制度

市町村等が実施する事業について、数値による客観的な評価を行い、それを次年度以降の事業の見直しに活かしていくことを目的とする制度。

●グリーン・ツーリズム

都市住民などが緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動、農山漁村で楽しむゆとりある休暇。

●グローバル化

これまでの国家や地域などの境界を越えて地球規模で複数の社会とその構成要素の間での結びつきが強くなることに伴う社会における変化やその過程をいう。

●ケアマネージャー

介護や支援を必要とする高齢者や家族が、自立した生活を送れるよう手助けする人。介護支援専門員の別名。

●建築基準法上の後退用地

建築基準法の規定では、建築物の敷地に接する道路は幅員が4m以上必要となっており、その道路が幅員4m未満の場合は道路中央線から2mの部分境界線とみなすことにより生じる実際の道路境界線からの後退用地のこと。後退部分への建築物や擁壁・門扉等の建築は認められない。

●後期高齢者医療制度

75歳以上の「後期高齢者」全員が加入する公的医療保険制度。2006年の通常国会に提出された医療制度改革関連法案に盛り込まれ、2008年度から新たな独立型の医療制度としてスタートする。

●公債費

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還費と一時借入金の利息の合計。

●高機能消防指令センター

コンピュータや通信機器の最先端技術を駆使した施設で、119番通報受付から現場活動まで、より迅速・的確かつ効率的に対応できるもの。

●交通結節点機能

複数あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所。一般に、交通手段の変更をスムーズにできることが求められている。

●高齢者向け優良賃貸住宅制度

高齢社会において高齢者が安全で安定した居住を確保するために、民間の土地所有者などによる高齢者向けの優良な賃貸住宅の供給を促進し、これを公的賃貸住宅として活用しようとする制度。

●国民保護計画

国の省庁などの指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれの立場で実施する国民の保護のための措置の内容や実施方法などについて国民保護法に基づいて定める計画。

●コミュニティバス

地域の住民の利便向上等のため一定地域内を運行するバスで、車両仕様、運賃、ダイヤ、バス停の位置等を工夫したバスサービス。

●コミュニティプラント

市町村が一般廃棄物処理計画に基づき、地域し尿処理施設として設置、管理するし尿と生活雑排水を合わせて処理するための小規模な污水处理施設。

●合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に生む子どもの数を示す。この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができる。

サ行

●サイバー犯罪

コンピュータ技術及び電気通信技術を悪用した犯罪をいう。

●三位一体改革

地方財政の改革において「補助金の削減・地方交付税の改革・税源の移譲」を同時に進めようとする考え方。地方財政のスリム化と地方自治体の裁量権拡大を同時に目指すもの。

●酸性雨

化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中で反応して生じる硫酸や硝酸などを取り込んで生じると考えられるpHの低い雨のこと。

●市街化区域

無秩序な市街化を防止するために区域区分された都市計画区域内の、既に市街地を形成している、及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべきとして定められた区域。

●市街化調整区域

無秩序な市街化を防止するために区域区分された都市計画区域内の、市街化を抑制すべきとして定められた区域。

●支援費制度

2003年4月から始まった障害者への福祉サービス。それまでの行政が内容を決める措置制度から障害者自らが内容を選択する仕組みへ変更された。障害者が施設でなく自宅や地域で生活できるような社会を目指している。

●事業仕分け

個々の事業ごとに、「そもそも必要な仕事なのか」、「（必要だとして）市がやるべきか」について見直しを行うことにより、行政改革を一層充実したものにするための評価手法の1つ。

●次世代育成支援行動計画

次代を担う子どもの育成のため、今後取組むべき子育て支援策や目標を定めたもの。平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び企業は、国の指針に基づいて、次世代育成に関する行動計画を制定し、今後10年間の集中的・計画的な取り組みを推進することとなった。

●指定管理者制度

それまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理を、株式会社をはじめとした民間法人にも行わせる制度。

●指定ごみ袋制度

違反ごみを減らし、ごみの分別を徹底するために、市がごみ袋を指定する制度。

●市民ワークショップ

まちづくりについてアイデアを出し合い意見集約をする集まり。通常の会議と異なり、誰もが自由に意見を言いやすいように工夫されたもの。あらかじめ決まった結論に導くのではなく、いかに意味ある意見交換の場をつくるかということが重要視されている。

●市政目安箱

市政運営や政策決定の参考にするため、市の主役である市民の意見等を伺う制度。

●自立支援給付

介護給付、訓練等給付、サービス利用計画作成費の支給、自立支援医療費の支給、捕装具費の支給等のサービスを利用したときに、原則としてかかった費用の9割を支給する制度。2006年10月に成立した障害者自立支援法に基づくもの。

●情報セキュリティ

市が保有する個人情報等の情報資産を様々な脅威から保護し、安全性を維持すること。

●情報リテラシー

コンピュータやネットワークを活用して情報やデータを扱うための知識や能力のこと。

●ショートステイ

短期入所又は短期療養の意。双方とも市町村による福祉サービスの一種。在宅介護を受けている高齢者や障害者を、介護者の休養等の理由で福祉施設等が短期間預かる制度。介護保険でも利用できる。

●食育

心身の健康の基本となる、食生活に関する様々な教育を行うこと。食べる物を選ぶ力、食べ方、調理法、味覚形成、食べ物の生育に関する知識や豊かな食生活の楽しみを覚える等の力をつけることを目指す。

●申請・届出のオンライン化

住民が自宅や職場のパソコンからインターネットを通じて、申請・施設予約などの行政手続きを行えるようにすること。

●人口動態

出生・死亡（自然動態）や、転入・転出（社会動態）による人口の増減のこと。

●スキルアップ

訓練して技能を身に付けること。

●生活支援サービス

在宅の高齢者が介護に頼らずに自立した生活ができるように支援するために、市町村が行う保健福祉サービスのひとつ。

●セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせ。相手の望まない性的な言動によって、不快感や屈辱感を抱かせたり、相手の人格や個人としての尊厳を傷つけること。

●前期高齢者

65歳以上、75歳未満の高齢者。

●総合型地域スポーツクラブ

「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」スポーツを楽しむことができる社会を実現するために、その地域に住む住民が主役となって、自ら運営・管理をする新しいスポーツクラブのシステム。

●SOHO

Small Office/Home Office、会社と自宅や郊外の小さな事務所をコンピュータネットワークで結んで、仕事場にしたもの。あるいは、コンピュータネットワークを活用して自宅や小さな事務所で事業を起こすこと。出勤に起因する時間的、経済的な無駄が省けるという利点があるが、業務管理やコミュニケーションで問題が生じるケースもある。

タ行

●第三セクター

国及び地方公共団体が経営する公企業を第一セクター、私企業を第二セクターとし、それらとは異なる第三の方式による法人という意味。

●団塊の世代

第二次世界大戦後の日本において、1947年（昭和22年）から1949年（昭和24年）の第一次ベビーブームで生まれた世代のこと。作家の堺屋太一氏がその著書の中で命名した。この前後の世代に比べて特に人口が多い。彼らが2007年（平成19年）以降一斉に定年退職を迎えることによる影響を「2007年問題」と呼ぶ。

●地域生活支援事業

市町村が行う事業として、障害者、障害児の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を供与するとともに、障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業。手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付又は貸与、障害者等の移動を支援する事業等。

●地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活が継続できるよう、総合相談支援・権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントといった機能を担う中核機関。

●地域防災計画

都道府県や市町村などの地方自治体がつくる防災計画で、災害時に行政が住民にどのような社会サービスを提供するのかを示しているもの。「災害対策基本法」によって規定されている。

●地域密着型サービス

要介護等々の住み慣れた地域での生活を24時間体制で支えるという観点から創設された介護保険サービスの一つ。

●地球温暖化

石油等の化石燃料の燃焼などにより大気中の二酸化炭素等が増加し、地表から放出される赤外線を吸収することにより、地球の温度が上がる現象。

●地産地消

地元でとれた生産物を地元で消費すること。食料に対する安全志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されている。

●地区公園

主として地区に居住する者の利用に供することを目的とする公園。半径1,000メートルの範囲内で、1箇所当たり4ヘクタールを標準として配置しているもの。

●知的財産権（特許・実用新案）申請

物品に対し個別に認められる所有権（財産権）のことではなく、無形のもの、特に思索による成果・業績を認めその表現や技術などの功績と権益を保証するために与えられる財産権を申請すること。

●地方交付税

地方公共団体の財源不足や団体間の財政不均衡を是正し、その事務を遂行できるよう国から地方公共団体へ交付される資金。

●中心市街地活性化基本計画

空洞化が進む中心市街地に対して市町村が関係者との協議の上、作成する計画。国に認定されると、活性化に対する支援を受けられる。

●TMO

Town Management Organization の略で、中心市街地における商業まちづくりを運営・管理する機関をいう。

●デイサービス

介護保険等で給付されるサービスの一種。在宅介護を受けている高齢者や障害者がデイサービスセンターへ通所し、リハビリテーションや日常生活の介護等を受ける。日帰り介護、通所介護。

●低床バス

乗降口の階段の高さを低く抑えるか、段差なしで乗降できるようにしたバス。

●デジタル化

文字、映像などの情報を“0”と“1”からなる信号で表現すること。

●電子自治体

地方自治体における申請等の手続きをインターネット上で可能にするシステム。また、そのシステムを採用する地方自治体。電子化された地方自治体。

●東南海・南海地震防災対策推進地域

東南海・南海地震が発生した場合に著しい被害が生じるとおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域。

●統合型地理情報システム

行政内部で保有する地理情報を各部署で共用できるように一元的に整備・管理し、各部署で活用する庁内横断的な地理情報システム。

●登録有形文化財制度

1996年の文化財保護法改正により創設された文化財登録制度。都市開発や生活様式の変化等により社会的評価を受ける間もなく消滅しようとしている文化価値を有する文化財のうち、保存及び活用についての措置が特に必要とされる建造物のみについて、文部科学大臣が登録し、指導や助言を通じて保護すると同時に、後世に幅広く伝えていこうとする制度。登録有形文化財に登録されるには、築造後50年が経過していること、国土の歴史的景観に寄与していることなどの条件がある。

●道州制

行政区画を比較的大きな地域（国によって「道」「州」「省」などと呼ぶ）に分け、広範な行政機能を持たせて地方分権を図る制度。

●特定優良賃貸住宅制度

中堅所得者層向けの居住環境の良好な賃貸住宅を確保するため、民間の土地所有者などが建設する優良な賃貸住宅に対し、建設費及び家賃の一部を地方公共団体が助成して、低廉な家賃で入居できる賃貸住宅のこと。

●特別支援教育

これまでの特殊教育の対象となっていた障害だけでなく、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握し、当該児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育を行うこと。

●都市計画区域

政令等で定める要件を満たし、一体の都市として整備、開発、保全する必要があるとして都市計画法により指定された区域。

●都市計画マスタープラン

1992年の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、住民に最も近い立場である市町村が、その創意工夫の下に、住民の意見を反映させた都市づくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、その整備方針等をきめ細かくかつ総合的に定めたもの。

●都市福祉施設

教育文化施設、医療施設、社会福祉施設その他の都市の居住者等の共同の福祉又は利便のため必要な施設をいう。

●土地改良事業

農業農村を整備する事業のうち、農業生産基盤の整備を行う事業のこと。

●土地区画整理事業

都市計画区域内の土地について公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業。土地の所有者から公平に少しずつ土地を提供してもらい、道路や公園、宅地などを総合的に整備する。

ナ行

●ニート

NEET(Not in Employment, Education or Training)の略。若年無業者。職業にも学業にも職業訓練にも就いてない(就こうとしない)人。本来、イギリスの労働政策において増加傾向が指摘された概念。近年では日本国内でも社会問題化している。厚生労働省の労働経済白書(2005年版)では「年齢15～34歳の非労働力人口(仕事と求職活動をしていない人)のうち、家事も通学もしていない者」と定義している。

●認定外道路維持補修事業

住宅地等の多くの人が利用する私道の整備・補修等を市が行う事業。

●認定子ども園

幼稚園と保育所を一元化する総合施設の検討を進めてきた文部科学省と厚生労働省の両省が新たに設けた制度。地域の子育て支援の実施の要件を備える施設を認定子ども園として新設できる。

●認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づいて、農業の担い手として市町村が認定した農業者。税制や融資の面で特典が与えられる。

●農業振興地域

農業の振興を計画的に進めていく地域。

●農用地区域

今後とも相当長期にわたって農業上の利用を確保すべき土地の区域。

●ノーマライゼーション

障害者に、すべての人がもつ通常の生活を送る権利を可能な限り保障することを目標に社会福祉を進めること。デンマークの知的障害者福祉の取り組みから生まれた理念。等生化、共生化。

ハ行

●ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、更には避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。

ハザードマップを利用することにより、災害発生時に住民などは迅速・的確に避難を行うことができ、また二次災害発生予想箇所を避けることができるため、災害による被害の低減にかなり有効である。

●パブリックコメント

行政等が規制の設定や改廃、計画の策定等を行うとき、原案を公表し、住民の意見を求め、それを考慮して決定する制度。1999年(平成11年)から全省庁に適用され、地方自治体においても制度の適用が進んでいる。

●バランスシート

事業資金の調達内容とその運用状況を示す表のこと。

●バリアフリー

「障壁がない」という意味。建築設計等において、段差や仕切りをなくすなど、高齢者や障害者に配慮をすること。製品設計にも応用されている。

●PFI

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法。

●BOD(生物化学的酸素要求量)

水中に含まれる有機性物質が、微生物によって生物化学的に酸化されるときに消費される酸素の量。この数値が大きいかほど汚れの程度が高くなる。

●ビジネスインキュベーション

新たな事業を創出するための、一連の支援システムと連携した活動。

●ファミリーサポートセンター

「育児の援助を受ける人（依頼会員）」と「育児の援助を行う人（提供会員）」が会員となり育児の援助を行う地域の子育て支援システムのこと。

●フリーター

「フリー」と「アルバイト」を合わせた和製の造語。厚生労働省による「労働経済の分析」では、年齢が15～34歳の学校卒業者、かつ女性については未婚で、アルバイト若しくはパートとして雇用されている者、又は現在家事も通学もしておらずアルバイトやパートの仕事を希望している者、と定義される。

●ブルー・ツーリズム

島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実したマリナライフの体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。

漁村や島の生活体験や漁業体験など地域との交流を深めながら、海辺の資源を活用したマリナレジャーやエコツレッキングなど様々な体験メニューを旅行者自ら選択し、オリジナルのツーリズムを創り上げていくことができる。

●ブロードバンド

高速な通信回線の普及によって実現される次世代のコンピュータネットワークと、その上で提供される大容量のデータを活用した新たなサービス。

●ベンチャービジネス

新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的・革新的な経営を展開する小企業。

●放課後対策事業（放課後子どもプラン）

放課後等における児童の健全育成と子育て支援を図るため、小学校の余裕教室を活用して、1～6年生の児童を対象に一人一人の安全確保を図り、主に自主学習や集団による遊び・スポーツ活動等を行い、自主性・社会性・創造性を養うことを目的に開設している事業。

●ポケットパーク

ポケットほどの小さな公園の意味で、都市生活の中での潤いや休憩のために整備された比較的小規模な空間のこと。

マ 行

●マーケティング

消費者の求めている商品・サービスを調査し、供給する商品や販売活動の方法などを決定することで、生産者から消費者への流通を円滑化する活動。

●マネジメント

経営、管理のこと。

●マルチ栽培

果実の生育期間を通じて多孔質フィルムなどで樹冠下の地表面あるいはうね立て栽培のうねの部分进行、土壤水分を制御して樹体に水分ストレスを与えて果実の糖度を高め、品質の向上を図る方法。

●メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）

動脈硬化性疾患（心筋梗塞や脳梗塞など）の危険性を高める複合型リスク症候群のこと。

●モータリゼーション

自動車が大衆に広く普及し、生活必需品化することという。英語で「動力化」「自動車化」を意味する言葉。狭い意味では自家用乗用車の普及という意味でいわれることが多い。

●ものづくり創造支援事業

地場企業者が行う新事業創出のための新商品開発・高付加価値化事業及び知的財産権取得事業に対し、補助金を交付する事業。

ヤ 行

●有効求人倍率

公共職業安定所（ハローワーク）に登録された有効求人数を有効求職者数で割った数値のこと。

●U J I ターン

U J I ターンとは、U ターン・J ターン・I ターンの頭文字を取ってできた言葉。

U ターンは、出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地に戻るここと。

J ターンは、出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地の近隣地域に戻るここと。

I ターンは、出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住むここと。

●ユニバーサルデザイン

年齢や言葉の違い、身体的条件などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人にとって使いやすいものであるように製品や環境などをデザインすること。もとのデザインを変更したり、特別な仕様を加えたりすることで今ある障壁を除去する「バリアフリー」からさらに深く踏み込んだ考え方とされる。

●要支援・要介護

介護保険法に基づく介護サービスを受ける際の分類であり、市町村が行う認定のプロセスを経て決定される。要支援は、介護予防を目的とした新予防給付サービスの対象となる2段階の認定区分。要介護は、新予防給付サービスの対象となる要介護1から、常時介護が必要と認定され、介護給付サービスの対象となる要介護2～5の5段階に細分化されている。

●幼児教育センター

通常の幼稚園として子どもの教育を行うだけでなく、幼児教育の研究・研修を進め、家庭や地域との連携を強化し、相談体制の充実や子育て世代のネットワークづくりを行うことができ、地域の子育ての中心となるような施設。

ラ行

●ライフステージ

人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階。

●ライフライン

生活・生命を維持するための水道・電気・ガス・通信などのネットワークシステム。災害などの際、これらの機能の停止は大きな支障となる。

●リサイクル

不用品や廃棄物を原材料の段階に戻して、別の製品を作ること。

●リデュース

ごみの量そのものを減らすこと。発生抑制。

●リユース

使い終わったものを再利用すること。

●レセプト

患者が受けた診療について、医療機関が健康保険組合などの公的医療保険の運営者に請求する医療費の明細書のこと。診療や処方した薬の費用が記載されている。

●レファレンスサービス

利用者の様々な相談に応じ、利用の手助けを行うこと。

ワ行

●ワークシェアリング

各々の労働時間を短くすることによって、その分、従業員を増やし、あるいは、解雇する従業員数を減らし、雇用機会を増やすこと。ただし、この定義は日本におけるものであり、諸外国では様相が全く異なる。

第1次海南市総合計画

～ 元 気 ふ れ あ い 安 心 の ま ち 海 南 ～

発行日

平成19年3月

発 行

海 南 市

〒642-8501 和歌山県海南市日方1525番地6

TEL 073-482-4111 (代表) FAX 073-482-0099

ホームページアドレス <http://www.city.kainan.wakayama.jp>

E-mailアドレス seisaku@city.kainan.lg.jp

編 集

政策調整部政策調整課
